

平成 11 年 度

女性雇用管理基本調査

—— 育児・介護休業制度等実施状況調査 ——

結果報告書

労働省女性局

は し が き

本報告書は、育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況等を把握することを目的として平成11年11月に実施した「平成11年度女性雇用管理基本調査」の結果をとりまとめたものです。

育児休業制度は、平成7年4月1日から一律義務化されましたが、介護休業制度については、平成7年6月の「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」により、事業主に、できるだけ早く制度を設けるように努力義務が盛り込まれ、平成11年4月1日から、一律に事業主の義務となりました。

また、育児や家族の介護を行う労働者の時間外労働や深夜業を制限する制度についても、平成11年4月1日から施行されました。

本調査は、介護休業制度の一律義務化並びに時間外労働及び深夜業の制限の制度新設から半年後に実施されたものであり、各制度の実施状況を確認するとともに、一層の定着を図るための資料となるものです。

本報告書が、労働者の職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備に努力されている方々のご参考になれば幸いです。

最後に、調査の実施に当たり、多大な御協力をいただいた調査対象事業所各位に対し、深く感謝する次第であります。

平成12年12月

労働省女性局長

藤 井 龍 子

目 次

第1章 調査の概要	1
第2章 調査結果の概要	6
I 育児休業制度等に関する事項	6
1 育児休業制度	6
(1) 育児休業制度の規定状況	6
(2) 育児休業制度の内容	6
(3) 育児休業期間中及び復職後の労働条件等の取扱い	7
(4) 育児休業制度の利用者の状況	9
2 働きながら子育てをする労働者に対する援助の措置に関する事項	10
(1) 勤務時間短縮等の措置の導入状況	10
(2) 勤務時間短縮等の措置の内容	11
(3) 勤務時間短縮等の措置の利用状況	11
II 介護休業制度等に関する事項	11
1 介護休業制度	11
(1) 介護休業制度の規定状況	11
(2) 介護休業制度の内容	12
(3) 介護休業期間中及び復職後の労働条件等の取扱い	13
(4) 介護休業制度の利用者の状況	15
2 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項	15
(1) 勤務時間短縮等の措置の導入状況	15
(2) 勤務時間短縮等の措置の内容	16
(3) 勤務時間短縮等の措置の利用状況	16
III 深夜業・時間外労働の制限に関する事項	16
1 深夜業の制限の制度の規定状況	16
2 激変緩和措置	17
(1) 激変緩和措置に関する協定の締結状況	17
(2) 激変緩和措置の対象労働者	18
(3) 激変緩和措置の内容	18
IV 家族看護休暇制度に関する事項	19
1 家族看護休暇制度の導入状況	19
2 家族看護休暇制度の導入時期	19
3 家族看護休暇制度の実施検討状況	19
4 家族看護休暇制度の形態	19
5 対象となる家族の範囲	20
6 家族看護休暇制度の内容	20
(1) 休暇日数	20
(2) 会社から休業中に支給される金銭の支給状況	20
7 家族看護休暇制度の利用状況	20
第3章 付属統計表	22

第 1 章 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的とする。

平成11年度は、育児休業制度及び介護休業制度等の実施状況等について調査を行った。

2 調査の範囲

(1) 地 域 日本全国。ただし、一部離島等を除く。

(2) 産 業 日本標準産業分類による次に掲げる産業

イ 鉱 業

ロ 建設業

ハ 製造業

ニ 電気・ガス・熱供給・水道業

ホ 運輸・通信業

ヘ 卸売・小売業、飲食店

ト 金融・保険業

チ 不動産業

リ サービス業（家事サービス業、外国公務を除く。）

(3) 事業所

上記(2)の産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所のうちから、一定の方法で抽出した約10,000事業所

3 調査事項

次に掲げる事項

(1) 事業所の属性に関する事項

(2) 育児休業制度等に関する事項

イ 育児休業制度

(イ) 制度の規定の有無

(ロ) 制度の内容

(ハ) 休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

(ニ) 制度の利用者の状況

ロ 働きながら子育てをする労働者に対する援助の措置

(イ) 制度の有無、内容及び利用状況

(3) 介護休業制度等に関する事項

イ 介護休業制度

(イ) 制度の規定の有無

(ロ) 制度の内容

(ハ) 休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

(ニ) 制度の利用者の状況

ロ 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置

(イ) 制度の有無、内容及び利用状況

(4) 深夜業・時間外労働の制限に関する事項

イ 深夜業の制限の制度に関する事項

- (イ) 深夜労働の有無
- (ロ) 規定の有無
- (ハ) 制度の内容及び利用状況

ロ 女性保護規定の解消に伴う、子の養育又は家族の介護を行う労働者に対する激変緩和に関する事項

- (イ) 時間外労働協定及び激変緩和措置に関する協定の有無
- (ロ) 激変緩和措置に関する協定の内容
- (ハ) 激変緩和措置の利用状況

(5) 家族看護休暇制度に関する事項

- イ 制度の有無、根拠
- ロ 制度の導入時期
- ハ 制度の実施検討予定
- ニ 制度の形態
- ホ 制度の内容等
- ヘ 制度の利用状況

4 調査対象期日

平成11年10月1日現在

ただし、制度、措置等の利用者数等に関する事項については、次のとおりとする。

- (1) 育児休業制度の利用者の状況のうち、出産者数（又は配偶者が出産した者の数）、育児休業終了後の復職状況及び育児休業制度の利用期間 平成10年4月1日～平成11年3月31日
- (2) 平成10年4月1日～平成11年3月31日までの間に出産者数（又は配偶者が出産した者の数）のうち育児休業を開始した者の数、働きながら子の養育を行い労働者に対する勤務時間短縮等の措置の制度の利用者数 平成10年4月1日～平成11年10月1日
- (3) 介護休業制度の利用者数、介護休業終了後の復職状況、介護休業制度の利用期間及び働きながら家族の介護を行う労働者に対する勤務時間短縮等の措置の制度の利用者数
平成11年4月1日～平成11年9月30日
- (4) 育児・介護のための深夜業の制限の制度の利用状況及び激変緩和措置の利用状況
平成11年4月1日～平成11年9月30日

5 調査実施期間

平成11年11月1日から11月30日まで

6 調査機関

労働省女性局一都道府県女性少年室（平成12年4月、都道府県労働局雇用均等室に組織変更）

7 調査方法

- (1) 調査票 「平成11年女性雇用管理基本調査票」
- (2) 調査の方法 郵送自計

8 集計方法

労働省女性局において集計（有効回収数 6,990 有効回収率 70.7%）

9 調査対象事業所の抽出

平成8年事業所統計調査により把握された事業所名簿に基づき、一定の方法により抽出した。
なお、産業、規模ごとの抽出率は「産業・規模別調査事業所抽出率一覧表」のとおりである。

10 調査結果の利用上の注意

- (1) 本調査は、標本調査であるので、母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- (2) M. A. (Multiple Answerの略) の表示のある統計表は、複数回答であるから百分比は合計しても必ずしも100.0とはならない。

産業・規模別調査事業所抽出率一覧表

産業 \ 規模	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
D 鉱業	1/1	1/1	1/4	1/45
E 建設業	1/2	1/27	1/209	1/3716
F 製造業	-	-	-	-
12・13 食料品・飲料・たばこ・飼料	1/2	1/26	1/75	1/481
14 繊維工業(衣類・その他の繊維製品を除く)	1/1	1/5	1/14	1/142
15 衣服・その他の繊維製品	1/1	1/8	1/45	1/386
16 木材・木製品(家具を除く)	1/1	1/2	1/11	1/167
17 家具・装備品	1/1	1/3	1/12	1/144
18 パルプ・紙・紙加工品	1/1	1/5	1/18	1/118
19 出版・印刷・同関連産業	1/1	1/8	1/36	1/358
20 化学工業	1/2	1/10	1/19	1/69
21 石油製品・石炭製品	1/1	1/1	1/1	1/16
23 ゴム製品	1/1	1/3	1/8	1/56
24 なめし皮・同製品・毛皮	0	1/1	1/4	1/53
25 窯業・土石製品	1/1	1/5	1/27	1/225
26 鉄鋼業	1/1	1/4	1/12	1/69
27 非鉄金属	1/1	1/4	1/8	1/44
28 金属製品	1/1	1/9	1/46	1/486
29 一般機械器具	1/3	1/16	1/51	1/441
30 電気機械器具	1/7	1/28	1/68	1/344
31 輸送用機械器具	1/4	1/13	1/30	1/171
32 精密機械器具	1/1	1/5	1/12	1/76
22・33・34 その他	1/1	1/10	1/38	1/380
G 電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/7	1/9	1/26
H 運輸・通信業	1/3	1/53	1/223	1/1119
I 卸売・小売業、飲食店	-	-	-	-
48～53 卸売業	1/3	1/39	1/226	1/3100
54～59 小売業	1/3	1/44	1/265	1/5068
60・61 飲食店	1/1	1/4	1/123	1/2354
J 金融・保険業	1/2	1/19	1/119	1/909
K 不動産業	1/2	1/4	1/18	1/331
L サービス業	-	-	-	-
75 旅館、その他の宿泊所	1/1	1/12	1/34	1/354
76・80 娯楽業、映画・ビデオ制作業	1/1	1/11	1/50	1/542
88 医療業	1/3	1/37	1/58	1/1172
90 社会保険、社会福祉	1/1	1/3	1/49	1/340
91 教育	1/2	1/12	1/41	1/255
その他	1/6	1/67	1/268	1/3720

11 主な用語の定義

- 常用労働者：イ 期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者及び臨時、日雇、パートタイム労働者等で、前2か月の各月において18日以上雇用されている者
- ロ 取締役、理事などの役員であっても、常時勤務して一般労働者と同じ給与規則あるいは同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者
- ハ 上記イ、ロの条件に該当する、他企業からの出向者
- 育児休業制度：「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）に規定する子を養育するために休業する制度をいう。育児・介護休業法では、育児休業制度の規定の有無にかかわらず、労働者が育児休業の申出をした場合に、事業主は原則としてこれを拒むことができないこととされている。
- 育児のための勤務時間短縮等の措置：労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための措置をいう。育児・介護休業法では、事業主は、「短時間勤務制度」、「フレックスタイム制度」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」、「所定外労働をさせない制度」、「託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与」のいずれかの措置を講ずることとされている。
- 育児に要する経費の援助措置：労働者がベビーシッター等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がベビーシッター会社等育児に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいう。
- 介護休業制度：育児・介護休業法に規定する家族等の介護のために休業する制度をいう。育児・介護休業法では、介護休業制度の規定の有無にかかわらず、労働者が介護休業の申出をした場合に、事業主は原則としてこれを拒むことができないこととされている。
- 介護のための勤務時間短縮等の措置：労働者が就業しつつ家族を介護することを容易にするための措置をいう。育児・介護休業法では、事業主は、「短時間勤務制度」、「フレックスタイム制度」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」、「労働者が利用する介護サービスの費用助成その他これに準ずる制度」のいずれかの措置を講ずることとされている。
- 介護に要する経費の援助措置：労働者がホームヘルパー、家政婦等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がホームヘルパー会社等介護に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいう。
- 深夜業の制限の制度：育児・介護休業法に規定する子の養育や家族の介護を行う労働者の請求により当該労働者に深夜業（午後10時～午前5時）をさせない制度をいう。
- 激変緩和措置：子の養育又は家族の介護を行う一定範囲の女性労働者に対し、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度についての基準を、それ以外の者に対する協定で定める労働時間の延長の限度についての基準とは別に、これより短い基準を定める措置をいう。
- 家族看護休暇：家族等の短期間の傷病に関してその看護のために1日単位（又は半日・時間単位）の休暇を認める制度をいう。

第2章 調査結果の概要

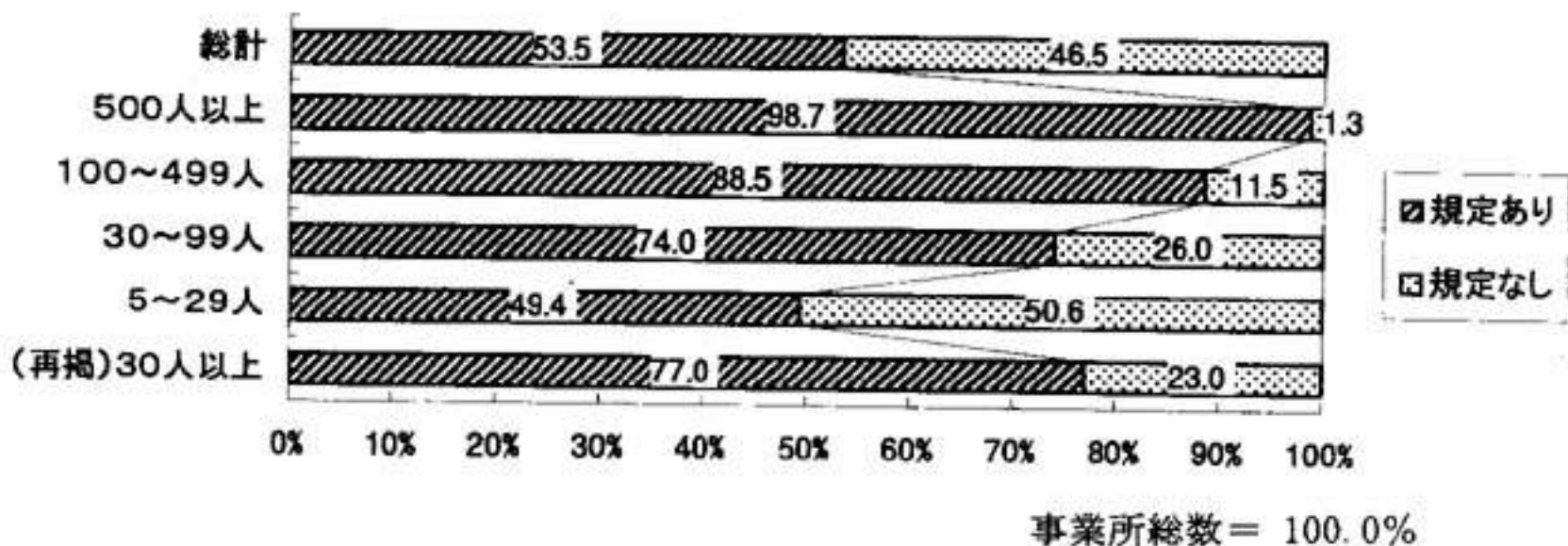
I 育児休業制度等に関する事項

1 育児休業制度

(1) 育児休業制度の規定状況

育児休業制度の規定がある事業所は、事業所規模5人以上では53.5%（8年度36.4%）と前回調査より17.1ポイント、30人以上で77.0%（同60.8%）と16.2ポイントそれぞれ増加している。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が95.4%、金融・保険業が94.0%でその割合が高い（規模5人以上。以下、特に断らない限り同様）。事業所規模別にみると、500人以上では98.7%、100～499人では88.5%、30～99人では74.0%、5～29人では49.4%で規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている。（第1図、第1表）

第1図 規模別育児休業制度の規定状況 (%)

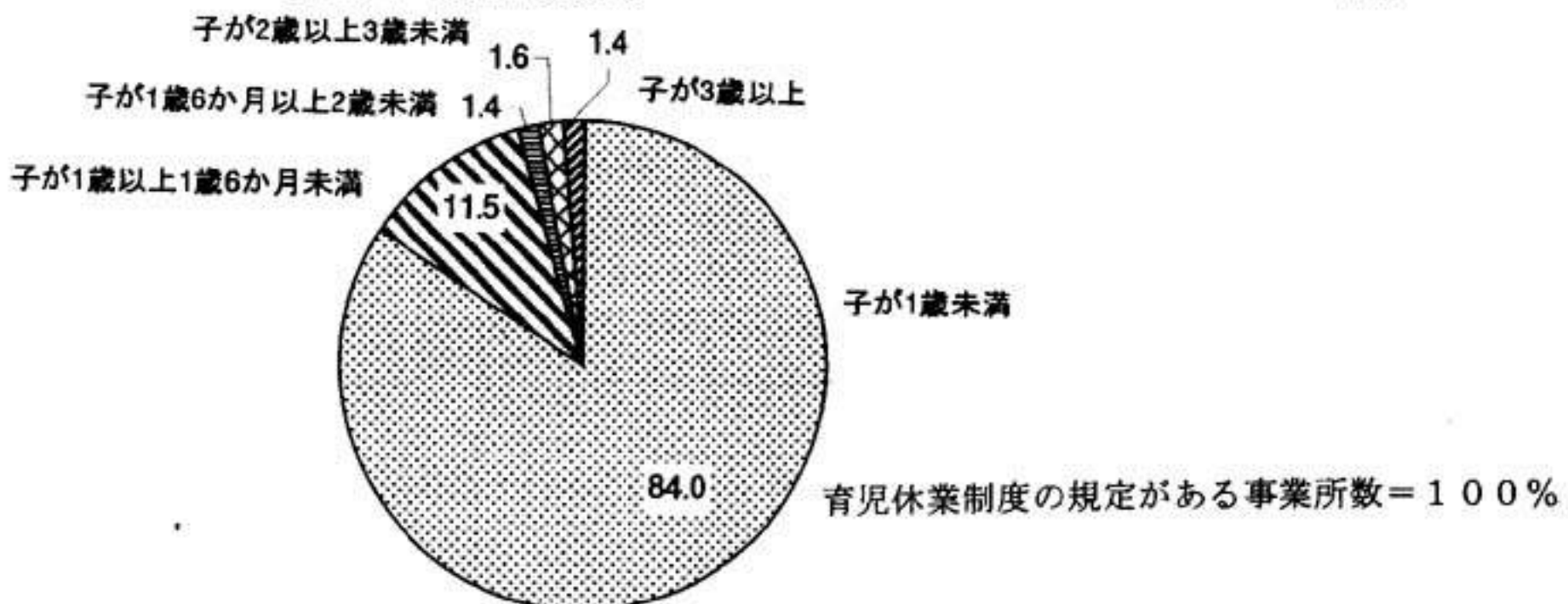


(2) 育児休業制度の内容

イ 育児休業期間

育児休業制度の規定がある事業所における育児休業制度の期間は、「子が1歳未満」とする事業所が84.0%（同93.2%）を占め、「子が1歳以上1歳6か月未満」が11.5%、「1歳6か月以上2歳未満」が1.4%、「2歳以上3歳未満」が1.6%、「子が3歳以上」が1.4%（同1.2%）となっている。事業所規模別に見ると、500人以上では31.5%が子が1歳以上になっても育児休業を認めている。（第2図、第2表）

第2図 育児休業期間 (%)



ロ 取得回数

育児休業制度の規定がある事業所で、育児休業の取得回数については、「1回」とする事業所が91.1%を占めている。(第3表)

ハ 育児休業制度の対象労働者

育児休業制度の規定がある事業所で、法の適用除外となっていたり、労使協定で除外できることとなっている者について、育児休業制度の対象としている事業所は、「1年以内に退職することが明らかな者」についてが29.7%、「配偶者が常態として子を養育することができる者」についてが26.5%、「勤続1年未満の者」についてが21.3%、「期間を決めて雇用される者」については、その一部を対象とするものを含めて21.3%となっている。(第4表)

(3) 育児休業期間中及び復職後の労働条件等の取扱い

(※前回調査は、育児休業制度の規定がある事業所だけを対象としたが、今回は全事業所を対象とした。)

イ 労働条件の明示の有無

育児休業期間中及び復職後の労働条件の明示について「書面の交付」による事業所は31.1%、「口頭で伝達」による事業所は39.7%である。事業所規模別に見ると、500人以上では52.6%が「書面の交付」であるのに対し、100～499人では44.2%、30～99人では41.1%、5～29人では29.2%であり、規模が大きい事業所ほど、書面による明示の割合が高い。(第5表)

ロ 労働条件の決定方法

育児休業期間中及び復職後の労働条件の決定においては、「事業所側で決定する」が34.6%、「原則事業所側で決定するが、事項によっては休業取得者と話し合いの上決定する」が34.5%、「休業取得者と話し合いで決定する」が29.4%となっている。(第6表)

ハ 会社や共済会等から休業中に支給される金銭の支給状況

(イ) 子が1歳未満の育児休業中の労働者に対する金銭の支給状況

子が1歳未満の育児休業中の労働者に、会社が金銭を支給している事業所は11.4%であり、そのうち「毎月の支給あり」は62.9%、「一時金の支給あり」は38.9%である。(第7表) 共済会等から金銭が支給されている事業所は2.5%である。(第8表)

(ロ) 子が1歳以上の育児休業中の労働者に対する金銭の支給状況

子が1歳以上の育児休業中の労働者に、会社が金銭を支給している事業所は4.8%であり、そのうち「毎月の支給あり」は47.9%、「一時金の支給あり」は53.0%である。(第9表) 共済会等から金銭が支給されている事業所は0.2%である。(第8表)

ニ 育児休業期間中の定期昇給の取扱い

育児休業期間中の定期昇給の取扱いについては、「休業期間中の定期昇給は行わず、

復職後の定期昇給に持ち越す」が34.1%、「定期昇給時期に昇給する」が18.4%、「復職後に昇給する」が17.8%となっている。(第10表)

ホ 賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱い

賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱いについては、72.0%の事業所が賞与を支給しており、そのうち、94.3%が「出勤日又は休業期間に応じて支給する」となっている。事業所規模別にみると、賞与を支給している事業所は、500人以上で90.8%、100～499人で85.9%と規模が大きい事業所で割合が高くなっている。また、育児休業制度の規定のある事業所についてみると、84.9%（同80.0%）で賞与を支給している。(第11表)

ヘ 復職後の賃金の取扱い

復職後の賃金の取扱いについては、「休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する」が64.8%を占めており、「休業前の額を下回ることもある」は11.1%である。「休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する」事業所は、規模別では500人以上で85.8%、100～499人で84.0%と規模が大きい事業所で割合が高く、また、育児休業制度の規定のある事業所では76.7%（同79.8%）となっている。(第12表)

ト 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

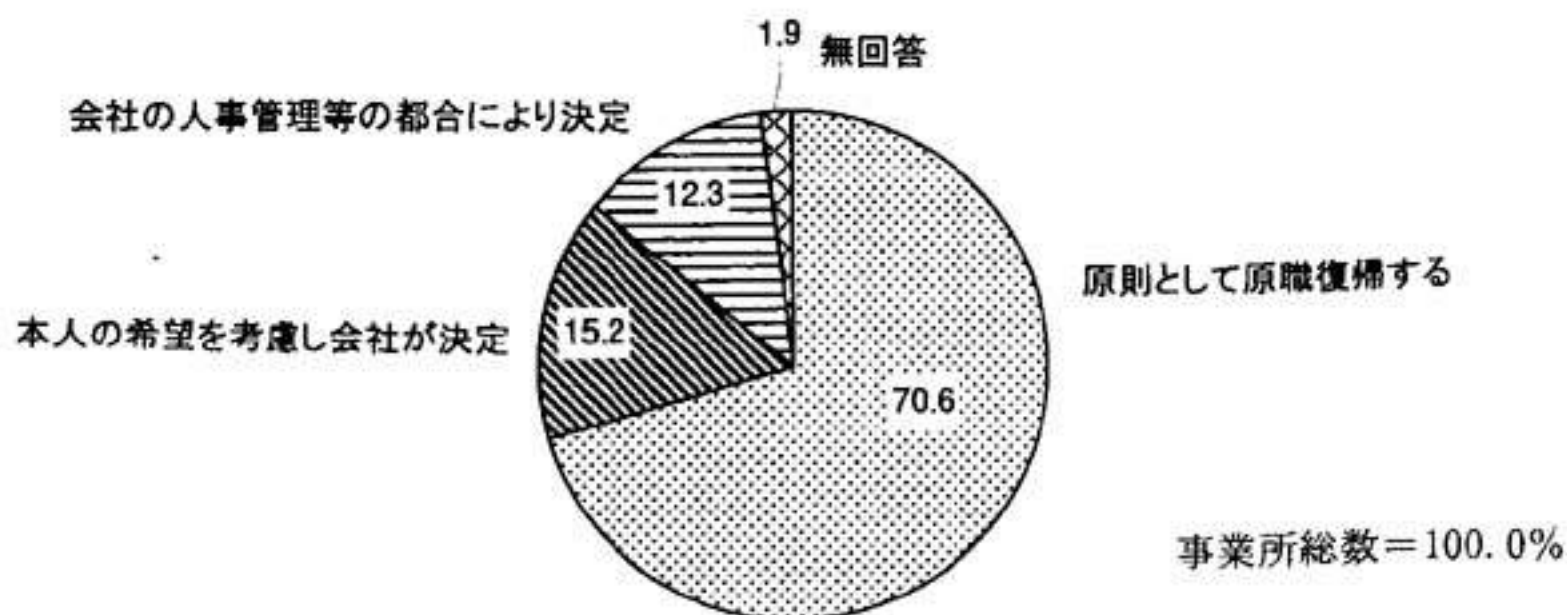
退職金の算定の際の休業期間の取扱いについては、「勤続年数に全く算入しない」事業所は41.8%であるが、「原則として全期間を勤続年数に算入する」事業所32.1%と「原則として一定期間又は一定割合を勤続年数に算入する」事業所8.5%を合わせた40.6%の事業所は勤続年数に算入している。(第13表)

チ 復職後の職場・職種の取扱い

復職後の職場・職種の取扱いについては、「原則として原職復帰する」が70.6%、「本人の希望を考慮し会社が決定する」が15.2%、「会社の人事管理等の都合により決定する」が12.3%となっている。事業所規模別にみると、「原則として原職復帰する」が、500人以上で80.2%、100～499人で82.2%と8割を超えている。また、育児休業制度の規定のある事業所では、「原則として原職復帰する」が76.8%、「本人の希望を考慮し会社が決定」が13.4%となっている（第3図、第14表）

第3図 復職後の職場・職種の取扱い

(%)



リ 職業能力の維持、向上のための措置の状況

育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置については、16.8%の事業所が何らかの措置を講じている。措置を講じている事業所における措置の内容（複数回答）をみると、「休業中の情報提供」が61.3%、「職場復帰のための講習」が35.3%となっている。また、措置を講じている事業所は、規模別では500人以上で46.7%と割合が高く、育児休業制度についての規定のある事業所では27.5%（同28.6%）である。（第15表）

（4）育児休業制度の利用者の状況

イ 出産者（配偶者が出産した男性を含む。以下同じ。）

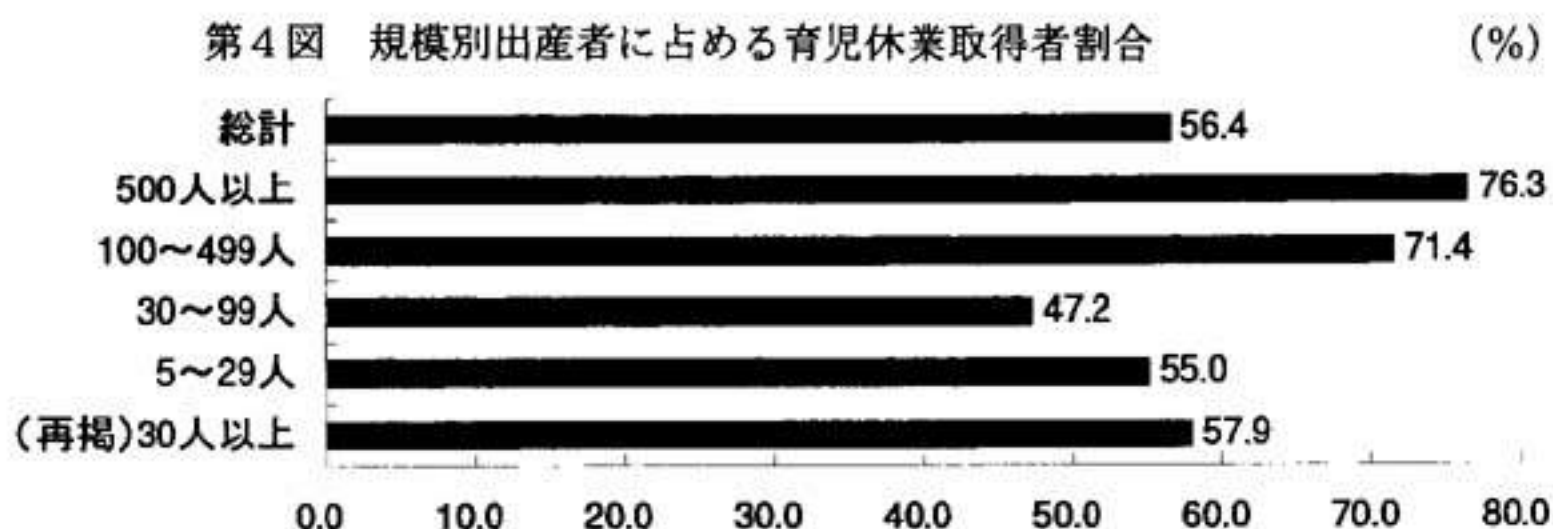
平成10年4月1日から平成11年3月31日までの1年間に出産者（配偶者が出産した男性を含む。以下同じ。）があった事業所は、26.8%であり、そのうち育児休業取得者（平成10年4月1日から11年3月31日までの1年間の出産者のうち、11年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）をいう。以下同じ。）がいた事業所は32.5%である。（第16表）

ロ 育児休業取得者

出産者に占める育児休業取得者の割合を性別にみると、女性は56.4%、男性は0.42%であり、育児休業取得者のうち女性が97.6%、男性が2.4%となっている。

出産者に占める女性の育児休業取得者の割合を事業所規模別にみると、500人以上で76.3%、100人～499人で71.4%と7割以上の者が取得している。なお、育児休業制度の規定がある事業所でみると、5人以上で64.0%（8年度49.1%）と前回より14.9ポイント、30人以上で59.5%（同44.5%）と15.0ポイントそれぞれ増加している。

（第4図、第17表）



（注）全事業所において、H10.4.1～H11.3.31までの1年間に出産した者に占める、H11.10.1までの間に育児休業を開始した者の割合である。

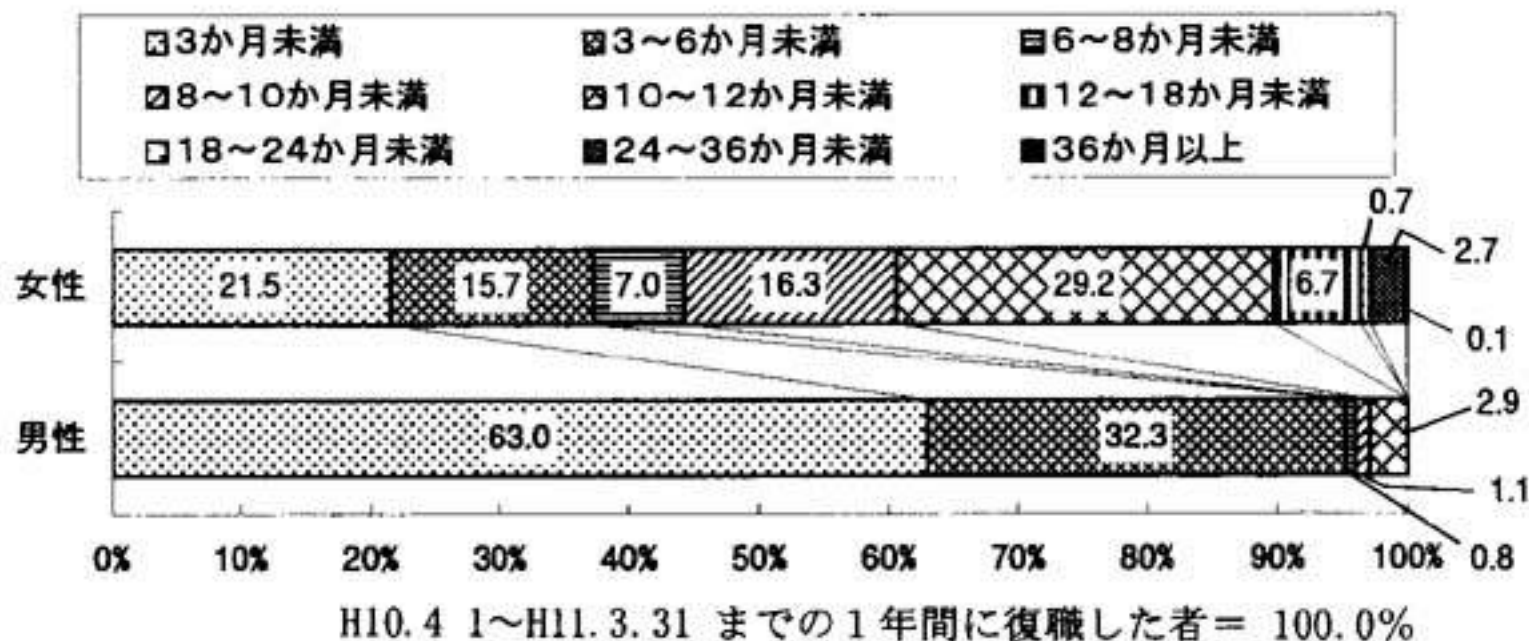
ハ 育児休業終了後の復職状況

平成10年4月1日から11年3月31日までの1年間に復職予定であった者のうち、実際に復職した者は82.4%であり、性別にみると、女性は82.1%、男性は100.0%が復職している。事業所規模別にみると、500人以上で90.2%、100～499人で89.9%と約9割が復職している。（第18表）

二 取得した育児休業期間

平成10年4月1日から11年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した女性の育児休業期間は、「6か月～8か月未満」が7.0%、「8か月～10か月未満」が16.3%、「10か月～12か月未満」が29.2%、「12か月以上」が10.2%であり、全体の6割強が6か月以上取得している。男性は、「3か月未満」が63.0%で最も多い。(第5図、第19表)

第5図 男女別育児休業取得者の休業期間 (%)



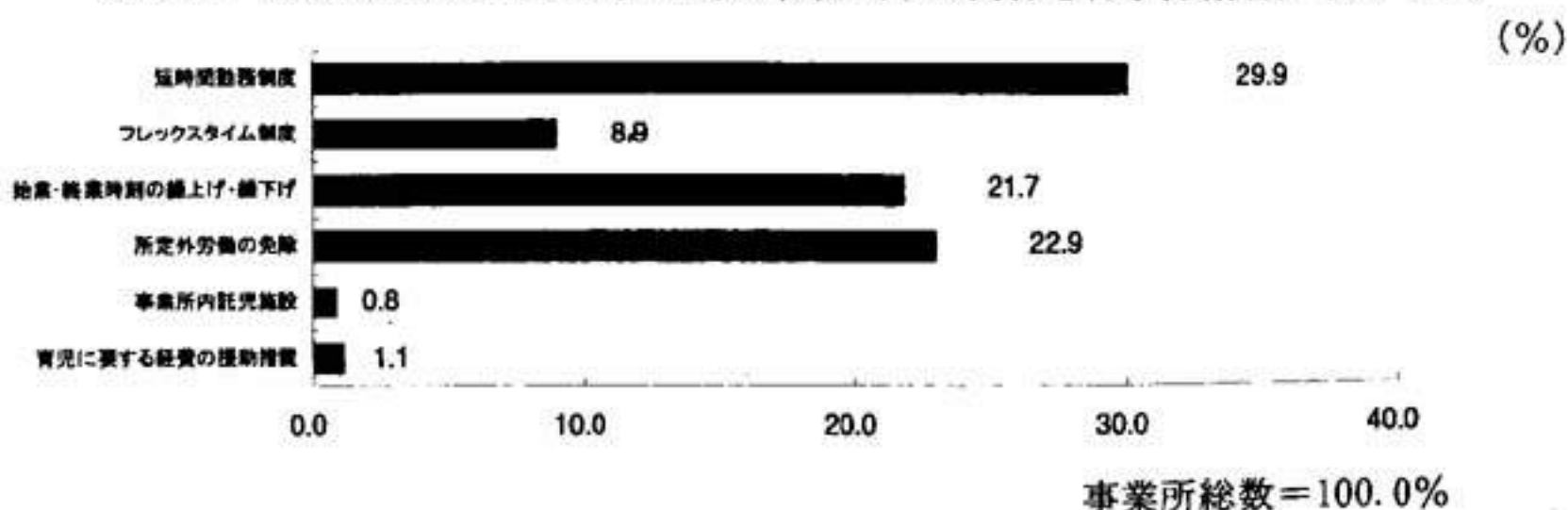
2 働きながら子育てをする労働者に対する援助の措置に関する事項

(1) 勤務時間短縮等の措置の導入状況

勤務時間短縮等の措置がある事業所は40.6% (同28.2%) であり、各措置ごとの導入状況 (複数回答) は、「短時間勤務制度」が29.9% (同17.5%)、「所定外労働の免除」が22.9% (同14.5%)、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が21.7% (同14.1%)、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」が8.9% (同5.6%)、「育児に要する経費の援助措置」が1.1% (同0.9%)、「事業所内託児施設」が0.8% (同0.3%) と前回と比べ、いずれも導入が進んでいる。(第6図、第20表)

事業所規模別では、500人以上で「短時間勤務制度」が59.1% (同48.6%)、「所定外労働の免除」が53.7% (同38.0%)、100～499人で「短時間勤務制度」が53.7% (同36.0%)、「所定外労働の免除」が38.9% (同36.9%) と導入する事業所の割合が高くなっている。

第6図 勤務時間短縮等の措置の導入状況 (子の養育を行う労働者) (M. A.)



(2) 勤務時間短縮等の措置の内容

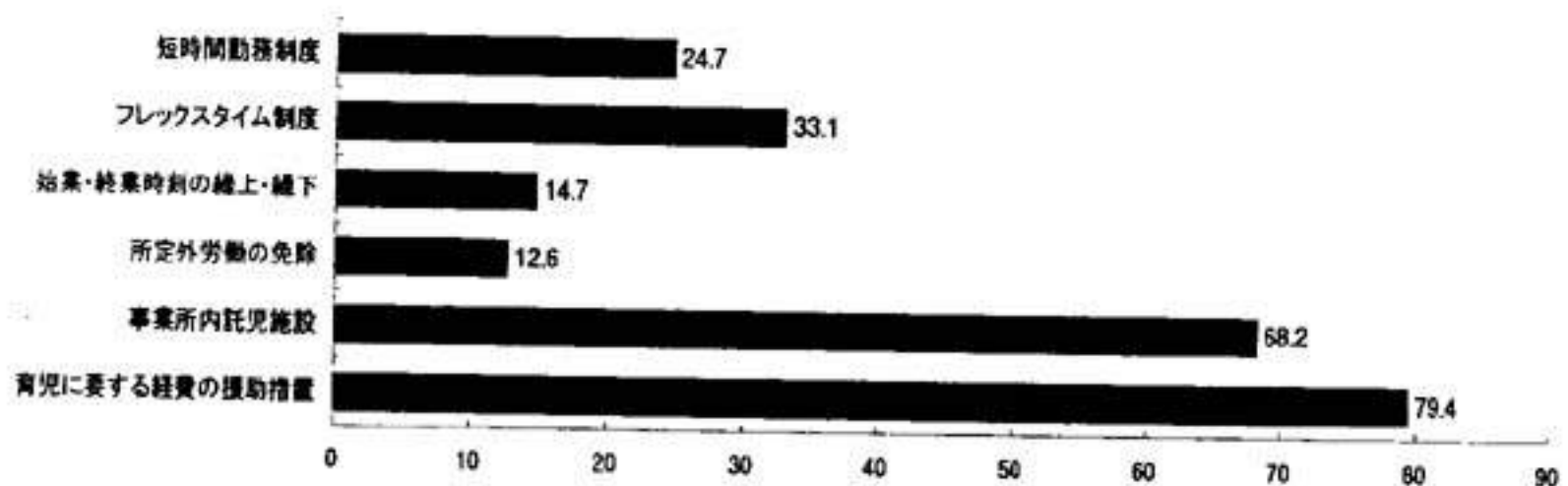
制度を利用することができる子の年齢の上限を見ると、「短時間勤務制度」や「フレックスタイム制度」、「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」、「所定外労働の免除」については「1歳未満」とするものが6割を超えている。事業所規模別では、500人以上の企業で、1歳を超える子を養育する者も対象にする事業所が、「短時間勤務」で55.9%、「フレックスタイム制度」で55.2%と半数を超えている。

また、短時間勤務制度の平日1日に短縮する時間の長さについては、「2時間以上4時間未満」が49.8%と最も多く、「1時間以上2時間未満」が37.3%、「4時間以上」が7.2%、「1時間未満」が1.6%となっている。(第21表)

(3) 勤務時間短縮等の措置の利用状況

勤務時間短縮等の措置がある事業所において、各措置ごとに利用状況をみると、平成10年4月1日から11年3月31日までの1年間に出産した女性労働者のうち、11年10月1日までに利用を開始(開始の申出を含む。)した措置は、「育児に要する経費の援助措置」が79.4%と最も多く、「事業所内託児施設」が68.2%、「フレックスタイム制度」が33.1%、「短時間勤務制度」が24.7%となっている。配偶者が出産した男性についても「育児に要する経費の援助措置」が21.9%と最も多くなっている(第7図、第22表)。

第7図 勤務時間短縮等の措置の利用状況(女性) (%)



(注) 措置がある事業所において、H10.4.1～H11.3.31までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む。)のうち、H11.10.1までの間に措置の利用を開始した者(利用の申し出をした者を含む。)の割合である。

II 介護休業制度等に関する事項

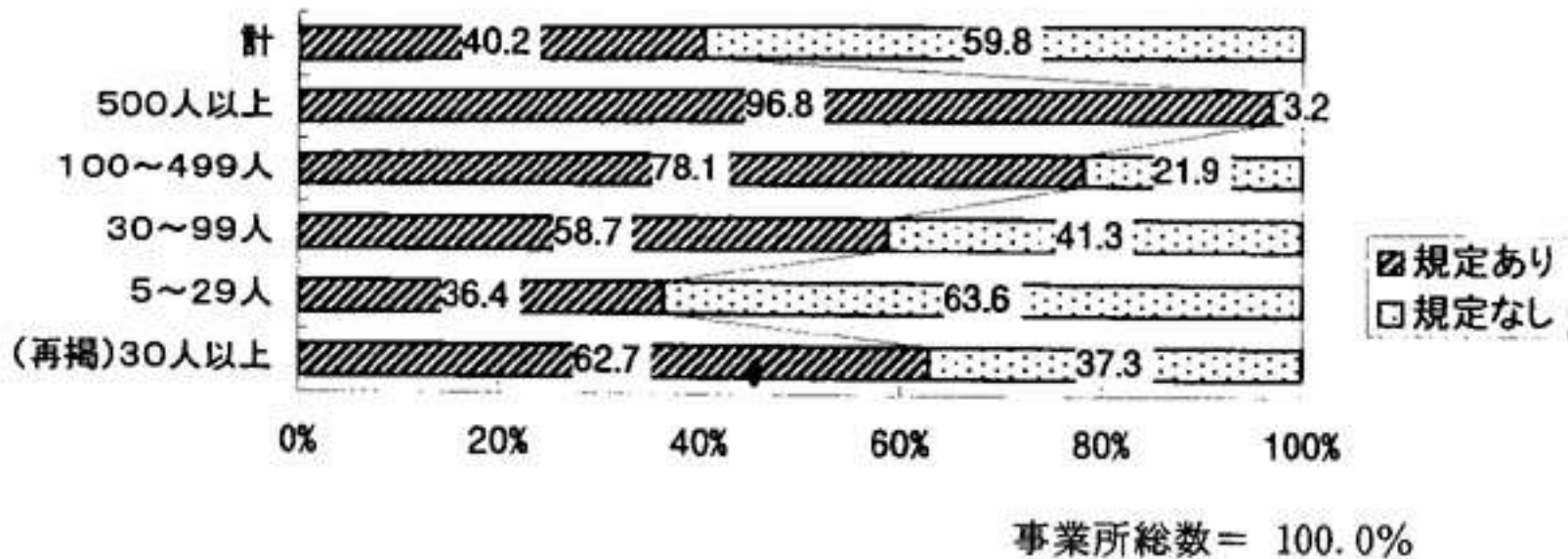
1 介護休業制度

(1) 介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定がある事業所は、事業所規模5人以上では40.2%(同9.7%)であり、前回と比べると30.5ポイント増加している。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が94.2%、金融・保険業が90.6%でその割合が高い。事業所規模別にみると、500人以上では96.8%、100～499人では78.1%、30～99人では58.7%、5～29人では36.4%で規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている。(第8図、第23表)

第8図 規模別介護休業制度の規定状況

(%)



(2) 介護休業制度の内容

イ 対象となる家族の範囲

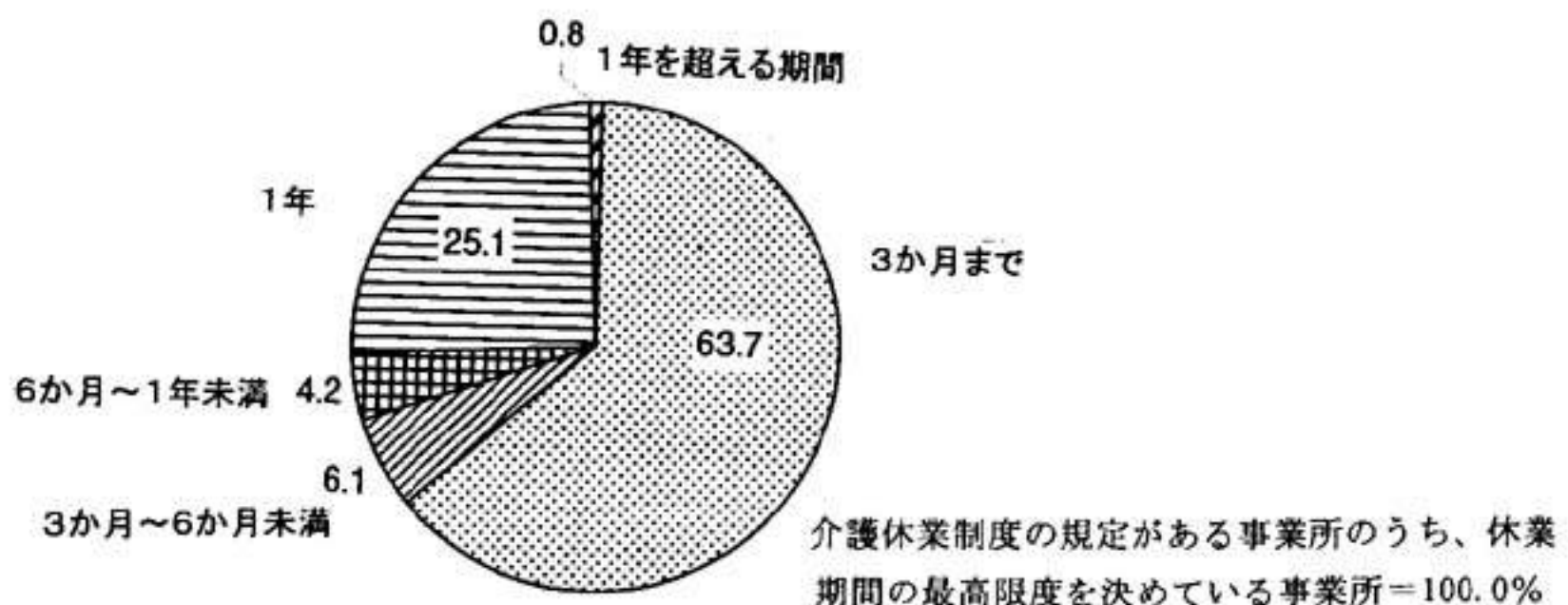
介護休業制度の規定がある事業所で、対象となる家族の範囲に制限がある事業所は95.8%であるが、そのうち98.7%は育児・介護休業法の対象家族を対象としている。(第24表)

ロ 最長休業期間

介護休業制度の規定がある事業所で、介護休業制度の期間について、「必要日数取得できる」とする事業所は5.1%であり、「期間の最高限度を決めている」が94.9%である。期間の最高限度を決めている事業所についてその期間をみると、「3か月まで」とする事業所が63.7%と最も高く、次いで「1年」が25.1%となっている。事業所規模別では、500人以上で「1年」が60.5%と割合が高くなっている。(第9図、第25表)

第9図 最長介護休業期間

(%)



ハ 取得回数

介護休業制度の規定がある事業所で、介護休業の取得回数について、「制限あり」とする事業所は84.2%である。その制限の内容をみると、「同一要介護者につき」回数制限をしている事業所が91.4%、「同一要介護者の同一疾病につき」回数制限をし

ている事業所が6.5%であり、それぞれ取得回数を1回に制限している事業所がほとんどである。(第26表)

ニ 介護休業制度の対象労働者

介護休業制度の規定がある事業所で、法の適用除外となっていたり、労使協定で除外できることとなっている者について、介護休業制度の対象としている事業所は、「3か月以内に退職することが明らかな者」についてが23.2%、「勤続1年未満の者」についてが21.0%、「期間を決めて雇用される者」については、その一部を対象とするものを含めて16.5%となっている。(第27表)

(3) 介護休業期間中及び復職後の労働条件等の取扱い

(※前回調査は、介護休業制度のある事業所だけを対象としたが、今回は全事業所を対象とした。)

イ 労働条件の明示の有無

介護休業期間中及び復職後の労働条件の明示について「書面の交付」による事業所は31.0%、「口頭で伝達」による事業所は38.9%である。事業所規模別に見ると、500人以上では51.7%が「書面の交付」であるのに対し、100～499人では42.7%、30～99人では40.6%、5～29人では29.2%であり、規模が大きい事業所ほど、書面による明示の割合が高い。(第28表)

ロ 労働条件の決定方法

介護休業期間中及び復職後の労働条件の決定においては、「事業所側で決定する」が33.9%、「原則事業所側で決定するが、事項によっては休業取得者と話し合いの上決定する」が34.3%、「休業取得者と話し合いで決定する」が30.0%となっている。(第29表)

ハ 会社や共済会等から休業中に支給される金銭の支給状況

介護休業取得者に対して金銭を支給している事業所は14.5%であり、そのうち「毎月の支給あり」は72.5%、「一時金の支給あり」は28.4%である。また、「毎月の支給あり」のうち33.7%が「社会保険料相当額」を支給している。(第30表) 共済会等から金銭が支給されている事業所は3.7%である。(第31表)

ニ 介護休業期間中の労働者負担分の社会保険料の支払方法

介護休業期間中の労働者負担分の社会保険料の支払方法について、「労働者が毎月支払う」事業所は36.4%、「会社、共済会等が負担する、又は支給する金銭から差し引く」は14.2%、「会社、共済会等が休業終了時まで立て替える」は24.6%となっている。また、立て替え払い制度がある事業所における復職後の返済免除制度をみると、「返済は免除されない」事業所が84.3%となっている。(第32表)

ホ 介護休業期間中の定期昇給の取扱い

介護休業期間中の定期昇給の取扱いについては、「休業期間中の定期昇給は行わず、復職後の定期昇給に持ち越す」が34.4%、「定期昇給時期に昇給する」が18.0%、「復職後に昇給する」が17.5%となっている。(第33表)

ヘ 賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱い

賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱いについては、71.4%の事業所が賞与を支給しており、そのうち、94.2%は「出勤日又は休業期間に応じて支給する」となっている。(第34表)

ト 復職後の賃金の取扱い

復職後の賃金の取扱いについては、「休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する」が64.0%を占めており、「休業前の額を下回ることもある」は11.3%である。「休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する」事業所は、規模別では500人以上で85.8%、100人～499人で82.8%と規模が多い事業所で割合が高く、また、介護休業制度の規定がある事業所では78.2%（同77.0%）となっている。(第35表)

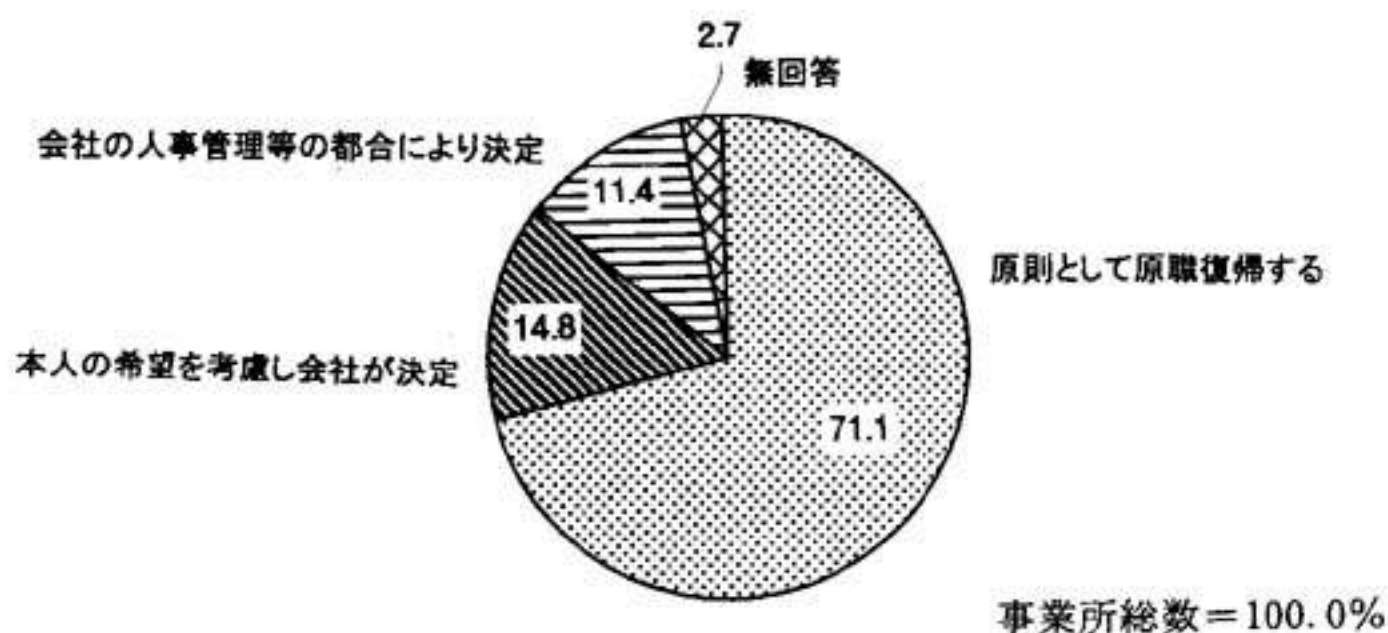
チ 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

退職金の算定の際の休業期間の取扱いについては、「勤続年数に全く算入しない」事業所は41.8%であるが、「原則として全期間を勤続年数に算入する」事業所32.1%と「原則として一定期間又は一定割合を勤続年数に算入する」事業所8.5%を合わせた40.6%の事業所が勤続年数に算入している。(第36表)

リ 復職後の職場、職種

復職後の職場・職種の取扱いについては、「原則として原職復帰する」が71.1%、「本人の希望を考慮し会社が決定する」が14.8%、「会社の人事管理等の都合により決定する」が11.4%となっている。事業所規模別にみると、「原則として原職復帰する」が、500人以上で81.0%、100～499人で82.1%と8割を超えている。また、介護休業制度の規定のある事業所では、「原則として原職復帰する」が80.7%、「本人の希望を考慮し会社が決定」が11.4%となっている。(第10図、第37表)

第10図 復職後の職場、職種の状況 (%)



ヌ 職業能力の維持、向上のための措置の状況

介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置については、15.1%の事業所が何らかの措置を講じている。措置を講じている事業所における措置の内容（複数回答）をみると、「休業中の情報提供」が69.0%、「職場復帰のための講習」が38.8%

となっている。措置を講じている事業所は、規模別では500人以上で43.6%と割合が高く、また、介護休業制度の規定のある事業所では30.3%（同31.4%）である。（第38表）

(4) 介護休業制度の利用者の状況

イ 介護休業取得者

常用労働者に占める介護休業取得者（平成11年4月1日から9月30日までに介護休業を開始した者をいう。以下同じ。）の割合は0.06%（8年度は介護休業制度のある事業所において1年度当たり0.06%）であり、事業所規模別にみると、500人以上では0.02%、100～499人では0.03%、30～99人では0.06%、5～29人では0.09%となっており、規模が小さい事業所で取得者が多くなっている。性別にみると、女性は0.15%、男性は0.01%である。なお、介護休業取得者のうち女性は90.7%、男性は9.3%であり、取得者に占める男性の比率を事業所規模別にみると、500人以上28.8%、100～499人23.4%と規模が大きくなるほど高くなっている。（第39表）

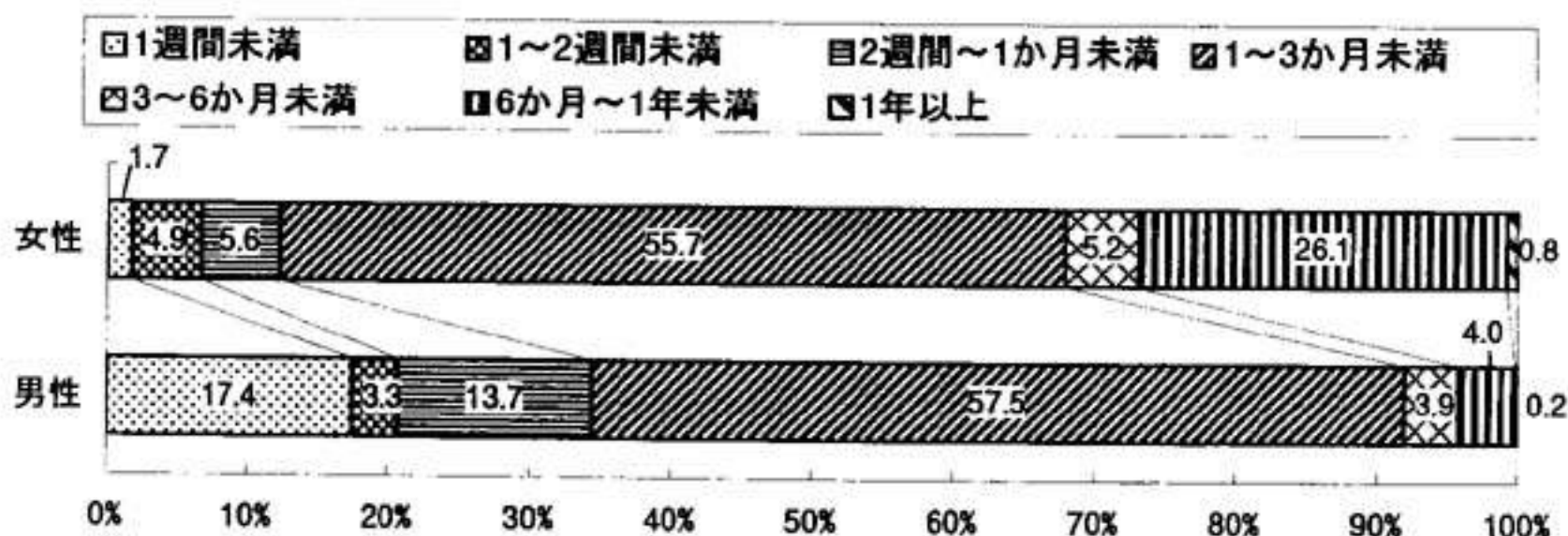
ロ 介護休業終了後の復職状況

平成11年4月1日から9月30日までに復職予定であった者のうち、実際に復職した者は90.8%であり、性別にみると、女性は90.4%、男性は95.7%が復職している。（第40表）

ハ 取得した介護休業期間

平成11年4月1日から9月30日までに介護休業を終了し、復職した者の介護休業期間は、「1か月～3か月未満」が55.9%で割合が高く、全体の約7割が3か月未満の取得となっている。これを性別にみると、男女とも、「1か月～3か月未満」が最も多く、女性は55.7%、男性は57.5%である。（第11図、第41表）

第11図 男女別介護休業取得者の休業期間 (%)



H11.4.1～H11.9.30までに復職した者＝100%

2 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

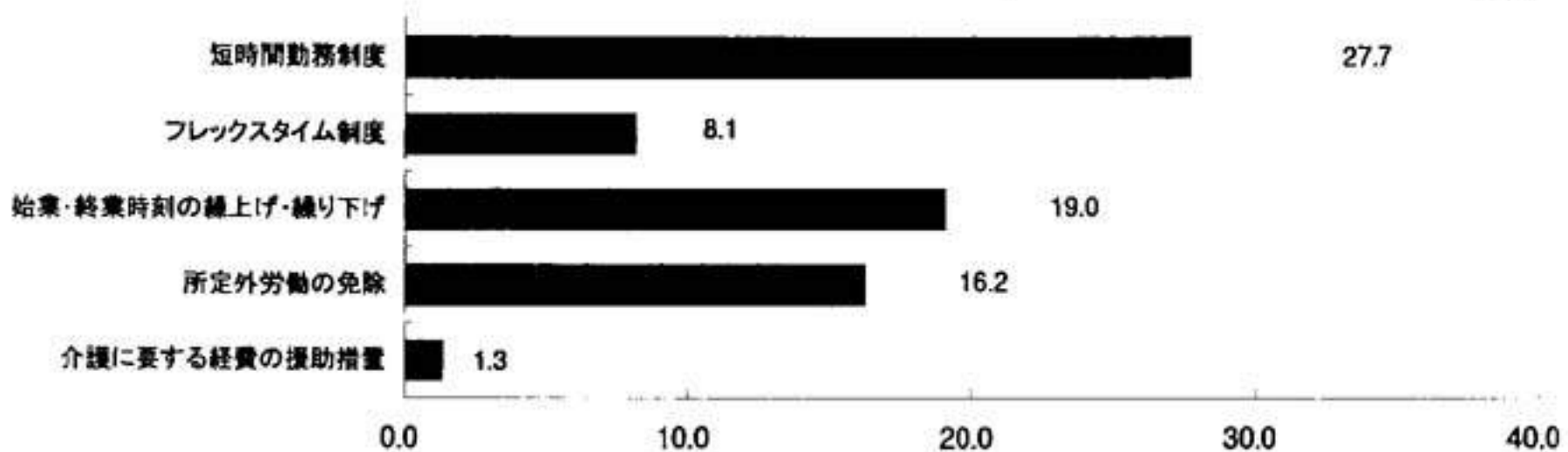
(1) 勤務時間短縮等の措置の導入状況

勤務時間短縮等の措置がある事業所は34.1%（同5.9%）であり、各措置ごとの導入

状況（複数回答）は、「短時間勤務制度」が27.7%（同5.2%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が19.0%（同2.2%）、「所定外労働の免除」が16.2%（同0.8%）、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」が8.1%（同1.0%）といずれも導入が大きく進んでいる。（第12図、第42表）

第12図 勤務時間短縮等の措置の導入状況（家族の介護を行う労働者）（M. A.）

(%)



事業所総数 = 100.0%

(2) 勤務時間短縮等の措置の内容

制度を利用することができる最長期間を見ると、「短時間勤務制度」、「フレックスタイム制度」、「始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ」、「所定外労働の免除」については「3か月」とするものが4割前後となっている一方、「介護に要する経費の援助」では「1年を超える期間」が半数を超えている。（第43表）

また、短時間勤務制度の平日1日に短縮する時間の長さについては、「2時間以上4時間未満」が58.4%と最も多く、「1時間以上2時間未満」が27.0%、「4時間以上」が10.0%、「1時間未満」が1.2%となっている。（第43表）

(3) 勤務時間短縮等の措置の利用状況

勤務時間短縮等の措置のある事業所において、常用労働者に占める平成11年4月1日から11年9月30日までの間に各措置の利用を開始した者の割合は、女性は「短時間勤務制度」が0.23%、男性は「所定外労働の免除」が0.08%で最も多かった。（第44表）。

III 深夜業・時間外労働の制限に関する事項

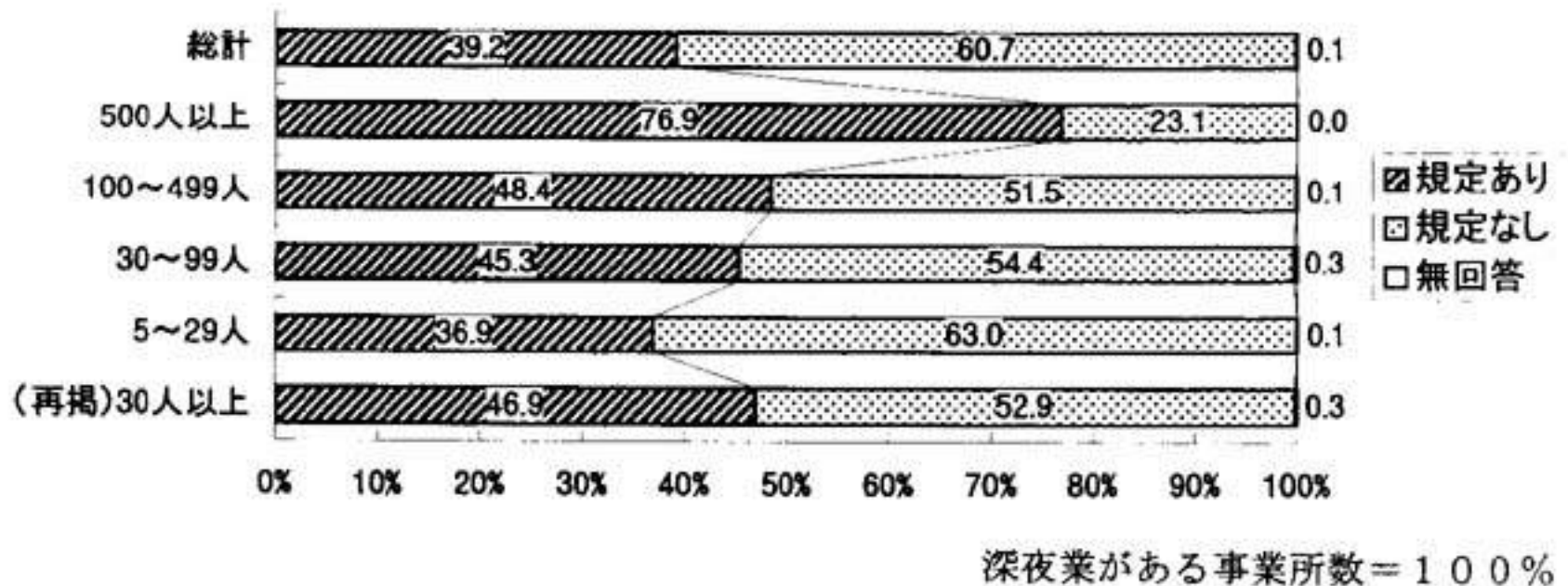
1 深夜業の制限の制度の規定状況

子の養育を行う労働者について、深夜業がある事業所は、「所定内労働にある」ものが10.8%、「所定外労働にのみある」ものが8.8%で、あわせて19.6%となっている。（第45表）そのうち、子の養育のための深夜業の制限の制度の規定がある事業所は39.2%となっており、事業所規模別では、500人以上で76.9%と規定のある事業所の割合が高くなっている。（第13図、第46表）また、規定のある事業所の98.8%で、対象は「小学校就学始期まで」となっている。（第47表）

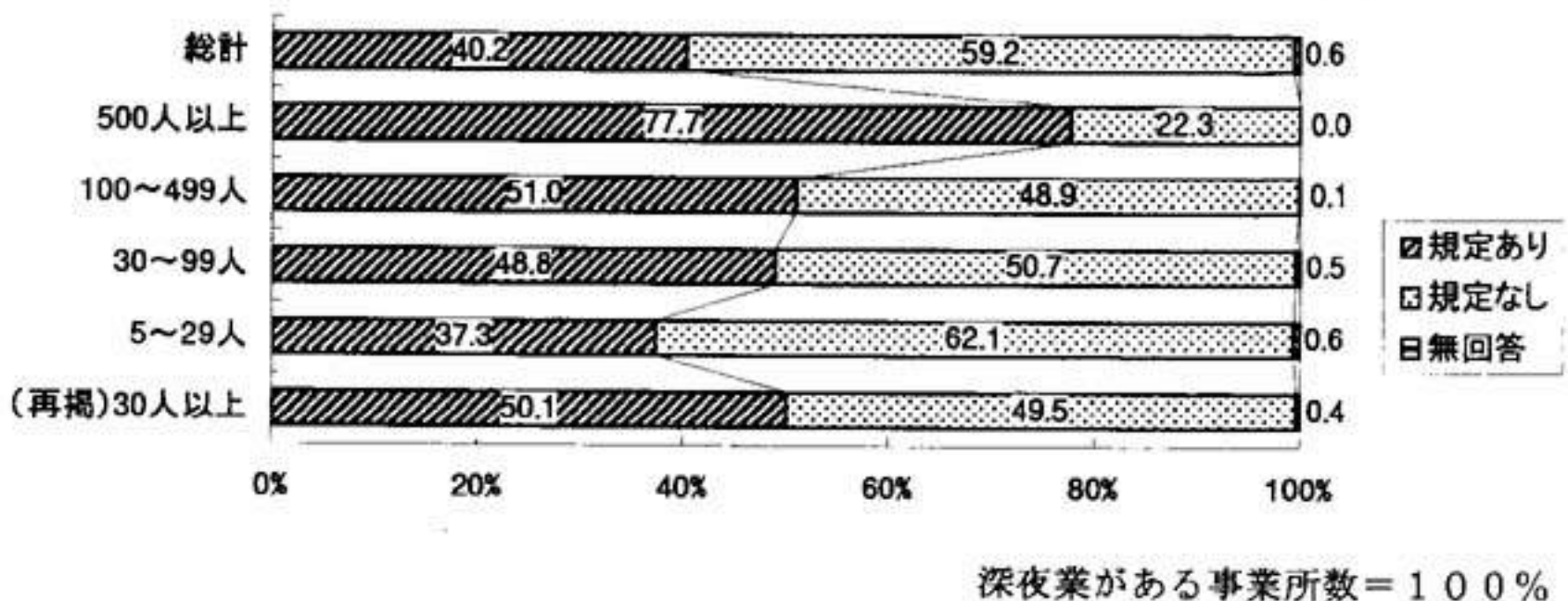
一方、家族の介護を行う労働者について、深夜業がある事業所は、「所定内労働にあ

る」もの11.0%、「所定外労働にのみある」ものが8.9%で、あわせて19.9%となっている。
 (第48表) そのうち、家族の介護のための深夜業の制限の制度の規定がある事業所は40.2%となっており、事業所規模別では、500人以上で77.7%と規定のある事業所の割合が高くなっている。(第13図、第46表)

第13図 規模別深夜業制限の制度の規定状況（子育てをする労働者） (%)



(家族の介護を行う労働者) (%)



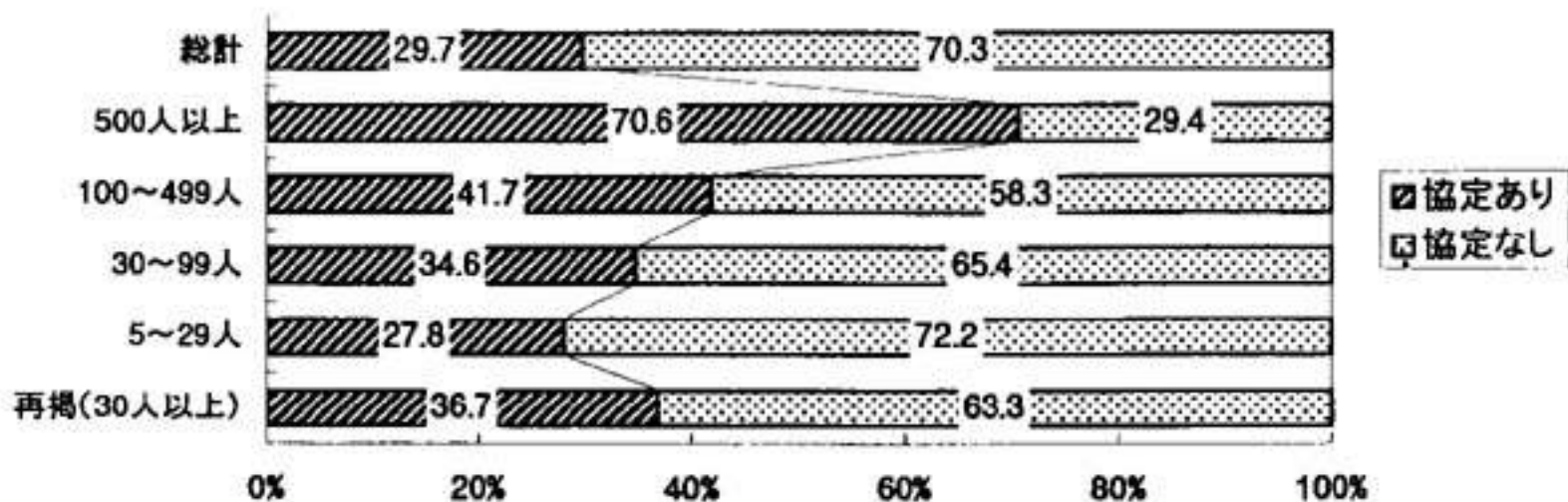
2 激変緩和措置

(1) 激変緩和措置に関する協定の締結状況

時間外労働協定がある事業所のうち、子の養育のための激変緩和措置に関する協定のある事業所は29.7%となっている。規模別に見ると、500人以上では70.6%、100～499人では41.7%、30～99人では34.6%、5～29人では27.8%で、規模が大きくなるほど協定のある事業所の割合が高くなっている。(第14図、第49表)

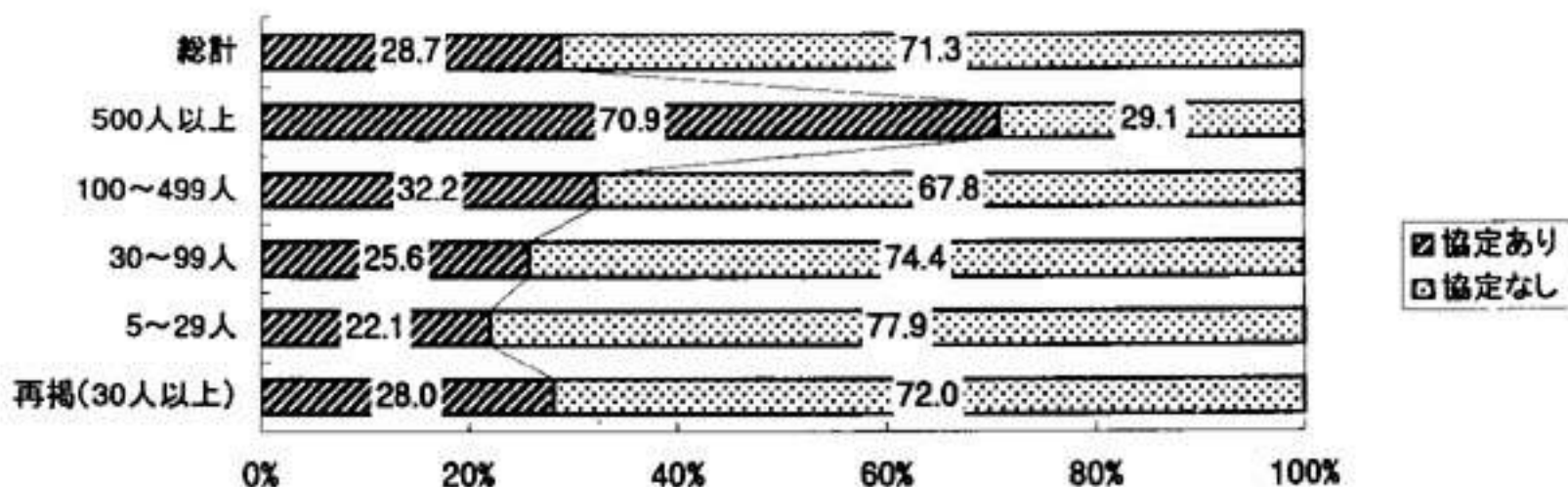
一方、時間外労働協定がある事業所のうち、家族の介護のための激変緩和措置に関する協定のある事業所は28.7%となっている。規模別に見ると、500人以上では70.9%、100～499人では32.2%、30～99人では25.6%、5～29人では22.1%で、規模が大きくなるほど協定のある事業所の割合が高くなっている。(第14図、第49表)

第14図 規模別激変緩和措置協定の締結状況（子育てをする労働者）（％）



時間外労働協定がある事業所＝100.0%

(家族の介護を行う労働者) (%)



時間外労働協定がある事業所＝100.0%

(2) 激変緩和措置の対象労働者

子の養育のための激変緩和措置の対象者を見ると、「女性労働者のみ」とする事業所が74.2%、「男女労働者とも対象」とする事業所が25.8%となっている。(第50表) また、対象となる子どもの年齢をみると、「小学校就学の始期まで」とするものが94.4%と大部分を占める。(第51表)

また、家族の介護についてみると、「女性労働者のみ」とする事業所が74.9%、「男女労働者とも対象」とする事業所が25.1%となっている。(第50表)

(3) 激変緩和措置の内容

子の養育のための激変緩和措置協定の内容をみると、期間を「1年間」とするものの上限時間は「150時間」が96.9%と大部分を占める。また、期間を「4週間」とするものの上限時間は「36時間」が68.1%、「24～36時間」が25.1%となっている。(第52表)

また、家族の介護のための激変緩和措置協定の内容をみると、期間を「1年間」とするものの上限時間は「150時間」が98.3%と大部分を占める。また、期間を「4週間」とするものの上限時間は「36時間」が73.1%、「24～36時間」が19.7%となっている。(第53表)

IV 家族看護休暇制度に関する事項

1 家族看護休暇制度の導入状況

家族看護休暇制度がある事業所は 8.0% (8年度7.6%) であり、産業別では電気・ガス・熱供給・水道業が35.3%、規模別では 500人以上が20.1% (同15.2%)、100～499人で13.1% (同8.7%) と規模が大きいほど割合が高くなっている。(第54表)

2 家族看護休暇制度の導入時期

家族看護休暇を導入した時期については、就業規則等で規定している事業所では「平成10年度」と「平成11年度」が合わせて61.9%と最も多い。(第55表)

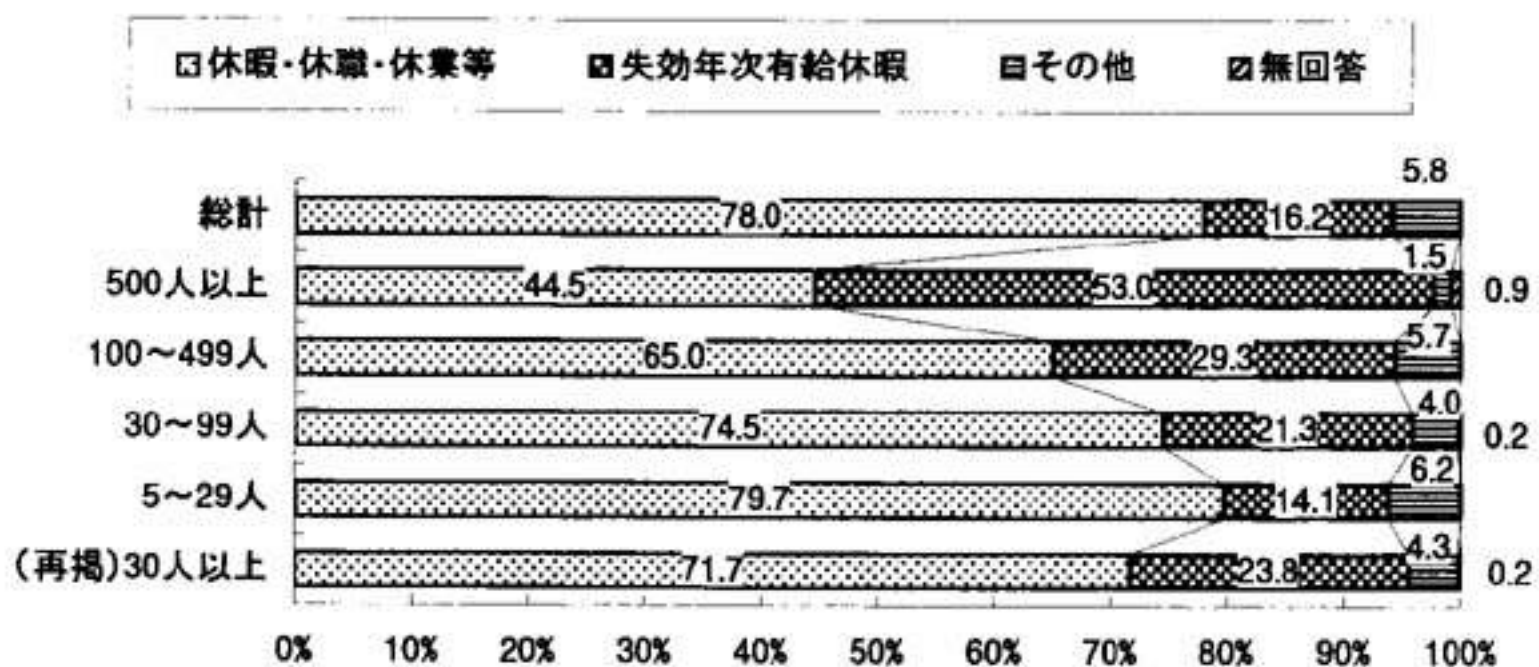
3 家族看護休暇制度の実施検討状況

家族看護休暇制度がない事業所における実施検討状況については、18.5%の事業所が「実施検討予定あり」としているが、その実施予定時期は「未定」が75.8%を占めている。(第56表)

4 家族看護休暇制度の形態

家族看護休暇制度の形態は、「休暇・休職・休業等」が78.0%で多く、「失効年次有給休暇」(有効期限内に行使されず、時効となった年次有給休暇をいい、これを看護のために取得することを認めるものをいう。)が16.2%である。規模別では、500人以上で「失効年次有給休暇」が53.0%で割合が高い。(第15図、第57表)

第15図 事業所規模別、家族看護休暇制度の形態 (%)

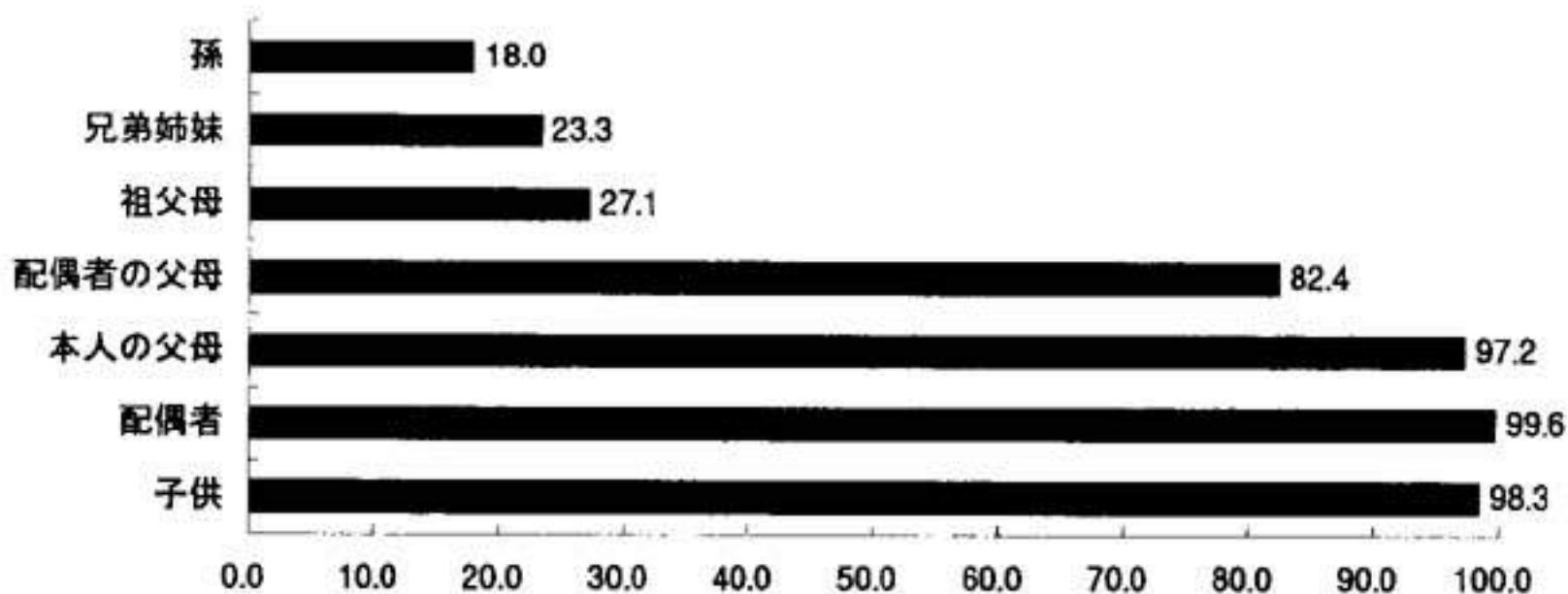


家族看護休暇制度がある事業所数 = 100%

5 対象となる家族の範囲

家族看護休暇制度のある事業所で、対象となる家族の範囲に制限がある事業所は79.6%である。そのうち、「子供」「配偶者」「本人の父母」を対象とする事業所は90%を超えているが、「祖父母」「兄弟姉妹」「孫」を対象とする事業所は20%前後となっている。（第16図、第58表）

第16図 家族看護休暇制度の対象となる家族の範囲（M.A.） (%)



家族看護休暇制度の対象となる家族の範囲
に制限がある事業所数 = 100%

6 家族看護休暇制度の内容

(1) 休暇日数

家族看護休暇の日数について「制限あり」とする事業所は80.3%であり、その制限の内容をみると、「同一要看護者につき」制限している事業所が27.8%と最も多く、次いで「1年間につき」制限している事業所が24.1%、「失効年次有給休暇で」が11.9%、「勤続年数により」が4.0%である。また、日数については、「同一要看護者につき」は「1か月を超える」、「1年間につき」は「1～10日」、「失効年次有給休暇で」は「11日～1か月」が最も割合が高い。（第59表）

(2) 会社から休業中に支給される金銭の支給状況

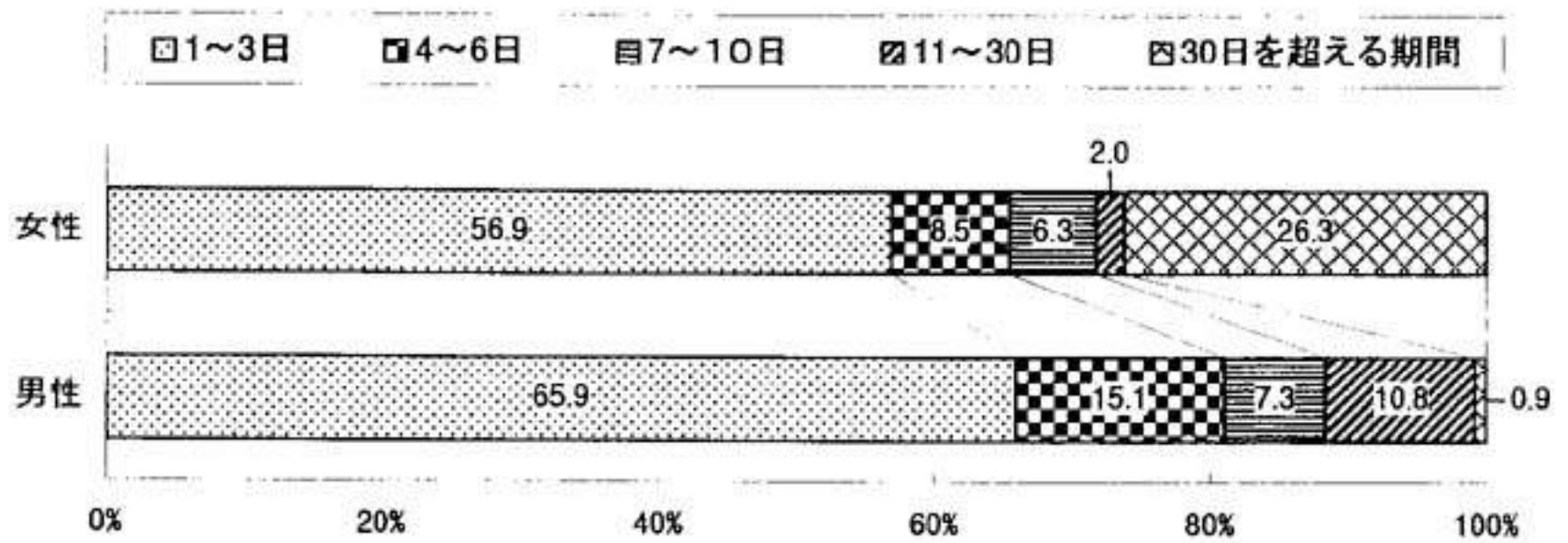
家族看護休暇の制度がある事業所のうち、休業中「有給」は28.5%、「一部有給」は8.5%、「無給」は62.9%である。休暇制度の形態別にみると、「休暇・休職・休業等」では「有給」が20.9%、「失効年次有給休暇」では「有給」が71.8%、「一部有給」が23.8%である。（第60表）

7 家族看護休暇制度の利用状況

家族看護休暇制度のある事業所においてその利用状況をみると、平成10年4月1日から11年3月31日までの1年間に家族看護休暇を取得した者がいた事業所は9.7%である。事業所の規模別では、500人以上が43.1%、100～499人で21.8%と規模が大きいほど利用者がいた割合が高くなっている。また、利用期間については、「1日～3日」が60.6%と最も多く、「4日～6日」の11.2%となっている。（第17図、第61表）

第17図 男女別家族看護休暇取得者の休暇期間

(%)



(注) H10.4.1～H11.3.31までの1年間に家族看護休暇を取得した者についての割合である。

第 3 章 付 属 統 計 表

統計利用上の注意

- 1 該当する事項が 0 の場合「-」で表示した。
- 2 { } 内は、前回調査（平成 8 年度）の数値である。

付 属 統 計 表 目 次

（育児休業制度等）

第1表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業制度の規定の有無別事業所割合	-----	25
第2表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、最長育児休業期間別規定あり事業所割合	-----	25
第3表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業の取得可能回数別規定あり事業所割合	---	26
第4表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業対象者からの除外の有無別事業所割合	---	27
第5表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業規定の有無別、育児休業中・休業後の労働条件の明示の有無及び方法別事業所割合	-----	28
第6表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業規定の有無別、育児休業中・休業後の労働条件の決定方法別事業所割合	-----	28
第7表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業期間中の会社からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合（子が1歳未満）	-----	29
第8表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、共済会等からの育児休業期間中に支給される金銭の有無及び内容別事業所割合	-----	30
第9表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業期間中の会社からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合（子が1歳以上）	-----	31
第10表	産業、事業所規模、育児休業規定の有無別、育児休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合	-----	32
第11表	産業、事業所規模、育児休業規定の有無別、賞与の算定期間内に育児休業期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合	-----	33
第12表	産業、事業所規模、育児休業規定の有無別、復職後の賃金の取扱い別事業所割合	-----	34
第13表	産業、事業所規模、育児休業規定の有無別、退職金の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合	-----	34
第14表	産業、事業所規模、育児休業規定の有無別、復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合	--	35
第15表	産業、事業所規模、育児休業規定の有無別、育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無及び措置の内容別事業所割合	-----	35
第16表	産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業規定の有無別、男女別育児休業者の有無別事業所割合	-----	36
第17表	産業、事業所規模別育児休業取得者割合	-----	37
第18表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、男女別復職者割合	-----	38
第19表	産業、事業所規模、男女別、取得休業期間別育児休業者割合	-----	39
第20表	産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業規定の有無、勤務時間の短縮等の措置の制度の有無別事業所割合	-----	40
第21表	勤務時間短縮等制度の最長利用期間別事業所割合	-----	41
第22表	事業所規模別勤務時間短縮等の措置あり事業所の出産者に占める利用者割合	-----	42

(介護休業制度等)

第23表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業制度の規定の有無別事業所割合	43
第24表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、対象となる要介護者の範囲別規定あり事業所割合	44
第25表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、最長介護休業期間別規定あり事業所割合	45
第26表	産業、事業所規模別、取得回数の制限の有無別規定あり事業所割合	46
第27表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業対象者からの除外の有無別規定あり事業所割合	47
第28表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業規定の有無別、介護休業中・休業後の労働条件の明示の有無及び方法別事業所割合	48
第29表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業規定の有無別、介護休業中・休業後の労働条件の決定方法別事業所割合	48
第30表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業期間中の会社からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合	49
第31表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、共済会等からの介護休業期間中に支給される金銭の有無及び内容別事業所割合	50
第32表	産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業期間中の労働者負担の社会保険料の支払方法、復職後の返済免除の制度の有無別事業所割合	51
第33表	産業、事業所規模、介護休業規定の有無別、介護休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合	52
第34表	産業、事業所規模、介護休業規定の有無別、賞与の算定期間内に介護休業期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合	52
第35表	産業、事業所規模、介護休業規定の有無別、復職後の賃金の取扱い別事業所割合	53
第36表	産業、事業所規模、介護休業規定の有無別、退職金の算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合	53
第37表	産業、事業所規模、介護休業規定の有無別、復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合	54
第38表	産業、事業所規模、介護休業規定の有無別、介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無及び措置の内容別事業所割合	54
第39表	産業、事業所規模、最長介護休業期間、介護休業規定の有無別、男女別介護休業を開始した者の労働者に占める割合	55
第40表	産業、事業所規模、労働組合の有無、最長介護休業期間別、男女別復職者割合	56
第41表	産業、事業所規模、最長介護休業期間別男女、利用期間別介護休業利用者割合	57
第42表	産業、事業所規模、労働組合の有無、介護休業規定の有無、勤務時間の短縮等の措置の制度の有無別事業所割合	58
第43表	勤務時間短縮等の措置別、最長利用期間、短縮する長さ別事業所割合	59
第44表	事業所規模別、勤務時間短縮等の措置の利用を開始した者の全労働者に占める割合	60

（深夜業、時間外労働の制限の関する事項）

第45表	産業、事業所規模別、子の養育を行う労働者の深夜業の有無別事業所割合	60
第46表	産業、事業所規模別深夜業の制限の制度の規定の有無別事業所割合	61
第47表	産業、事業所規模別子の養育のための深夜業の制限の制度の期間別事業所割合	61
第48表	産業、事業所規模別家族の介護を行う労働者の深夜業の有無別事業所割合	62
第49表	事業所規模別、子の養育又は家族の介護を行う労働者に対する激変緩和措置に関する協定の有無別事業所割合	62
第50表	産業、事業所規模別、激変緩和措置の対象労働者別事業所割合	63
第51表	産業、事業所規模別子の養育のための激変緩和措置に対する時間外労働協定の内容別事業所割合	64
第52表	子の養育のための激変緩和措置に関する時間外労働協定の内容別事業所割合	64
第53表	家族の介護のための激変緩和措置に関する時間外労働協定の内容別事業所割合	65

（家族看護休暇制度）

第54表	産業、事業所規模別、看護休暇制度の有無別事業所割合	65
第55表	産業、事業所規模、家族看護休暇制度の根拠別及び導入時期別事業所割合	66
第56表	事業所規模、家族看護休暇制度の導入検討予定別制度なし事業所割合	67
第57表	事業所規模別、家族看護休暇制度の形態別制度あり事業所割合	67
第58表	事業所規模別、対象となる要看護者の範囲別制度あり事業所割合	68
第59表	休暇日数別制度あり事業所割合	68
第60表	事業所規模、家族看護休暇制度の形態、賃金の取扱い別事業所割合	69
第61表	事業所規模別、休暇利用期間別看護休業取得者割合	69

第1表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業制度の規定の有無別事業所割合

(%)

	総計	育児休業制度の規定あり	育児休業制度の規定なし
総計	100.0 [100.0]	53.5 [36.4]	46.5 [63.6]
【産業】			
D鉱業	100.0	42.8	57.2
E建設業	100.0	39.9	60.1
F製造業	100.0	42.1	57.9
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.4	4.6
H運輸・通信業	100.0	61.0	39.0
I卸売・小売業・飲食店	100.0	58.8	41.2
J金融・保険業	100.0	94.0	6.0
K不動産業	100.0	45.0	55.0
Lサービス業	100.0	53.2	46.8
【規模】			
500人以上	100.0	98.7	1.3
100～499人	100.0	88.5	11.5
30～99人	100.0	74.0	26.0
5～29人	100.0	49.4	50.6
(再掲)30人以上	100.0	77.0	23.0
	[100.0]	[60.8]	[39.2]
【労働組合の有無】			
有り	100.0	91.8	8.2
無し	100.0	43.5	56.5

事業所総数=100.0%

第2表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、最長育児休業期間別規定あり事業所割合

(%)

	総計	最長育児休業期間					
		子が1歳未満	子が1歳以上 1歳6か月未満	子が1歳6か月以上 2歳未満	子が2歳以上 3歳未満	子が3歳以上	無回答
【総計】	100.0 [100.0]	84.0 [93.2]	11.5	1.4	1.6	1.4 [1.2]	0.0 [0.2]
			←[5.4]→				
【産業】							
D鉱業	100.0	93.4	6.6	0.0	-	-	-
E建設業	100.0	90.0	8.5	0.7	0.5	0.3	-
F製造業	100.0	89.4	6.7	1.6	1.8	0.3	0.2
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	91.0	6.4	1.4	0.9	0.3	-
H運輸・通信業	100.0	92.0	1.1	0.1	1.0	5.8	-
I卸売・小売業・飲食店	100.0	80.6	15.5	1.2	0.4	2.4	-
J金融・保険業	100.0	87.8	11.6	0.7	-	-	-
K不動産業	100.0	84.1	15.9	-	-	-	-
Lサービス業	100.0	81.4	11.2	2.5	4.8	0.2	-
【事業所の規模】							
500人以上	100.0	68.5	13.2	12.0	4.5	1.7	-
100～499人	100.0	81.2	11.4	3.2	3.1	1.1	-
30～99人	100.0	87.9	7.4	2.5	1.4	0.9	-
5～29人	100.0	83.5	12.4	1.0	1.6	1.5	0.0
(再掲)30人以上	100.0	86.1	8.3	2.9	1.8	0.9	-
	[100.0]	[89.4]	←[9.7]→			[0.9]	-
【労働組合の有無】							
有り	100.0	78.4	13.4	2.7	4.2	1.3	0.0
無し	100.0	87.1	10.5	0.7	0.2	1.5	0.0

育児休業制度の規定がある事業所=100.0%

第3表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業の取得可能回数別規定あり事業所割合

	総計	回数						(%) その他
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
【総計】	100.0	91.1	2.1	0.1	0.4	-	0.9	5.4
【産業】								
D鉱業	100.0	93.1	0.5	0.2	0.0	-	-	6.2
E建設業	100.0	84.3	6.0	0.0	4.1	-	-	5.6
F製造業	100.0	91.0	2.2	0.7	0.0	-	0.1	6.0
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.0	0.3	-	-	-	-	0.7
H運輸・通信業	100.0	77.3	0.7	-	-	-	-	22.0
I卸売・小売業・飲食店	100.0	92.2	1.3	-	-	-	2.1	4.4
J金融・保険業	100.0	91.7	6.4	-	-	-	-	1.9
K不動産業	100.0	99.2	0.3	-	-	-	-	0.4
Lサービス業	100.0	94.9	1.2	0.1	0.0	-	0.0	3.7
【事業所の規模】								
500人以上	100.0	93.1	1.4	-	-	-	-	5.5
100～499人	100.0	92.5	2.1	0.1	0.1	-	0.4	4.8
30～99人	100.0	93.9	1.6	0.1	-	-	0.0	4.3
5～29人	100.0	90.4	2.2	0.1	0.5	-	1.1	5.6
(再掲)30人以上	100.0	93.6	1.7	0.1	0.0	-	0.1	4.5
【労働組合の有無】								
有り	100.0	95.9	1.1	0.0	0.0	-	0.0	3.0
無し	100.0	88.5	2.7	0.2	0.6	-	1.4	6.7

育児休業制度の規定がある事業所＝100%

第4表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業対象者からの除外の有無別事業所割合

	期間を決めて雇用される労働者										所定労働日数が週2日以下の者				勤続1年未満の者				配偶者が常勤として子を養育することができ る者				1年以内に退職することが明らかとなる者			
	総計	対象	対象外	小計	一部対象			無回答	総計	対象	対象外	無回答	総計	対象	対象外	無回答	総計	対象	対象外	無回答	総計	対象	対象外	無回答		
					1回当 り雇用契 約期間 一定期 間以上	雇用契 約一定 回数以 上更新	その他																		無回答	
【総計】	100.0	16.9	78.5	4.4	1.5	1.0	2.0	0.0	0.1	100.0	13.6	86.2	0.2	100.0	21.3	78.7	0.0	100.0	26.5	73.0	0.5	100.0	29.7	69.7	0.6	
【産業】																										
D鉱業	100.0	13.9	85.6	0.5	-	-	0.5	-	-	100.0	1.0	99.0	-	100.0	7.7	92.3	-	100.0	8.3	91.7	-	100.0	9.9	90.1	-	
E建設業	100.0	6.1	87.7	6.1	0.4	5.7	-	-	-	100.0	15.0	84.9	0.1	100.0	19.1	80.9	-	100.0	32.0	67.7	0.3	100.0	17.0	83.0	-	
F製造業	100.0	15.4	82.9	1.7	1.0	0.7	0.3	-	0.0	100.0	12.1	87.7	0.2	100.0	17.2	82.8	0.1	100.0	22.7	76.8	0.5	100.0	24.4	75.5	0.1	
G電気・ガス・熱供給・ 水道業	100.0	9.5	86.7	3.8	0.3	-	2.2	1.2	-	100.0	9.1	90.1	0.8	100.0	14.9	85.1	-	100.0	13.8	86.2	-	100.0	14.5	85.5	-	
H運輸・通信業	100.0	24.6	69.0	6.4	0.1	2.6	3.6	-	0.1	100.0	10.8	88.1	1.1	100.0	37.1	62.9	-	100.0	36.5	63.5	-	100.0	37.9	62.1	-	
I卸売・小売業・飲食店	100.0	21.0	73.0	5.9	2.6	0.1	3.3	-	0.1	100.0	15.8	84.0	0.1	100.0	21.6	78.3	0.1	100.0	26.8	73.1	0.1	100.0	32.8	66.0	1.2	
J金融・保険業	100.0	12.8	78.9	8.0	2.5	1.6	3.9	-	0.3	100.0	8.6	91.1	0.3	100.0	10.0	90.0	0.0	100.0	15.6	84.4	-	100.0	30.9	69.1	-	
K不動産業	100.0	28.9	66.8	4.3	4.1	-	0.2	-	-	100.0	5.8	94.2	-	100.0	36.9	63.1	-	100.0	18.7	81.3	-	100.0	31.3	68.7	-	
Lサービス業	100.0	13.9	84.5	1.3	0.5	0.3	0.5	-	0.3	100.0	12.3	87.4	0.3	100.0	22.4	77.5	0.0	100.0	26.8	71.4	1.8	100.0	30.4	69.2	0.3	
【事業所の規模】																										
500人以上	100.0	11.7	78.5	9.7	5.0	0.7	3.9	-	0.1	100.0	10.1	89.3	0.6	100.0	24.9	75.0	0.2	100.0	19.9	79.8	0.3	100.0	23.3	76.5	0.2	
100～499人	100.0	13.3	80.6	5.7	2.5	1.6	2.3	-	0.3	100.0	9.3	89.9	0.8	100.0	19.2	80.6	0.2	100.0	21.4	78.3	0.3	100.0	25.8	74.0	0.1	
30～99人	100.0	16.4	80.1	3.1	1.5	0.6	1.2	-	0.3	100.0	8.3	90.8	0.9	100.0	13.7	86.1	0.2	100.0	18.3	81.1	0.5	100.0	25.3	74.4	0.3	
5～29人	100.0	17.2	78.1	4.6	1.5	1.0	2.1	0.0	0.1	100.0	14.9	85.0	0.1	100.0	22.9	77.1	-	100.0	28.5	70.9	0.5	100.0	30.9	68.4	0.7	
(西場)30人以上	100.0	15.7	80.2	3.8	1.8	0.8	1.4	-	0.3	100.0	8.6	90.6	0.8	100.0	15.0	84.8	0.2	100.0	19.0	80.5	0.5	100.0	25.3	74.4	0.3	
【労働組合の有無】																										
有り	100.0	9.4	85.5	3.9	0.9	1.1	2.1	0.0	0.2	100.0	8.4	91.2	0.4	100.0	14.0	86.0	0.0	100.0	22.9	76.9	0.3	100.0	24.5	73.9	1.5	
無し	100.0	21.0	74.2	4.7	1.9	1.0	1.9	-	0.1	100.0	16.4	83.5	0.1	100.0	25.2	74.7	0.1	100.0	28.5	70.8	0.7	100.0	32.5	67.4	0.1	

事業所総数=100.0%

第5表 産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業の規定の有無別、育児休業中・休業後の労働条件の明示の有無及び方法別事業所割合

(%)

	総数	書面	口頭	明示なし	無回答
【総計】	100.0	31.1	39.7	26.7	2.5
【産業】					
D鉱業	100.0	21.7	42.8	32.9	2.7
E建設業	100.0	26.9	33.4	36.3	3.4
F製造業	100.0	27.6	41.7	28.7	2.0
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	44.1	32.7	23.2	-
H運輸・通信業	100.0	27.0	37.4	35.4	0.1
I卸売・小売業・飲食店	100.0	30.1	41.6	25.1	3.3
J金融・保険業	100.0	40.6	31.3	28.2	-
K不動産業	100.0	27.3	39.0	29.6	4.1
Lサービス業	100.0	37.1	40.8	20.3	1.8
【事業所の規模】					
500人以上	100.0	52.6	28.8	18.6	-
100～499人	100.0	44.2	37.5	18.0	0.3
30～99人	100.0	41.1	37.1	21.2	0.6
5～29人	100.0	29.2	40.2	27.8	2.8
(再掲)30人以上	100.0	41.8	37.1	20.6	0.5
【労働組合の有無】					
有り	100.0	47.5	27.0	25.3	0.2
無し	100.0	26.9	43.0	27.0	3.1
【育児休業制度の規定の有無】					
有り	100.0	46.0	33.6	18.5	1.9
無し	100.0	14.0	46.8	36.1	3.1

事業所総数=100%

第6表 産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無別、育児休業中・休業後の労働条件の決定方法別事業所割合

(%)

	総計	事業所	原則事業所	休業取得者と話し合い	無回答
【総計】	100.0	34.6	34.5	29.4	1.5
【産業】					
D鉱業	100.0	25.7	50.9	23.3	0.2
E建設業	100.0	21.4	38.7	38.1	1.7
F製造業	100.0	30.1	36.3	32.2	1.4
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	76.6	16.2	7.2	-
H運輸・通信業	100.0	44.0	25.7	30.2	0.1
I卸売・小売業・飲食店	100.0	39.2	31.9	26.9	1.9
J金融・保険業	100.0	66.8	30.9	2.3	-
K不動産業	100.0	42.0	38.0	20.0	-
Lサービス業	100.0	30.2	37.3	31.0	1.4
【事業所の規模】					
500人以上	100.0	64.2	28.0	7.9	-
100～499人	100.0	54.1	36.5	9.1	0.3
30～99人	100.0	43.8	38.7	17.2	0.4
5～29人	100.0	32.6	33.9	31.8	1.7
(再掲)30人以上	100.0	45.9	38.1	15.6	0.4
【労働組合の有無】					
有り	100.0	60.4	31.5	8.0	0.1
無し	100.0	27.9	35.3	34.9	1.9
【育児休業制度の規定の有無】					
有り	100.0	49.5	39.4	10.6	0.5
無し	100.0	17.5	28.9	51.0	2.6

事業所総数=100.0%

第7表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業期間中の会社からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合（子が1歳未満）

(%)

金融支援あり (M.A.)
毎月の支給あり

	総計	計	金融支援あり (M.A.) 毎月の支給あり						一時金の支給あり	金銭の支給なし	無回答
			小計	所定内給与額の60%以上	所定内給与額の20～60%	所定内給与額の20%未満	定額	その他			
総計	100.0	11.4 (100.0)	(62.9) [100.0]	[22.0]	[24.0]	[2.0]	[16.9]	[35.2]	(23.9)	86.8	1.8
【産業】											
D鉱業	100.0	18.0 (100.0)	(83.2) [100.0]	[34.0]	[31.0]	-	[16.7]	[18.2]	(16.8)	79.2	2.8
E建設業	100.0	12.5 (100.0)	(36.5) [100.0]	[38.0]	[49.9]	[2.8]	[2.5]	[6.8]	(63.7)	85.8	1.7
F製造業	100.0	12.8 (100.0)	(52.5) [100.0]	[21.3]	[34.9]	[2.8]	[12.8]	[28.2]	(49.8)	85.2	2.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	15.7 (100.0)	(45.8) [100.0]	[36.7]	[35.8]	-	[16.2]	[11.3]	(54.2)	84.3	-
H運輸・通信業	100.0	8.0 (100.0)	(63.7) [100.0]	[31.6]	[5.6]	-	[45.2]	[17.5]	(36.3)	91.6	0.4
I卸売・小売業・飲食店	100.0	9.6 (100.0)	(64.9) [100.0]	[18.4]	[23.1]	[0.0]	[21.5]	[37.1]	(35.2)	88.1	2.3
J金融・保険業	100.0	5.7 (100.0)	(94.5) [100.0]	[29.2]	[7.2]	-	[28.1]	[35.4]	(5.5)	94.3	-
K不動産業	100.0	25.6 (100.0)	(93.3) [100.0]	[20.7]	[31.2]	[10.4]	[0.6]	[37.1]	(6.7)	71.9	2.5
Lサービス業	100.0	13.5 (100.0)	(76.2) [100.0]	[20.2]	[15.6]	[2.8]	[15.8]	[45.6]	(28.6)	85.2	1.3
500人以上	100.0	17.5 (100.0)	(35.0) [100.0]	[7.5]	[19.4]	[5.2]	[14.5]	[54.0]	(67.9)	81.8	0.7
100～499人	100.0	10.9 (100.0)	(54.0) [100.0]	[11.9]	[19.5]	[5.8]	[14.8]	[47.9]	(51.1)	88.6	0.5
30～99人	100.0	11.0 (100.0)	(63.4) [100.0]	[7.1]	[18.6]	[8.5]	[16.0]	[50.0]	(40.0)	88.1	0.8
5～29人	100.0	11.4 (100.0)	(63.2) [100.0]	[24.3]	[24.8]	[1.0]	[17.0]	[32.9]	(38.3)	86.6	2.0
再掲(30人以上)	100.0	11.1 (100.0)	(61.1) [100.0]	[7.8]	[18.7]	[8.1]	[15.8]	[49.7]	(42.6)	88.1	0.8
【労働組合の有無】											
有り	100.0	17.4 (100.0)	(41.2) [100.0]	[11.6]	[32.6]	[10.7]	[14.0]	[31.8]	(64.5)	82.0	0.6
無し	100.0	8.8 (100.0)	(73.8) [100.0]	[20.5]	[22.6]	[5.6]	[15.4]	[35.9]	(30.0)	90.0	1.2

事業所総数=100%

第8表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、共済会等からの育児休業期間中に支給される金銭の有無及び内容別事業所割合

(%)

	総計	金銭支給有り				金銭支給無し	無回答
		小計	子が1歳未満の休業期間中のみ	子が1歳以上の休業期間中のみ	子の年齢に関わらず休業期間中支給		
総計	100.0	2.5 (100.0)	(91.9)	(0.4)	(7.7)	96.3	1.1
【産業】							
D鉱業	100.0	2.7 (100.0)	(91.7)	-	(8.3)	94.6	2.8
E建設業	100.0	2.6 (100.0)	(99.5)	-	(0.5)	95.7	1.7
F製造業	100.0	2.7 (100.0)	(80.4)	(1.4)	(18.2)	95.6	1.7
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	11.9 (100.0)	(88.2)	-	(11.8)	88.1	-
H運輸・通信業	100.0	2.1 (100.0)	(96.4)	(3.2)	(0.4)	97.8	0.1
I卸売・小売業・飲食店	100.0	3.0 (100.0)	(98.8)	-	(1.2)	95.8	1.2
J金融・保険業	100.0	1.6 (100.0)	(100.0)	-	0.0	98.4	-
K不動産業	100.0	0.4 (100.0)	(65.2)	-	(34.8)	97.1	2.5
Lサービス業	100.0	2.0 (100.0)	(80.4)	-	(19.6)	97.4	0.6
【事業所規模】							
500人以上	100.0	5.8 (100.0)	(78.3)	(4.2)	(17.5)	94.2	0.0
100～499人	100.0	3.7 (100.0)	(72.2)	(4.6)	(23.2)	96.0	0.3
30～99人	100.0	2.8 (100.0)	(79.0)	-	(21.0)	96.7	0.5
5～29人	100.0	2.5 (100.0)	(94.9)	(0.2)	(4.9)	96.3	1.2
再掲(30人以上)	100.0	3.0 (100.0)	(77.5)	(1.1)	(21.4)	96.5	0.5
【労働組合の有無】							
有り	100.0	2.6 (100.0)	(85.5)	(0.9)	(13.5)	97.3	0.1
無し	100.0	2.5 (100.0)	(93.6)	(0.2)	(6.2)	96.1	1.4

事業所総数=100%

第9表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、育児休業期間中の会社からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合(子が1歳以上)

(%)

	総計	金銭支給あり (M.A.)							一時金の支給あり	金銭の支給なし	無回答
		計	小計	毎月の支給あり				その他			
				所定内給付額の60%以上	所定内給付額の20～60%	所定内給付額の20%未満	定額				
総計	100.0	4.8 (100.0)	(47.9) [100.0]	[10.4]	[25.7]	[1.1]	[15.1]	[47.7]	(53.0)	37.6	57.6
【産業】											
D鉱業	100.0	7.7 (100.0)	(98.2) [100.0]	-	[32.4]	-	[32.4]	[35.3]	(1.8)	41.4	50.9
E建設業	100.0	6.2 (100.0)	(36.9) [100.0]	-	[100.0]	-	-	-	(63.1)	36.3	57.6
F製造業	100.0	5.5 (100.0)	(37.7) [100.0]	[33.9]	[24.8]	[2.3]	[6.6]	[32.3]	(64.8)	39.4	55.0
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.4 (100.0)	(100.0) [100.0]	[82.4]	[17.6]	-	-	-	-	9.5	89.1
H運輸・通信業	100.0	2.7 (100.0)	(89.3) [100.0]	[0.2]	-	-	[82.6]	[17.2]	(10.7)	33.9	63.3
I卸売・小売業・飲食店	100.0	2.9 (100.0)	(19.4) [100.0]	-	[1.0]	-	-	[99.0]	(80.6)	38.4	58.8
J金融・保険業	100.0	0.4 (100.0)	(100.0) [100.0]	-	[100.0]	-	-	-	-	20.4	79.2
K不動産業	100.0	12.6 (100.0)	(100.0) [100.0]	-	[43.5]	-	-	[56.5]	-	32.9	54.5
Lサービス業	100.0	7.3 (100.0)	(67.7) [100.0]	[10.1]	[11.1]	[1.5]	[19.0]	[58.3]	(33.3)	39.7	53.0
【事業所規模】											
500人以上	100.0	8.2 (100.0)	(60.2) [100.0]	[2.4]	[2.2]	-	[5.4]	[90.0]	(40.1)	22.9	68.9
100～499人	100.0	2.8 (100.0)	(57.5) [100.0]	[7.6]	[22.1]	[2.7]	[5.1]	[62.4]	(42.5)	23.0	74.3
30～99人	100.0	3.6 (100.0)	(64.3) [100.0]	[3.2]	[5.2]	[8.8]	[22.1]	[60.7]	(41.3)	25.3	71.1
5～29人	100.0	5.0 (100.0)	(46.0) [100.0]	[11.5]	[28.8]	-	[14.4]	[45.3]	(54.4)	39.8	55.1
再掲(30人以上)	100.0	3.6 (100.0)	(63.2) [100.0]	[3.7]	[7.2]	[7.7]	[19.4]	[61.9]	(41.5)	24.8	71.6
【労働組合の有無】											
有り	100.0	1.9 (100.0)	(48.9) [100.0]	[11.9]	[8.7]	[0.6]	[10.5]	[68.3]	(51.1)	26.1	72.0
無し	100.0	5.6 (100.0)	(47.8) [100.0]	[10.3]	[27.2]	[1.2]	[15.5]	[45.8]	(53.2)	40.6	53.8

事業所総数=100%

第10表 産業、事業所規模、育児休業規定の有無別、育児休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合

						(%)
	総計	定期昇給時期 に昇給する	復職後に昇 給する	復職後の定期 昇給に持ち越 す	定期昇給の 制度がない	無回答
【総計】	100.0	18.4	17.8	34.1	26.5	3.2
【産業】						
D鉱業	100.0	28.1	18.2	27.1	21.3	5.2
E建設業	100.0	16.4	8.7	34.4	35.4	5.0
F製造業	100.0	16.9	16.6	35.7	28.0	2.9
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	17.6	52.4	26.0	1.7	2.3
H運輸・通信業	100.0	21.8	21.4	32.5	23.5	0.7
I卸売・小売業・飲食店	100.0	17.6	17.6	35.3	26.2	3.3
J金融・保険業	100.0	22.8	27.6	39.2	7.4	3.0
K不動産業	100.0	13.4	15.3	37.9	31.0	2.5
Lサービス業	100.0	20.6	21.5	30.5	24.7	2.7
【事業所規模】						
500人以上	100.0	46.3	25.7	24.0	4.0	0.1
100～499人	100.0	32.0	21.3	35.0	11.2	0.6
30～99人	100.0	27.2	18.3	38.2	14.8	1.4
5～29人	100.0	16.7	17.6	33.5	28.7	3.5
再掲(30人以上)	100.0	28.4	18.9	37.4	14.0	1.3
【育児休業制度の規定の有無】						
有り	100.0	23.6	21.9	40.4	12.5	1.7
	{100.0}	{27.4}	{25.0}	{41.9}	{5.4}	{0.3}
無し	100.0	12.4	13.0	26.9	42.7	5.0

事業所総数=100.0%

第11表 産業、事業所規模、育児休業規定の有無別、賞与の算定期間内に育児休業期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合

	総計	支給する	出勤日又は 休業期間に 応じて支給 する	一定額又は 一定率支給 する	支給しない	賞与の制度 がない	無回答
						(%)	
【総計】	100.0	72.0 (100.0)	(94.3)	(5.7)	15.6	9.5	2.8
【産業】							
D鉱業	100.0	77.4 (100.0)	(90.1)	(9.9)	12.1	5.3	5.2
E建設業	100.0	63.4 (100.0)	(80.2)	(19.8)	21.3	8.7	6.6
F製造業	100.0	71.3 (100.0)	(95.1)	(4.9)	15.8	10.0	2.9
G電気・ガス・熱供 給・水道業	100.0	92.2 (100.0)	(99.4)	(0.6)	6.3	0.3	1.2
H運輸・通信業	100.0	76.6 (100.0)	(95.0)	(5.0)	16.7	6.0	0.7
I卸売・小売業・飲食 店	100.0	70.2 (100.0)	(97.6)	(2.4)	14.6	13.3	1.9
J金融・保険業	100.0	86.7 (100.0)	(97.7)	(2.3)	10.3	1.5	1.5
K不動産業	100.0	70.7 (100.0)	(95.0)	(5.0)	14.0	12.8	2.5
Lサービス業	100.0	76.7 (100.0)	(94.8)	(5.2)	14.9	5.7	2.8
【事業所規模】							
500人以上	100.0	90.8 (100.0)	(97.8)	(2.2)	8.8	0.4	0.1
100～499人	100.0	85.9 (100.0)	(96.8)	(3.2)	12.7	1.0	0.5
30～99人	100.0	80.0 (100.0)	(94.2)	(5.8)	15.5	3.2	1.3
5～29人	100.0	70.4 (100.0)	(94.3)	(5.7)	15.8	10.7	3.1
再掲(30人以上)	100.0	81.2 (100.0)	(94.8)	(5.2)	14.9	2.7	1.2
【育児休業制度の規 定の有無】							
有り	100.0 (100.0)	84.9 (80.0) (100.0)	(98.2) (95.2)	(1.8) (4.8)	11.0 (17.8)	3.5 (1.6)	0.6 (0.6)
無し	100.0	57.2 (100.0)	(87.8)	(12.2)	20.9	16.5	5.4

事業所総数=100.0%

第12表 産業、事業所規模、育児休業規定の有無別、復職後の賃金の取扱い別事業所割合

(%)

	総計	休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する	休業前の額を下回ることもある	その他	無回答
【総計】	100.0	64.8	11.1	21.3	2.7
【産業】					
D鉱業	100.0	66.7	7.6	20.5	5.2
E建設業	100.0	64.9	15.9	14.2	5.0
F製造業	100.0	62.8	12.8	21.6	2.8
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	88.1	1.8	8.9	1.2
H運輸・通信業	100.0	73.4	14.0	12.0	0.7
I卸売・小売業・飲食店	100.0	62.2	12.5	22.9	2.3
J金融・保険業	100.0	77.9	4.5	16.1	1.5
K不動産業	100.0	67.3	2.3	27.9	2.5
Lサービス業	100.0	66.2	5.8	25.2	2.8
【事業所規模】					
500人以上	100.0	85.8	5.2	9.0	-
100～499人	100.0	84.0	5.6	10.0	0.4
30～99人	100.0	76.8	8.3	13.6	1.3
5～29人	100.0	62.5	11.6	22.8	3.0
再掲(30人以上)	100.0	78.2	7.8	12.9	1.1
【育児休業制度の規定の有無】					
有り	100.0	76.7	9.2	13.5	0.6
	{100.0}	{79.8}	{12.2}	{7.7}	
無し	100.0	51.2	13.2	30.4	5.2

事業所総数=100.0%

第13表 産業、事業所規模、育児休業規定の有無別、退職金の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

	総計	原則として全期間算入する	原則として一定期間又は一定割合を勤続年数に算入する	勤続年数にまったく算入しない	退職金の制度がない	無回答
【総計】	100.0	32.1	8.5	41.8	13.8	3.8
【産業】						
D鉱業	100.0	47.4	15.8	21.4	10.0	5.4
E建設業	100.0	31.5	9.6	33.5	18.7	6.8
F製造業	100.0	30.2	12.1	37.0	17.7	3.0
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	27.8	3.7	67.0	0.0	1.5
H運輸・通信業	100.0	30.8	12.8	48.3	7.5	0.7
I卸売・小売業・飲食店	100.0	34.5	5.8	41.5	14.8	3.4
J金融・保険業	100.0	22.8	14.6	59.6	1.5	1.5
K不動産業	100.0	24.5	8.8	40.8	21.8	4.2
Lサービス業	100.0	32.0	7.5	46.1	9.9	4.5
【事業所規模】						
500人以上	100.0	31.1	14.1	54.0	0.9	-
100～499人	100.0	30.7	12.4	54.5	1.9	0.4
30～99人	100.0	36.1	9.0	47.3	6.2	1.4
5～29人	100.0	30.8	8.8	42.0	15.3	3.1
再掲(30人以上)	100.0	35.0	9.7	48.7	5.4	1.2
【育児休業制度の規定の有無】						
有り	100.0	36.5	7.6	52.7	2.7	0.5
	{100.0}	{28.9}	{14.9}	{54.2}	{0.9}	{1.1}
無し	100.0	25.6	10.5	31.8	26.7	5.4

事業所総数=100.0%

第14表 産業、事業所規模、育児休業規定の有無別、復職後の職場・職種の取扱別事業所割合

(%)

	総計	原則として原 職復帰する	本人の希望 を考慮し会 社が決定	会社の人事 管理等の都 合により決定	無回答
【総計】	100.0	70.6	15.2	12.3	1.9
【産業】					
D鉱業	100.0	70.5	13.7	13.1	2.7
E建設業	100.0	65.3	21.2	11.6	1.8
F製造業	100.0	72.0	12.9	12.3	2.8
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	88.0	0.9	10.0	1.2
H運輸・通信業	100.0	82.7	9.0	7.6	0.7
I卸売・小売業・飲食店	100.0	65.2	17.3	15.6	1.9
J金融・保険業	100.0	84.7	6.8	6.9	1.5
K不動産業	100.0	60.0	14.9	22.5	2.5
Lサービス業	100.0	76.5	13.0	8.9	1.6
【事業所規模】					
500人以上	100.0	80.2	8.4	11.5	-
100～499人	100.0	82.2	10.9	6.5	0.4
30～99人	100.0	78.5	12.3	8.2	1.0
5～29人	100.0	69.1	15.8	13.1	2.1
再掲(30人以上)	100.0	79.2	12.0	7.9	0.9
【育児休業制度の有無】					
有り	100.0	76.8	13.4	9.3	0.5
無し	100.0	63.4	17.3	15.8	3.5
【参考】平成8年度 育児休業制度有り30人以上事業	[100.0]	[82.2]	[3.2]	[13.4]	[1.1]

事業所総数=100.0%

第15表 産業、事業所規模、育児休業規定の有無別、育児休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無及び措置の内容別事業所割合

(%)

	総計	講じている (M.A.) 小計	休業中の情報 提供	職場復帰のた めの講習	その他	無回答	講じていない	無回答
【総計】	100.0	16.8 (100.0)	(61.3)	(35.3)	(15.8)	(1.6)	82.3	0.9
【産業】								
D鉱業	100.0	17.9 (100.0)	(65.5)	(53.2)	(1.6)	-	79.6	2.4
E建設業	100.0	17.1 (100.0)	(68.2)	(33.6)	(10.4)	-	81.1	1.8
F製造業	100.0	11.9 (100.0)	(65.1)	(41.4)	(15.1)	(0.0)	87.0	1.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	48.4 (100.0)	(89.3)	(28.0)	(21.7)	-	51.6	-
H運輸・通信業	100.0	19.6 (100.0)	(58.0)	(41.8)	(19.6)	-	80.1	0.4
I卸売・小売業・飲食店	100.0	14.7 (100.0)	(55.3)	(45.8)	(12.3)	(4.9)	84.7	0.5
J金融・保険業	100.0	51.0 (100.0)	(58.4)	(45.1)	(29.4)	-	49.0	-
K不動産業	100.0	15.4 (100.0)	(96.4)	(13.6)	(1.5)	-	82.1	2.6
Lサービス業	100.0	17.6 (100.0)	(74.8)	(14.3)	(17.5)	-	81.4	1.0
【事業所規模】								
500人以上	100.0	46.7 (100.0)	(89.4)	(21.6)	(12.1)	(0.1)	53.3	-
100～499人	100.0	33.6 (100.0)	(76.9)	(33.8)	(9.7)	-	66.1	0.3
30～99人	100.0	23.7 (100.0)	(71.5)	(37.6)	(10.3)	(0.5)	75.6	0.7
5～29人	100.0	15.3 (100.0)	(61.3)	(35.0)	(17.5)	(1.9)	83.8	1.0
再掲(30人以上)	100.0	25.8 (100.0)	(73.2)	(36.3)	(10.2)	(0.4)	73.6	0.6
【育児休業制度の規定の有無】								
有り	100.0 [100.0]	27.5 [28.6] (100.0)	(64.7) [63.9]	(37.3) [24.6]	(16.5) [9.4]	(0.1) [2.0]	72.4 [70.8]	- [0.6]
無し	100.0	4.6 (100.0)	(59.0)	(20.8)	(11.0)	(11.9)	93.5	1.9

事業所総数=100.0%

第16表 産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業の規定の有無別、男女別育児休業者の有無別事業所割合

(%)

	総計	出産者(配偶者が出産した男性を含む)ありの事業所									出産者 なしの 事業所
					女性出産者ありの事業所		配偶者出産者ありの事業所				
		育児休業 者あり の事業 所	育児休業 者なし の事業 所		育児休業 者あり の事業 所	育児休業 者なし の事業 所		育児休業 者あり の事業 所	育児休業 者なし の事業 所		
【総計】	100.0	26.8 (100.0)	(32.5)	(67.5)	12.2 (100.0)	(67.3)	(32.7)	20.6 (100.0)	(1.8)	(98.2)	73.2
【産業】											
D鉱業	100.0	14.2 (100.0)	(6.9)	(93.1)	1.7 (100.0)	(57.4)	(42.6)	13.2 (100.0)	(0.0)	(100.0)	85.8
E建設業	100.0	34.0 (100.0)	(23.6)	(76.4)	15.5 (100.0)	(41.2)	(58.8)	29.7 (100.0)	(5.5)	(94.5)	66.0
F製造業	100.0	24.4 (100.0)	(23.8)	(76.2)	9.7 (100.0)	(59.1)	(40.9)	19.4 (100.0)	(0.3)	(99.7)	75.6
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	50.0 (100.0)	(35.5)	(64.5)	20.4 (100.0)	(87.0)	(13.0)	43.2 (100.0)	-	(100.0)	50.0
H運輸・通信業	100.0	30.4 (100.0)	(41.3)	(58.7)	15.1 (100.0)	(82.9)	(17.1)	26.1 (100.0)	(0.3)	(99.7)	69.6
I卸売・小売業・飲食店	100.0	26.7 (100.0)	(35.2)	(64.8)	11.9 (100.0)	(74.8)	(25.2)	19.8 (100.0)	(1.0)	(99.0)	73.3
J金融・保険業	100.0	36.9 (100.0)	(26.5)	(73.5)	18.1 (100.0)	(54.0)	(46.0)	24.1 (100.0)	-	(100.0)	63.1
K不動産業	100.0	27.3 (100.0)	(16.9)	(83.1)	8.4 (100.0)	(54.9)	(45.1)	21.6 (100.0)	(0.1)	(99.9)	72.7
Lサービス業	100.0	22.2 (100.0)	(41.6)	(58.4)	11.3 (100.0)	(78.9)	(21.1)	15.9 (100.0)	(2.2)	(97.8)	77.8
【事業所の規模】											
500人以上	100.0	87.0 (100.0)	(86.4)	(13.6)	78.1 (100.0)	(96.1)	(3.9)	62.7 (100.0)	(3.8)	(96.2)	13.0
100～499人	100.0	70.1 (100.0)	(53.6)	(46.4)	45.0 (100.0)	(83.0)	(17.0)	53.5 (100.0)	(0.4)	(99.6)	29.9
30～99人	100.0	45.4 (100.0)	(29.2)	(70.8)	17.2 (100.0)	(71.2)	(28.8)	36.9 (100.0)	(3.5)	(96.5)	54.6
5～29人	100.0	22.7 (100.0)	(30.8)	(69.2)	10.3 (100.0)	(63.7)	(36.3)	17.2 (100.0)	(1.5)	(98.5)	77.3
(再掲)30人以上	100.0	50.4 (100.0)	(36.7)	(63.3)	23.0 (100.0)	(76.6)	(23.4)	40.2 (100.0)	(2.8)	(97.2)	49.6
【労働組合の有無】											
有り	100.0	37.1 (100.0)	(30.7)	(69.3)	16.7 (100.0)	(68.2)	(31.8)	31.3 (100.0)	(0.4)	(99.6)	62.9
無し	100.0	24.1 (100.0)	(33.1)	(66.9)	11.0 (100.0)	(67.0)	(33.0)	17.9 (100.0)	(2.5)	(97.5)	75.9
【育児休業制度の規定の有無】											
有り	100.0	36.9 (100.0)	(37.5)	(62.5)	17.7 (100.0)	(75.7)	(24.3)	27.5 (100.0)	(0.6)	(99.4)	63.1
無し	100.0	15.2 (100.0)	(18.5)	(81.5)	5.8 (100.0)	(37.8)	(62.2)	12.7 (100.0)	(4.9)	(95.1)	84.8

事業所総数=100%

第17表 産業、事業所規模別育児休業取得者割合

(%)

	育児休業取得者の男女比			出産者に占める 育児休業者の割合	配偶者が出産し た者に占める育 児休業者の割合
	計	女性	男性		
【総計】	100.0	97.6	2.4	56.4	0.42
【産業】					
D鉱業	100.0	100.0	-	40.9	-
E建設業	100.0	81.1	18.9	22.0	0.78
F製造業	100.0	99.5	0.5	46.9	0.07
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	83.6	-
H運輸・通信業	100.0	97.9	2.1	79.2	0.26
I卸売・小売業・飲食店	100.0	98.7	1.3	63.8	0.31
J金融・保険業	100.0	100.0	-	50.8	-
K不動産業	100.0	99.6	0.4	54.1	0.06
Lサービス業	100.0	98.1	1.9	68.5	0.73
【事業所の規模】					
500人以上	100.0	99.6	0.4	76.3	0.11
100～499人	100.0	99.4	0.6	71.4	0.14
30～99人	100.0	95.6	4.4	47.2	0.91
5～29人	100.0	97.6	2.4	55.0	0.34
(再掲)30人以上	100.0	97.6	2.4	57.9	0.55
【参考】育児休業制度の規定有り 事業所					
30人以上	100.0	98.4	1.6	59.5	0.38
	[100.0]	[99.2]	[0.8]	[44.5]	[0.16]
5人以上	100.0	99.2	0.8	64.0	0.18
	[100.0]	[99.4]	[0.6]	[49.1]	[0.12]

(注)全事業所において、H10.4.1～H11.3.31までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む。)に占める、H11.10.1までの間に育児休業を開始した者の割合である。

第18表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、男女別復職者割合

	女性の育児休業者数				男性の育児休業者数			
	育児休業者数	復職者数	退職者数	(%)	復職者数	退職者数	(%)	退職者数
【総計】	100.0 (100.0) [100.0]	(82.4) [92.1]	(17.6) [7.9]	98.4 (100.0) [100.0]	(82.1) [92.3]	(17.9) [7.7]	1.6 (100.0) [100.0]	(100.0) [87.4] [12.6]
【産業】								
D鉱業	100.0 (100.0)	(91.2)	(8.8)	92.9 (100.0)	(90.5)	(9.5)	7.1 (100.0)	(100.0)
E建設業	100.0 (100.0)	(71.7)	(28.3)	100.0 (100.0)	(71.7)	(28.3)	0.0 (100.0)	-
F製造業	100.0 (100.0)	(86.8)	(13.2)	99.4 (100.0)	(86.7)	(13.3)	0.6 (100.0)	(100.0)
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 (100.0)	(97.2)	(2.8)	100.0 (100.0)	(97.2)	(2.8)	0.0 (100.0)	-
H運輸・通信業	100.0 (100.0)	(95.3)	(4.7)	83.0 (100.0)	(94.4)	(5.6)	17.0 (100.0)	(100.0)
I卸売・小売業・飲食店	100.0 (100.0)	(71.3)	(28.7)	98.9 (100.0)	(70.9)	(29.1)	1.1 (100.0)	(100.0)
J金融・保険業	100.0 (100.0)	(81.1)	(18.9)	100.0 (100.0)	(81.1)	(18.9)	0.0 (100.0)	-
K不動産業	100.0 (100.0)	(97.7)	(2.3)	100.0 (100.0)	(97.7)	(2.3)	0.0 (100.0)	-
Lサービス業	100.0 (100.0)	(94.8)	(5.2)	98.2 (100.0)	(94.8)	(5.2)	1.8 (100.0)	(100.0)
【事業所の規模】								
500人以上	100.0 (100.0)	(90.2)	(9.8)	99.7 (100.0)	(90.1)	(9.9)	0.3 (100.0)	(100.0)
100～499人	100.0 (100.0)	(89.9)	(10.1)	99.6 (100.0)	(89.9)	(10.1)	0.4 (100.0)	(100.0)
30～99人	100.0 (100.0)	(86.9)	(13.1)	95.7 (100.0)	(86.3)	(13.7)	4.3 (100.0)	(100.0)
5～29人	100.0 (100.0)	(76.4)	(23.6)	99.0 (100.0)	(76.1)	(23.9)	1.0 (100.0)	(100.0)
(再掲)30人以上	100.0 (100.0)	(88.5)	(11.5)	97.8 (100.0)	(88.3)	(11.7)	2.2 (100.0)	(100.0)
【労働組合の有無】								
有り	100.0 (100.0)	(76.5)	(23.5)	99.8 (100.0)	(76.5)	(23.5)	0.2 (100.0)	(100.0)
無し	100.0 (100.0)	(90.5)	(9.5)	96.5 (100.0)	(90.1)	(9.9)	3.5 (100.0)	(100.0)
【参考】平成8年度 育児休業制度規定あり30人以上事業所	100.0	[87.3]	[12.7]	[100.0]	[87.3]	[12.7]	[100.0]	[91.0] [9.0]

H10.4.1～H11.3.31までの1年間に育児休業を終了し、復職予定であった者＝100.0%

第19表 産業、事業所規模、男女別、取得休業期間別育児休業者割合

(%)

	女性										男性									
	3ヶ月未満	3～6ヶ月未満	6～8ヶ月未満	8～10ヶ月未満	10～12ヶ月未満	12～18ヶ月未満	18～24ヶ月未満	24～36ヶ月未満	36ヶ月以上	合計	3ヶ月未満	3～6ヶ月未満	6～8ヶ月未満	8～10ヶ月未満	10～12ヶ月未満	合計				
【総計】	100.0 (100.0)	(22.3) (16.1)	(6.9) (16.3)	(28.7) (16.3)	(6.5) (28.7)	(0.7) (6.5)	(0.7) (2.7)	(0.1) (0.1)	98.0 (100.0)	(21.5) (15.7)	(7.0) (16.3)	(29.2) (6.7)	(0.7) (0.7)	(2.7) (2.7)	(0.1) (0.1)	2.0 (100.0)	(63.0) (32.1)	(0.8) (1.1)	(2.9) (2.9)	
【産業】																				
D鉱業	100.0 (100.0)	(7.4) (15.5)	(0.0) (15.5)	(31.2) (15.5)	(1.5) (31.2)	(1.5) (1.5)	(0.5) (0.5)	(0.0) (0.0)	92.3 (100.0)	(8.0) (49.8)	(16.8) (16.8)	(25.4) (25.4)	(1.5) (1.5)	(0.5) (0.5)	(0.1) (0.1)	7.7 (100.0)	(100.0) (100.0)	(0.0) (0.0)	(100.0) (100.0)	
E建設業	100.0 (100.0)	(48.9) (48.9)	(2.4) (6.2)	(40.5) (40.5)	(1.5) (1.5)	(1.5) (1.5)	(0.5) (0.5)	(0.0) (0.0)	100.0 (100.0)	(48.9) (2.4)	(6.2) (6.2)	(40.5) (40.5)	(1.5) (1.5)	(0.5) (0.5)	(0.1) (0.1)	7.7 (100.0)	(100.0) (100.0)	(0.0) (0.0)	(100.0) (100.0)	
F製造業	100.0 (100.0)	(11.4) (11.4)	(17.4) (11.7)	(31.7) (31.7)	(5.5) (5.5)	(5.5) (5.5)	(0.8) (0.8)	(0.6) (0.6)	99.2 (100.0)	(10.8) (17.5)	(11.8) (11.8)	(31.9) (5.5)	(3.5) (3.5)	(0.6) (0.6)	(0.1) (0.1)	0.8 (100.0)	(94.8) (2.5)	(2.7) (2.7)	(2.7) (2.7)	
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 (100.0)	(4.7) (4.7)	(25.7) (10.4)	(17.8) (37.9)	(3.5) (3.5)	(3.5) (3.5)	(0.5) (0.5)	(0.6) (0.6)	100.0 (100.0)	(4.7) (25.7)	(10.4) (10.4)	(17.8) (37.9)	(3.5) (3.5)	(0.5) (0.5)	(0.1) (0.1)	0.8 (100.0)	(94.8) (2.5)	(2.7) (2.7)	(2.7) (2.7)	
H運輸・通信業	100.0 (100.0)	(19.2) (19.2)	(49.1) (1.7)	(7.8) (17.0)	(2.5) (2.5)	(2.5) (2.5)	(0.5) (0.5)	(0.2) (0.2)	82.2 (100.0)	(23.3) (38.2)	(2.1) (2.1)	(20.6) (3.0)	(2.4) (2.4)	(0.7) (0.7)	(0.3) (0.3)	17.8 (100.0)	(99.5) (99.5)	(0.2) (0.2)	(0.2) (0.2)	
I金融・保険業	100.0 (100.0)	(30.1) (30.1)	(6.8) (2.9)	(20.3) (20.3)	(10.3) (10.3)	(10.3) (10.3)	(1.2) (1.2)	(0.0) (0.0)	98.4 (100.0)	(29.0) (6.9)	(3.0) (3.0)	(21.2) (10.5)	(1.2) (1.2)	(7.7) (7.7)	(0.0) (0.0)	1.6 (100.0)	(0.2) (0.2)	(0.2) (0.2)	(0.2) (0.2)	
【卸売・小売業・飲食店】	100.0 (100.0)	(22.8) (10.1)	(8.2) (8.2)	(22.4) (33.3)	(1.9) (1.9)	(1.9) (1.9)	(1.2) (1.2)	(0.0) (0.0)	100.0 (100.0)	(22.8) (10.1)	(8.2) (8.2)	(33.3) (1.9)	(1.2) (1.2)	(7.7) (7.7)	(0.0) (0.0)	0.0 (100.0)	(0.2) (0.2)	(0.2) (0.2)	(0.2) (0.2)	
【不動産業】	100.0 (100.0)	(30.5) (30.5)	(3.4) (3.4)	(62.7) (2.1)	(2.1) (2.1)	(2.1) (2.1)	(1.2) (1.2)	(0.0) (0.0)	98.0 (100.0)	(30.5) (3.4)	(1.3) (1.3)	(62.7) (2.1)	(1.2) (1.2)	(7.7) (7.7)	(0.0) (0.0)	0.0 (100.0)	(99.5) (99.5)	(0.2) (0.2)	(0.2) (0.2)	
【サービス業】	100.0 (100.0)	(16.6) (16.6)	(8.8) (8.8)	(33.9) (33.9)	(5.4) (5.4)	(5.4) (5.4)	(0.2) (0.2)	(0.0) (0.0)	98.0 (100.0)	(15.2) (15.2)	(9.0) (9.0)	(34.4) (5.5)	(0.2) (0.2)	(0.0) (0.0)	(0.0) (0.0)	2.0 (100.0)	(87.3) (87.3)	(2.2) (2.2)	(7.9) (7.9)	
【事業所の規模】																				
500人以上	100.0 (100.0)	(10.0) (10.0)	(17.3) (10.8)	(16.1) (16.1)	(31.6) (31.6)	(10.2) (10.2)	(0.5) (0.5)	(0.1) (0.1)	99.7 (100.0)	(9.9) (9.9)	(17.3) (17.3)	(31.7) (10.2)	(3.4) (3.4)	(0.5) (0.5)	(0.1) (0.1)	0.3 (100.0)	(61.9) (61.9)	(22.2) (22.2)	(5.2) (5.2)	
100～499人	100.0 (100.0)	(12.9) (12.9)	(18.6) (10.5)	(18.5) (18.5)	(33.4) (33.4)	(5.2) (5.2)	(0.2) (0.2)	(0.0) (0.0)	99.6 (100.0)	(12.9) (12.9)	(18.7) (18.7)	(33.2) (5.2)	(0.6) (0.6)	(0.2) (0.2)	(0.0) (0.0)	0.4 (100.0)	(24.8) (24.8)	(0.0) (0.0)	(15.2) (15.2)	
30～99人	100.0 (100.0)	(14.5) (14.5)	(15.2) (8.7)	(12.4) (12.4)	(24.5) (24.5)	(12.4) (12.4)	(1.1) (1.1)	(0.4) (0.4)	95.0 (100.0)	(10.1) (10.1)	(16.0) (16.0)	(25.8) (13.0)	(1.1) (1.1)	(11.0) (11.0)	(0.4) (0.4)	5.0 (100.0)	(97.6) (97.6)	(1.2) (1.2)	(0.0) (0.0)	
5～29人	100.0 (100.0)	(32.9) (32.9)	(15.2) (3.6)	(16.7) (16.7)	(28.4) (28.4)	(3.2) (3.2)	(0.0) (0.0)	(0.0) (0.0)	98.6 (100.0)	(33.3) (33.3)	(14.1) (14.1)	(28.8) (3.2)	(1.4) (1.4)	(5.1) (5.1)	(0.2) (0.2)	1.4 (100.0)	(97.6) (97.6)	(1.2) (1.2)	(0.0) (0.0)	
(所属)30人以上	100.0 (100.0)	(13.1) (13.1)	(16.8) (9.7)	(15.5) (15.5)	(28.9) (28.9)	(9.5) (9.5)	(1.4) (1.4)	(0.2) (0.2)	97.5 (100.0)	(11.0) (11.0)	(17.2) (17.2)	(29.6) (9.7)	(1.4) (1.4)	(5.1) (5.1)	(0.2) (0.2)	2.5 (100.0)	(92.8) (92.8)	(1.1) (1.1)	(4.3) (4.3)	

H10.4.1～H11.3.31までの1年間に退職した者＝100%

第20表 産業、事業所規模、労働組合の有無、育児休業制度の規定の有無、勤務時間の短縮等措置の制度の有無別事業所割合 (%)

	総計	勤務時間の短縮等の措置を 実施している	勤務時間の短縮等の措置を 実施していない (M. A.)	短時間勤務 制度	フレックスタイ ム制度	始業・終業時 刻の繰上げ・ 繰下げ	所定外労働の 免除	事業所内託 児施設	育児に要する 経費の援助措 置	無回答
【総計】	100.0	59.2	40.6 (100.0)	29.9 (73.8)	8.9 (21.9)	21.7 (53.4)	22.9 (56.3)	0.8 (1.9)	1.1 (2.6)	0.2
【産業】										
D鉱業	100.0	68.5	31.5 (100.0)	(53.6)	(2.2)	(53.9)	(48.8)	-	(0.8)	-
E建設業	100.0	63.5	34.9 (100.0)	(62.1)	(34.8)	(76.7)	(59.9)	(4.6)	(0.3)	1.6
F製造業	100.0	65.8	34.1 (100.0)	(73.8)	(18.0)	(51.1)	(50.5)	(1.6)	(2.4)	0.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	11.9	88.1 (100.0)	(84.6)	(12.3)	(45.3)	(55.2)	(2.6)	(1.4)	-
H運輸・通信業	100.0	58.2	41.8 (100.0)	(63.5)	(4.0)	(43.2)	(56.6)	(4.0)	(1.5)	-
I卸売・小売業・飲食店	100.0	58.1	41.9 (100.0)	(85.5)	(25.0)	(58.6)	(58.9)	(0.2)	(2.5)	-
J金融・保険業	100.0	28.3	71.7 (100.0)	(53.8)	(18.1)	(38.9)	(55.2)	-	(2.1)	-
K不動産業	100.0	74.2	25.7 (100.0)	(75.2)	(9.5)	(55.7)	(48.5)	(0.4)	(6.9)	0.1
Lサービス業	100.0	58.2	41.8 (100.0)	(68.3)	(18.8)	(42.1)	(54.6)	(3.6)	(4.3)	0.0
【事業所の規模】										
500人以上	100.0	12.2	87.8 (100.0)	(67.4)	(23.8)	(38.9)	(61.2)	(5.3)	(6.1)	-
100～499人	100.0	28.8	71.2 (100.0)	(69.9)	(17.9)	(49.0)	(54.6)	(5.3)	(3.7)	0.0
30～99人	100.0	43.4	56.6 (100.0)	(70.8)	(17.2)	(45.6)	(50.4)	(2.0)	(3.1)	0.0
5～29人	100.0	62.5	37.3 (100.0)	(74.7)	(23.1)	(55.5)	(57.7)	(1.7)	(2.4)	0.3
(再掲)30人以上	100.0	40.3	59.6 (100.0)	(70.6)	(17.5)	(46.1)	(51.5)	(2.7)	(3.3)	0.0
【労働組合の有無】										
有り	100.0	28.3	71.7 (100.0)	(71.7)	(15.1)	(42.0)	(56.7)	(0.5)	(3.5)	0.0
無し	100.0	67.2	32.5 (100.0)	(75.0)	(25.8)	(59.9)	(56.1)	(2.7)	(2.1)	0.3
【育児休業制度の規定の有無】										
有り	100.0	31.5	68.5 (100.0)	(76.7)	(20.9)	(51.8)	(55.7)	(1.5)	(2.5)	0.0
無し	100.0	91.0	8.5 (100.0)	(46.6)	(31.5)	(68.5)	(62.1)	(5.2)	(4.2)	0.5

事業所総数=100,0%

第21表 勤務時間短縮等制度の最長利用期間別事業所割合

(%)

	総計	短時間勤務制度なし	短時間勤務制度あり										短時間勤務制度あり	平日1日に短縮する時間の長さ					無回答
			制度を利用することができる子の年齢の上限(制度の最長利用期間)											1時間未満					
			1歳未満	1歳～1歳6か月未満	1歳6か月～2歳未満	2歳～3歳未満	3歳～小学校就学時期	小学校入学～卒業	小学校卒業以降も利用可	無回答	1時間未満	1時間以上2時間未満		2時間以上4時間未満	4時間以上	無回答			
【総計】	100.0	69.8	29.9 (100.0)	(67.9)	(6.4)	(1.4)	(4.8)	(12.1)	(0.5)	(6.5)	(0.5)	29.9 (100.0)	(1.6)	(37.3)	(49.8)	(7.2)	(4.1)	0.2	
【参考】 30人以上事業所	100.0 (100.0)	57.8 (75.2)	42.1 (24.8) (100.0)	(71.2) (65.4)	(2.9)	(1.9)	(5.7)	(15.0)	(0.9)	(1.8)	(0.6)	42.1 (24.8)	(2.0) (21.2)	(44.0) (42.9)	(43.0) (27.2)	(4.0) (5.6)	(6.9) (3.0)	0.2 (0.0)	

	総計	フレックスタイム制度なし	フレックスタイム制度あり									無回答
			制度を利用することができる子の年齢の上限(制度の最長利用期間)									
			1歳未満	1歳～1歳6か月未満	1歳6か月～2歳未満	2歳～3歳未満	3歳～小学校就学時期	小学校入学～卒業	小学校卒業以降も利用可	無回答		
【総計】	100.0	90.7	8.9 (100.0)	(62.3)	(1.6)	(3.3)	(6.2)	(10.7)	(0.2)	(13.6)	(2.2)	0.4
【参考】 30人以上事業所	100.0 [100.0]	86.0 [94.1]	13.5 [5.9] (100.0)	(68.5) (100.0)	(1.7)	(0.6)	(6.2)	(8.6)	(0.2)	(11.5)	(2.6)	0.4 [0.0]
					←[13.7]→			←[27.8]→			[0.1]	

	総計	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げなし	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げあり								無回答	
			制度を利用することができる子の年齢の上限(制度の最長利用期間)									
			1歳未満	1歳～1歳6か月未満	1歳6か月～2歳未満	2歳～3歳未満	3歳～小学校就学時期	小学校入学～卒業	小学校卒業以降も利用可	無回答		
【総計】	100.0	78.1	21.7 (100.0)	(60.0)	(8.8)	(1.6)	(6.8)	(11.2)	(1.1)	(9.2)	(1.3)	0.2
【参考】 30人以上事業所	100.0 (100.0)	57.8 (82.0)	42.1 (18.0) (100.0)	(71.2) (70.5)	(2.9)	(1.9)	(5.7)	(15.0)	(0.9)	(1.8)	(0.6)	42.1 (24.8) (100.0)
					←[9.1]←			←[19.6]←			[0.8]	

	総計	所定外労働の 免除なし	所定外労働の免除あり									無回答
			制度を利用することができる子の年齢の上限(制度の最長利用期間)									
			1歳未満	1歳～ 1歳6か 月未満	1歳6か 月～ 2歳未満	2歳～ 3歳未満	3歳～ 小学校 就学始 期	小学校 入学～ 卒業	小学校 卒業以 降も利 用可	無回答		
【総計】	100.0	76.6	22.9 (100.0)	(63.6)	(4.1)	(1.5)	(6.6)	(17.5)	(1.1)	(4.7)	(0.9)	0.5
【参考】 30人以上事業所	100.0 [100.0]	69.0 [79.9]	30.7 [20.1] (100.0)	(69.1)	(2.5)	(2.3)	(3.6)	(18.0)	(1.5)	(2.0)	(1.0)	0.3 [0.0]
			[100.0]	[72.1]	→[11.8]←			→[15.6]←			[0.6]	

	総計	事業所 内託児 施設なし	事業所内託児施設あり									無回答
			制度を利用することができる子の年齢の上限(制度の最長利用期間)									
			1歳未満	1歳～ 1歳6か 月 未満	1歳6か 月～ 2歳未満	2歳～ 3歳未満	3歳～ 小学校 就学始 期	小学校 入学～ 卒業	小学校 卒業以 降も利 用可	無回答		
【総計】	100.0	98.7	0.8 (100.0)	(36.9)	(4.6)	(0.9)	(3.6)	(36.2)	(8.2)	(7.1)	(2.5)	0.5
【参考】 30人以上事業所	100.0 (100.0)	98.1 (98.2)	1.6 (1.8) (100.0) (100.0)	(15.9) (14.5)	(0.5)	(2.8)	(11.5)	(49.8)	(10.3)	(2.0)	(7.2) (0.0)	0.2 (0.0)
					→22.2←			→63.3←				

	総計	育児に要する経費の援助措置なし	育児に要する経費の援助措置あり									無回答
			制度を利用することができる子の年齢の上限(制度の最長利用期間)									
			1歳未満	1歳～1歳6か月未満	1歳6か月～2歳未満	2歳～3歳未満	3歳～小学校就学時期	小学校入学～卒業	小学校卒業以降も利用可	無回答		
【総計】	100.0	98.3	1.1 (100.0)	(31.9)	(1.7)	(5.4)	(3.8)	(30.6)	(21.2)	(3.8)	(1.8)	0.6
【参考】 30人以上事業所	100.0 (100.0)	97.7 (75.2)	2.0 (24.8) (100.0)	(21.5) (25.7)	(6.1)	(1.3)	(13.9)	(33.5)	(11.0)	(6.8)	(5.9) (3.8)	42.1 (0.0)
					←[12.8]←			←[57.9]←				

事業所総数=100.0%

第22表 事業所規模別勤務時間短縮等の措置あり事業所の出産者に占める利用者割合

(%)

	短時間勤務制度					フレックスタイム制度				
	制度利用者の男女比			出産者に対する制度利用割合	配偶者が出産した者に対する制度利用割合	制度利用者の男女比			出産者に対する制度利用割合	配偶者が出産した者に対する制度利用割合
	計	女性	男性			計	女性	男性		
【総計】	100.0 (100.0)	100.0 (99.6)	0.0 (9.4)	24.7 (11.6)	0.0 (0.0)	100.0 (100.0)	63.0 (53.3)	37.0 (46.7)	33.1 (13.4)	6.3 (2.6)
【事業所の規模】										
500人以上	100.0	99.8	0.2	20.6	0.0	100.0	54.4	45.6	6.6	1.4
100～499人	100.0	100.0	-	23.9	-	100.0	100.0	-	9.3	-
30～99人	100.0	100.0	-	18.1	-	100.0	8.0	92.0	10.1	22.8
5～29人	100.0	100.0	-	30.5	-	100.0	98.8	1.2	52.0	0.3
(再掲)30人以上	100.0 (100.0)	100.0 (99.1)	0.0 (0.9)	19.8 (7.9)	0.0 (0.1)	100.0 (100.0)	17.0 (41.5)	83.0 (58.5)	8.9 (12.3)	10.3 (4.2)

	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ					所定外労働の免除				
	制度利用者の男女比			出産者に対する制度利用割合	配偶者が出産した者に対する制度利用割合	制度利用者の男女比			出産者に対する制度利用割合	配偶者が出産した者に対する制度利用割合
	計	女性	男性			計	女性	男性		
【総計】	100.0 (100.0)	68.4 (91.4)	31.6 (8.6)	14.7 (14.4)	2.5 (0.4)	100.0 (100.0)	99.9 (99.4)	0.1 (0.6)	12.6 (6.8)	0.0 (0.0)
【事業所の規模】										
500人以上	100.0	100.0	0.0	7.9	0.0	100.0	100.0	-	5.4	-
100～499人	100.0	96.9	3.1	13.1	0.2	100.0	99.0	1.0	9.2	0.0
30～99人	100.0	44.2	55.8	12.1	8.0	100.0	100.0	-	3.2	-
5～29人	100.0	82.3	17.7	17.9	1.2	100.0	100.0	-	26.2	-
(再掲)30人以上	100.0 (100.0)	56.8 (90.1)	43.2 (9.9)	12.0 (20.7)	4.0 (0.9)	100.0 (100.0)	99.5 (99.3)	0.5 (0.7)	5.4 (6.7)	0.0 (0.0)

	事業所内託児施設					育児に要する経費の援助措置				
	制度利用者の男女比			出産者に対する制度利用割合	配偶者が出産した者に対する制度利用割合	制度利用者の男女比			出産者に対する制度利用割合	配偶者が出産した者に対する制度利用割合
	計	女性	男性			計	女性	男性		
【総計】	100.0 (100.0)	96.5 (99.4)	3.5 (0.6)	68.2 (4.7)	4.8 (0.0)	100.0 (100.0)	80.2 (98.3)	19.8 (1.7)	79.4 (31.3)	21.9 (0.1)
【事業所の規模】										
500人以上	100.0	99.3	0.7	40.5	0.7	100.0	95.9	4.1	32.6	0.7
100～499人	100.0	97.1	2.9	66.3	5.4	100.0	65.8	34.2	41.9	15.4
30～99人	100.0	94.7	5.3	93.0	6.7	100.0	79.9	20.1	209.4	55.2
5～29人	100.0	100.0	-	50.0	-	100.0	100.0	-	21.7	-
(再掲)30人以上	100.0 (100.0)	96.4 (99.4)	3.6 (0.6)	68.9 (36.1)	5.2 (0.3)	100.0 (100.0)	78.6 (98.3)	21.4 (1.7)	111.5 (32.4)	22.6 (0.3)

(注)勤務時間短縮等の措置がある事業所においてH10.4.1～H11.3.31までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む。)のうち、H11.10.1までの間に措置の利用を開始した者(利用の申し出をしている者を含む。)の割合である。

(注)平成8年度は、勤務時間短縮等の措置がある事業所においてH7.4.1～H8.3.31までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む。)のうち、H8.7.1までの間に措置の利用を開始した者(利用の申し出をしている者を含む。)の割合である。

第23表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業制度の規定の有無別事業所割合

(%)

	総計	介護休業制度の規定あり	介護休業制度の規定なし
【総計】	100.0 {100.0}	40.2 {9.7}	59.8 {90.3}
【産業】			
D鉱業	100.0	32.0	68.0
E建設業	100.0	26.6	73.4
F製造業	100.0	30.7	69.3
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	94.2	5.8
H運輸・通信業	100.0	47.9	52.1
I卸売・小売業・飲食店	100.0	43.3	56.7
J金融・保険業	100.0	90.6	9.4
K不動産業	100.0	38.5	61.5
Lサービス業	100.0	40.4	59.6
【規模】			
500人以上	100.0	96.8	3.2
100～499人	100.0	78.1	21.9
30～99人	100.0	58.7	41.3
5～29人	100.0	36.4	63.6
(再掲)30人以上	100.0	62.7	37.3
	{100.0}	{18.3}	{81.7}
【労働組合の有無】			
有り	100.0	82.0	18.0
無し	100.0	29.4	70.6

事業所総数＝100.0%

第24表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、対象となる要介護者の範囲別規定あり事業所割合

(%)

	総計	制限あり (M.A.)										制限なし	無回答
		小計	育児・介護休業法の対象家族	労働者が同居していない				労働者が扶養していない				その他	無回答
				祖父母	兄弟姉妹	孫	祖母	兄弟姉妹	孫	祖父母	兄弟姉妹	孫	
【総計】	100.0	95.8 (100.0)	(98.7)	(6.0)	(5.1)	(4.1)	(5.3)	(4.7)	(4.2)	(5.8)	(4.4)	4.2	0.0
【産業】													
D鉱業	100.0	92.4 (100.0)	(99.1)	(9.7)	(9.0)	(9.0)	(9.3)	(9.3)	(9.0)	(9.3)	(8.3)	7.6	-
E建設業	100.0	93.9 (100.0)	(98.6)	(1.5)	(0.8)	(0.8)	(1.7)	(1.1)	(1.7)	(2.3)	(6.5)	6.1	-
F製造業	100.0	96.4 (100.0)	(98.4)	(7.7)	(4.8)	(3.3)	(7.3)	(5.4)	(5.1)	(8.7)	(3.7)	3.6	-
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.4 (100.0)	(97.5)	(11.8)	(22.8)	(11.1)	(37.1)	(37.1)	(36.7)	(8.2)	(1.6)	1.6	-
H運輸・通信業	100.0	96.5 (100.0)	(91.2)	(14.5)	(12.6)	(3.8)	(6.4)	(3.7)	(3.7)	(4.9)	(3.6)	3.5	-
I卸売・小売業・飲食店	100.0	95.7 (100.0)	(99.5)	(6.0)	(5.6)	(5.5)	(5.8)	(5.5)	(4.6)	(4.2)	(4.5)	4.3	-
J金融・保険業	100.0	98.3 (100.0)	(99.4)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(7.4)	(1.8)	1.7	0.0
K不動産業	100.0	95.3 (100.0)	(99.8)	(5.4)	(5.2)	(5.2)	(9.7)	(9.5)	(9.5)	(19.6)	(5.0)	4.7	0.1
Lサービス業	100.0	95.2 (100.0)	(99.2)	(6.2)	(5.6)	(4.5)	(5.6)	(5.4)	(4.8)	(7.1)	(5.1)	4.6	0.2
【事業所の規模】													
500人以上	100.0	98.3 (100.0)	(97.6)	(16.2)	(12.1)	(10.6)	(16.3)	(12.1)	(10.8)	(11.0)	(1.7)	1.7	-
100～499人	100.0	98.5 (100.0)	(96.9)	(8.9)	(6.8)	(6.2)	(8.7)	(6.3)	(6.0)	(8.7)	(1.6)	1.5	0.0
30～99人	100.0	98.5 (100.0)	(97.6)	(6.6)	(4.6)	(3.9)	(6.2)	(4.5)	(5.0)	(9.0)	(1.6)	1.5	-
5～29人	100.0	94.9 (100.0)	(99.1)	(5.5)	(5.1)	(4.0)	(4.8)	(4.6)	(3.9)	(4.8)	(5.3)	5.0	0.1
(再掲)30人以上	100.0	98.5 (100.0)	(97.4)	(7.4)	(5.3)	(4.6)	(7.0)	(5.1)	(5.3)	(9.0)	(1.6)	1.5	0.0
【労働組合の有無】													
有り	100.0	96.1 (100.0)	(98.3)	(9.5)	(8.2)	(6.9)	(8.8)	(7.7)	(6.8)	(6.3)	(4.1)	3.9	-
無し	100.0	95.5 (100.0)	(99.0)	(3.4)	(2.9)	(2.1)	(2.8)	(2.5)	(2.4)	(5.4)	(4.7)	4.4	0.1

介護休暇制度の規定がある事業所＝100.0%

第25表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、最長介護休業期間別規定あり事業所割合

	総計	最高限度を決めている						限度なし	無回答	無回答
		小計	3ヶ月まで	3ヶ月～ 6ヶ月未満	6ヶ月～ 1年未満	1年	1年を超える 期間			
【総計】	100.0	94.9 (100.0)	(63.7)	(6.1)	(4.2)	(25.1)	(0.8)	5.1	(0.0)	0.0
【産業】										
D鉱業	100.0	98.0 (100.0)	(74.0)	(1.8)	(0.6)	(23.6)	(0.0)	2.0	-	-
E建設業	100.0	87.3 (100.0)	(46.9)	(1.9)	(24.0)	(26.6)	(0.1)	12.7	-	-
F製造業	100.0	96.7 (100.0)	(68.5)	(5.0)	(4.1)	(21.9)	(0.5)	3.3	(0.5)	-
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.6 (100.0)	(8.3)	(1.8)	(3.9)	(86.0)	(0.0)	2.4	-	-
H運輸・通信業	100.0	98.6 (100.0)	(63.4)	(9.6)	(2.3)	(23.4)	(1.4)	1.4	-	-
I卸売・小売業・飲食店	100.0	95.7 (100.0)	(63.3)	(9.3)	(3.7)	(23.6)	(0.1)	4.3	-	-
J金融・保険業	100.0	98.3 (100.0)	(59.9)	(6.3)	(0.4)	(33.2)	(0.2)	1.7	-	-
K不動産業	100.0	95.5 (100.0)	(64.6)	(6.3)	(0.3)	(24.1)	(4.7)	4.5	-	0.1
Lサービス業	100.0	93.0 (100.0)	(69.6)	(1.8)	(0.5)	(25.6)	(2.5)	6.9	-	0.2
【事業所の規模】										
500人以上	100.0	99.1 (100.0)	(26.3)	(4.7)	(4.2)	(60.5)	(4.4)	0.9	-	-
100～499人	100.0	98.1 (100.0)	(51.9)	(5.9)	(2.4)	(37.1)	(2.7)	1.9	-	0.0
30～99人	100.0	96.5 (100.0)	(64.0)	(4.9)	(2.8)	(27.4)	(0.6)	3.5	(0.2)	-
5～29人	100.0	94.3 (100.0)	(64.7)	(6.5)	(4.7)	(23.5)	(0.7)	5.7	-	0.1
(再掲)30人以上	100.0	96.9 (100.0)	(60.4)	(5.1)	(2.7)	(30.4)	(1.2)	3.1	(0.2)	0.0
【労働組合の有無】										
有り	100.0	96.1 (100.0)	(49.1)	(9.1)	(2.8)	(37.2)	(1.7)	3.9	(0.1)	-
無し	100.0	94.0 (100.0)	(74.5)	(4.0)	(5.3)	(16.1)	(0.1)	5.9	-	0.1

介護休業制度規定がある事業所＝100%

第26表 産業、事業所規模別、取得回数の制限の有無別規定あり事業所割合

	総計	取得回数の制限あり												制限なし	無回答	(%)
		小計	同一要介護者につき				同一要介護者の同一疾病につき				その他	無回答				
			1回	2回	3回以上	無回答	1回	2回	3回以上	無回答						
【総計】	100.0	84.2 (100.0)	(91.4) [100.0]	[94.3]	[3.3]	[1.3]	[1.2]	(6.5) [100.0]	[89.3]	[7.8]	[2.5]	[0.4]	(2.0) (0.1)	15.8	0.1	
【産業】																
D鉱業	100.0	90.4 (100.0)	(91.0) [100.0]	[89.9]	[10.1]	-	-	(8.7) [100.0]	[100.0]	-	-	-	(0.3)	9.6	-	
E建設業	100.0	84.3 (100.0)	(99.0) [100.0]	[99.4]	[0.1]	[0.5]	-	(0.9) [100.0]	[100.0]	-	-	-	(0.1)	15.7	-	
F製造業	100.0	85.1 (100.0)	(87.4) [100.0]	[95.1]	[4.3]	[0.3]	[0.3]	(10.4) [100.0]	[79.5]	[6.9]	[12.0]	[1.5]	(2.0) (0.2)	14.9	0.1	
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	77.3 (100.0)	(90.4) [100.0]	[91.3]	[6.2]	[2.5]	-	(6.8) [100.0]	[90.0]	[10.0]	-	-	(1.2) (1.6)	22.7	-	
H運輸・通信業	100.0	94.7 (100.0)	(93.8) [100.0]	[95.1]	[4.5]	[0.3]	[0.0]	(6.0) [100.0]	[100.0]	-	-	-	(0.2)	5.3	-	
I卸売・小売業・飲食店	100.0	82.0 (100.0)	(93.4) [100.0]	[91.1]	[4.1]	[2.1]	[2.7]	(3.9) [100.0]	[96.2]	[3.8]	[0.0]	-	(2.6) (0.1)	18.0	-	
J金融・保険業	100.0	93.4 (100.0)	(92.6) [100.0]	[94.2]	[3.8]	[1.9]	-	(7.3) [100.0]	[99.5]	[0.5]	-	-	(0.0) (0.0)	6.6	-	
K不動産業	100.0	92.7 (100.0)	(83.2) [100.0]	[93.0]	-	[5.8]	[1.2]	(16.2) [100.0]	[100.0]	-	-	-	(0.7)	7.3	0.1	
Lサービス業	100.0	81.2 (100.0)	(86.5) [100.0]	[97.2]	[1.9]	[0.6]	[0.3]	(10.1) [100.0]	[84.3]	[15.5]	-	[0.2]	(3.2) (0.2)	18.6	0.2	
【事業所の規模】																
500人以上	100.0	77.7 (100.0)	(76.5) [100.0]	[91.8]	[4.8]	[2.2]	[1.2]	(21.3) [100.0]	[86.4]	[9.4]	[1.0]	[3.2]	(2.1)	22.3	-	
100～499人	100.0	82.3 (100.0)	(86.8) [100.0]	[94.6]	[3.4]	[1.7]	[0.3]	(10.9) [100.0]	[94.0]	[3.8]	[0.0]	[2.2]	(1.9) (0.3)	17.5	0.2	
30～99人	100.0	86.5 (100.0)	(90.3) [100.0]	[95.0]	[4.4]	[0.3]	[0.3]	(8.6) [100.0]	[79.0]	[20.1]	[0.2]	[0.7]	(0.5) (0.6)	13.5	0.0	
5～29人	100.0	83.8 (100.0)	(92.0) [100.0]	[94.1]	[3.0]	[1.5]	[1.4]	(5.7) [100.0]	[92.4]	[3.9]	[3.7]	[0.0]	(2.3) (0.0)	16.1	0.1	
(再掲)30人以上	100.0	85.4 (100.0)	(89.2) [100.0]	[94.8]	[4.2]	[0.6]	[0.3]	(9.3) [100.0]	[83.1]	[15.6]	[0.2]	[1.2]	(0.9) (0.5)	14.6	0.1	

介護休業制度の規定がある事業所=100.0%

第27表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業対象者からの除外の有無別規定あり事業所割合

(%)

	期間を定めて雇用される労働者										所定労働日数が週2日以下の者				勤続1年未満の者				3ヶ月以内に退職することが明らかな者			
	総計	対象	対象外	一部対象				無回答	総計	対象	対象外	無回答	総計	対象	対象外	無回答	総計	対象	対象外	無回答		
				小計	1回当たり雇用契約期間一定期間以上	雇用契約一定回数以上更新	その他														無回答	
【総計】	100.0	12.6	83.3	3.9	1.4	0.2	2.5	0.0	0.2	100.0	14.6	85.0	0.3	100.0	21.0	78.9	0.1	100.0	23.2	76.4	0.5	
【産業】																						
D電気	100.0	3.3	89.0	7.6	7.6	0.0	0.0	-	-	100.0	3.0	97.0	-	100.0	9.0	91.0	-	100.0	10.5	89.4	-	
E建設業	100.0	2.0	97.4	0.6	1.0	0.0	0.0	-	-	100.0	16.3	83.6	0.1	100.0	14.1	85.9	-	100.0	15.5	84.5	-	
F製造業	100.0	12.6	85.7	1.6	1.9	0.7	0.4	0.0	0.0	100.0	11.6	88.2	0.2	100.0	14.5	85.3	0.2	100.0	15.5	83.3	1.2	
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	9.1	86.7	4.1	1.6	0.3	2.6	-	-	100.0	10.1	88.8	1.1	100.0	17.7	82.0	0.3	100.0	36.5	61.9	1.6	
H運輸・通信業	100.0	10.5	88.0	1.4	0.2	0.0	1.2	-	0.1	100.0	6.6	92.6	0.7	100.0	22.4	77.6	-	100.0	23.9	76.1	-	
I卸売・小売業・飲食店	100.0	13.0	80.3	6.6	1.8	0.2	4.7	-	0.0	100.0	16.0	83.9	0.1	100.0	20.5	79.5	0.0	100.0	24.9	75.0	0.0	
J金融・保険業	100.0	9.9	83.8	6.1	2.0	0.0	4.0	-	0.3	100.0	8.5	91.2	0.3	100.0	17.1	82.9	-	100.0	20.4	77.9	1.7	
K不動産業	100.0	28.5	62.4	9.1	9.1	0.0	0.0	-	0.1	100.0	6.4	93.6	0.1	100.0	37.9	62.0	0.1	100.0	35.0	60.7	4.3	
Lサービス業	100.0	16.7	81.4	1.4	0.4	0.1	0.8	-	0.5	100.0	18.0	81.2	0.8	100.0	28.2	71.4	0.4	100.0	27.2	72.2	0.6	
【事業所の規模】																						
500人以上	100.0	11.2	79.3	9.2	3.2	1.9	4.2	-	0.3	100.0	10.2	89.1	0.7	100.0	26.0	73.5	0.5	100.0	25.4	74.0	0.6	
100～499人	100.0	11.4	82.1	6.1	2.8	1.5	2.5	0.0	0.4	100.0	9.6	89.6	0.8	100.0	17.6	82.1	0.3	100.0	19.1	80.3	0.6	
30～99人	100.0	14.3	82.1	3.5	1.6	0.8	1.7	-	0.1	100.0	9.0	90.1	0.9	100.0	11.4	88.3	0.4	100.0	15.5	84.3	0.2	
5～29人	100.0	12.3	83.7	3.8	1.3	0.0	2.7	-	0.2	100.0	16.3	83.6	0.2	100.0	23.4	76.6	0.1	100.0	25.1	74.3	0.5	
(再掲)30人以上	100.0	13.6	82.0	4.2	1.9	1.0	2.0	-	0.2	100.0	9.1	90.0	0.9	100.0	13.1	86.6	0.3	100.0	16.5	83.2	0.3	
【労働組合の有無】																						
有り	100.0	12.0	84.1	3.6	0.9	0.4	2.5	0.0	0.3	100.0	11.2	88.2	0.6	100.0	21.0	78.8	0.1	100.0	22.9	76.3	0.7	
無し	100.0	13.0	82.7	4.2	1.8	0.1	2.5	-	0.1	100.0	17.1	82.8	0.1	100.0	21.0	78.9	0.1	100.0	23.3	76.4	0.3	

介護休業制度の規定がある事業所=100%

第28表 産業、事業所規模、労働組合の有無、介護休業の規定の有無別、介護休業中・休業後の労働条件の明示の有無及び方法別事業所割合

(%)

	総数	書面	口頭	明示なし	無回答
【総計】	100.0	31.0	38.9	27.4	2.7
【産業】					
D鉱業	100.0	21.7	42.8	32.9	2.7
E建設業	100.0	26.7	33.4	36.3	3.5
F製造業	100.0	27.2	41.2	29.5	2.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	43.1	33.1	23.2	0.6
H運輸・通信業	100.0	27.5	37.2	35.2	0.1
I卸売・小売業・飲食店	100.0	30.4	40.3	26.0	3.3
J金融・保険業	100.0	38.8	29.7	31.5	-
K不動産業	100.0	22.4	40.3	31.5	0.0
Lサービス業	100.0	37.0	39.7	20.7	2.6
【事業所の規模】					
500人以上	100.0	51.7	28.8	19.4	-
100～499人	100.0	42.7	37.0	19.6	0.6
30～99人	100.0	40.6	35.5	23.0	0.9
5～29人	100.0	29.2	39.5	28.3	3.0
(再掲)30人以上	100.0	41.1	35.7	22.3	0.8
【労働組合の有無】					
有り	100.0	48.4	25.9	25.4	0.3
無し	100.0	26.5	42.3	27.9	3.3
【介護休業制度の規定の有無】					
有り	100.0	53.7	27.2	17.8	1.2
無し	100.0	15.6	46.8	33.9	3.7

事業所総数=100%

第29表 産業、事業所規模、労働組合の有無、介護休業の規定の有無別、介護休業中・休業後の労働条件の決定方法別事業所割合

(%)

	総数	事業所	原則事業所	休業取得者と話し合い	無回答
【総計】	100.0	33.9	34.3	30.0	1.8
【産業】					
D鉱業	100.0	25.9	48.2	25.7	0.2
E建設業	100.0	23.0	36.9	38.2	1.8
F製造業	100.0	29.9	36.1	32.5	1.6
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	78.4	14.4	6.9	0.3
H運輸・通信業	100.0	42.1	27.5	30.3	0.1
I卸売・小売業・飲食店	100.0	38.4	31.8	27.9	1.9
J金融・保険業	100.0	66.8	31.0	2.2	-
K不動産業	100.0	40.7	36.3	21.4	1.7
Lサービス業	100.0	28.6	37.4	31.7	2.3
【事業所の規模】					
500人以上	100.0	64.4	28.6	7.0	-
100～499人	100.0	54.3	35.4	9.7	0.6
30～99人	100.0	43.2	38.5	17.6	0.7
5～29人	100.0	31.9	33.7	32.4	1.9
(再掲)30人以上	100.0	45.5	37.8	16.0	0.7
【労働組合の有無】					
有り	100.0	57.3	34.3	8.1	0.2
無し	100.0	27.9	34.3	35.7	2.1
【介護休業制度の規定の有無】					
有り	100.0	53.9	39.6	5.8	0.7
無し	100.0	20.5	30.8	46.3	2.5

事業所総数=100.0%

第30表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業期間中の会社からの金銭支給の有無及び内容別事業所割合 (%)

	総計	金銭支給あり (M.A.)										金銭の支給なし	無回答
		計	小計	毎月の支給あり					その他	一時金の支給あり			
				所定内給与額の60%以上	所定内給与額の20～60%	所定内給与額の20%未満	定額	社会保険料相当額					
総計	100.0	14.5 (100.0)	(72.5) [100.0]	[8.9]	[15.4]	[0.4]	[17.6]	[33.7]	[25.2]	(28.4)	83.3	2.1	
【産業】													
D 鉱業	100.0	13.0 (100.0)	(98.2) [100.0]	[20.9]	[35.8]	[0.5]	[19.7]	[21.4]	[21.4]	(2.3)	84.2	2.8	
E 建設業	100.0	16.2 (100.0)	(54.3) [100.0]	[19.8]	[26.3]	-	[1.3]	[47.8]	[6.1]	(45.9)	82.0	1.8	
F 製造業	100.0	14.1 (100.0)	(66.0) [100.0]	[12.0]	[24.4]	[1.1]	[5.8]	[32.3]	[25.5]	(36.8)	83.6	2.3	
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	24.4 (100.0)	(65.1) [100.0]	[16.6]	[16.2]	-	[0.0]	[56.3]	[12.4]	(35.9)	75.3	0.3	
H 運輸・通信業	100.0	9.1 (100.0)	(89.8) [100.0]	[19.8]	[0.9]	-	[23.3]	[46.7]	[9.3]	(14.2)	90.2	0.7	
I 卸売・小売業・飲食店	100.0	13.6 (100.0)	(75.8) [100.0]	-	[13.9]	-	[35.6]	[29.8]	[20.7]	(24.3)	83.6	2.8	
J 金融・保険業	100.0	15.2 (100.0)	(97.9) [100.0]	[21.2]	[1.7]	-	[10.1]	[31.3]	[35.6]	(2.1)	84.8	-	
K 不動産業	100.0	27.0 (100.0)	(93.6) [100.0]	[19.9]	[13.1]	-	[0.4]	[24.8]	[41.9]	(6.4)	68.8	4.2	
L サービス業	100.0	15.8 (100.0)	(74.7) [100.0]	[9.6]	[12.7]	[1.0]	[8.8]	[33.3]	[37.5]	(26.1)	82.7	1.5	
【事業所規模】													
500人以上	100.0	32.2 (100.0)	(72.5) [100.0]	[2.3]	[17.0]	[3.3]	[3.6]	[66.5]	[18.6]	(37.0)	66.6	1.2	
100～499人	100.0	17.0 (100.0)	(76.2) [100.0]	[3.5]	[12.7]	[1.6]	[4.2]	[61.2]	[19.1]	(31.7)	81.9	1.1	
30～99人	100.0	13.9 (100.0)	(73.8) [100.0]	[4.5]	[8.3]	[3.3]	[8.2]	[49.8]	[34.2]	(29.3)	84.5	1.6	
5～29人	100.0	14.5 (100.0)	(72.2) [100.0]	[9.7]	[16.4]	-	[19.4]	[30.2]	[24.2]	(28.1)	83.3	2.2	
再掲(30人以上)	100.0	14.7 (100.0)	(74.2) [100.0]	[4.2]	[9.5]	[2.9]	[7.2]	[52.7]	[30.5]	(30.0)	83.8	1.5	
【労働組合の有無】													
有り	100.0	18.1 (100.0)	(86.4) [100.0]	[2.4]	[3.9]	[0.5]	[43.5]	[40.6]	[12.0]	(15.4)	80.7	1.2	
無し	100.0	13.6 (100.0)	(67.7) [100.0]	[11.8]	[20.4]	[0.4]	[6.2]	[30.6]	[30.9]	(32.8)	84.0	2.3	

事業所総数=100%

第31表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、共済会等からの介護休業期間中に支給される金銭の有無別事業所割合

(%)

	計	金銭支給有り	金銭支給なし	無回答
総計	100.0	3.7	95.0	1.3
【産業】				
D鉱業	100.0	3.0	94.3	2.8
E建設業	100.0	3.6	94.5	1.8
F製造業	100.0	2.4	96.1	1.5
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	18.6	81.4	0.0
H運輸・通信業	100.0	1.9	97.7	0.4
I卸売・小売業・飲食店	100.0	3.8	95.0	1.2
J金融・保険業	100.0	1.6	98.1	0.3
K不動産業	100.0	0.6	95.3	4.1
Lサービス業	100.0	5.2	93.4	1.4
【事業所規模】				
500人以上	100.0	11.5	88.5	0.0
100～499人	100.0	4.1	95.5	0.4
30～99人	100.0	3.1	95.9	1.0
5～29人	100.0	3.7	94.9	1.4
再掲(30人以上)	100.0	3.4	95.7	0.9
【労働組合の有無】				
有り	100.0	6.4	93.4	0.3
無し	100.0	3.0	95.4	1.6

事業所総数=100%

第32表 産業、事業所規模、労働組合の有無別、介護休業期間中の労働者負担の社会保険料の支払方法、復職後の返済免除の制度の有無別事業所割合 (%)

	総数	会社、共済会等が負担する又は支給する金銭の中から差し引く	労働者が毎月支払う	会社、共済会等が休業終了時まで立て替える	復職後一定期間勤務すれば全額免除される	復職後一定期間勤務すれば一部免除される	返済は免除されない	無回答	その他	無回答
総数	100.0	14.2	36.4	24.6 (100.0)	(11.1)	(4.6)	(84.3)	(0.0)	22.0	2.8
【産業】										
D鉱業	100.0	15.0	33.5	31.1 (100.0)	(0.2)	(8.6)	(91.2)	-	15.0	5.4
E建設業	100.0	15.4	34.1	27.3 (100.0)	(12.5)	(0.0)	(87.5)	-	21.3	1.9
F製造業	100.0	13.6	35.0	24.3 (100.0)	(9.7)	(6.9)	(83.4)	-	24.2	2.9
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	12.1	26.8	56.1 (100.0)	(28.4)	(0.0)	(71.6)	-	3.8	1.2
H運輸・通信業	100.0	11.0	56.6	17.2 (100.0)	(28.9)	(11.4)	(59.3)	(0.4)	14.2	1.0
I卸売・小売業・飲食店	100.0	14.4	31.6	25.1 (100.0)	(10.4)	(3.6)	(85.9)	-	25.6	3.3
J金融・保険業	100.0	15.3	63.7	12.5 (100.0)	(4.4)	(14.0)	(81.6)	-	7.0	1.5
K不動産業	100.0	18.4	39.6	7.6 (100.0)	(45.5)	(0.3)	(54.3)	-	32.0	2.5
Lサービス業	100.0	14.1	37.7	26.5 (100.0)	(9.6)	(5.5)	(84.9)	-	18.8	2.8
【事業所規模】										
500人以上	100.0	24.6	43.6	27.1 (100.0)	(32.2)	(1.1)	(66.7)	-	4.7	0.1
100～499人	100.0	12.6	49.4	28.3 (100.0)	(18.5)	(1.9)	(79.1)	(0.5)	9.1	0.5
30～99人	100.0	12.0	44.7	26.3 (100.0)	(9.5)	(1.7)	(88.8)	-	15.2	1.8
5～29人	100.0	14.6	34.8	24.3 (100.0)	(11.0)	(5.1)	(83.9)	-	23.4	3.0
再掲(30人以上)	100.0	12.3	45.5	26.7 (100.0)	(11.6)	(1.7)	(86.7)	(0.1)	13.9	1.6
【労働組合の有無】										
有り	100.0	11.3	47.9	28.8 (100.0)	(16.8)	(7.6)	(75.6)	-	11.8	0.2
無し	100.0	15.0	33.4	23.5 (100.0)	(9.3)	(3.6)	(87.1)	(0.0)	24.6	3.4

事業所総数=100.0%

第33表 産業、事業所規模、介護休業規定の有無別、介護休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合

	総計	定期昇給時期に昇給する	復職後に昇給する	復職後の定期昇給に持ち越す	定期昇給の制度がない	無回答
【総計】	100.0	18.0	17.5	34.4	26.5	3.6
【産業】						
D鉱業	100.0	27.9	18.2	27.1	21.3	5.4
E建設業	100.0	16.2	8.6	34.6	35.4	5.1
F製造業	100.0	16.6	16.1	36.4	28.0	2.9
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	17.6	52.4	25.7	1.7	2.6
H運輸・通信業	100.0	21.9	17.7	36.2	23.5	0.7
I卸売・小売業・飲食店	100.0	17.5	17.7	35.2	26.2	3.4
J金融・保険業	100.0	21.4	27.8	38.9	10.4	1.5
K不動産業	100.0	15.4	13.7	35.8	31.0	4.2
Lサービス業	100.0	19.4	21.5	30.6	24.0	4.5
【事業所規模】						
500人以上	100.0	46.8	25.6	23.5	4.0	0.1
100～499人	100.0	31.8	21.4	34.8	11.1	0.9
30～99人	100.0	26.3	18.8	38.2	14.9	1.9
5～29人	100.0	16.3	17.2	33.9	28.6	3.9
再掲(30人以上)	100.0	27.6	19.4	37.3	14.0	1.7
【介護休業制度の規定の有無】						
有り	100.0	26.0	20.7	41.2	11.5	0.6
無し	100.0	12.6	15.4	29.8	36.6	5.6

事業所総数=100.0%

第34表 産業、事業所規模、介護休業規定の有無別、賞与の算定期間内に介護休業期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合

(%)							
	総計	支給する	出勤日又は休業期間に応じて支給する	一定額又は一定率支給する	支給しない	賞与の制度がない	無回答
【総計】	100.0	71.4 (100.0)	(94.2)	(5.8)	15.6	9.2	3.8
【産業】							
D鉱業	100.0	77.2 (100.0)	(90.1)	(9.9)	12.1	5.3	5.4
E建設業	100.0	63.4 (100.0)	(80.3)	(19.7)	21.2	8.7	6.8
F製造業	100.0	71.5 (100.0)	(95.1)	(4.9)	15.5	10.0	3.0
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.2 (100.0)	(99.4)	(0.6)	6.0	0.3	1.5
H運輸・通信業	100.0	73.0 (100.0)	(94.4)	(5.6)	20.3	6.0	0.7
I卸売・小売業・飲食店	100.0	69.3 (100.0)	(97.5)	(2.5)	14.9	12.4	3.4
J金融・保険業	100.0	88.2 (100.0)	(97.8)	(2.2)	10.3	0.0	1.5
K不動産業	100.0	68.8 (100.0)	(92.6)	(7.4)	14.2	12.8	4.2
Lサービス業	100.0	76.0 (100.0)	(94.8)	(5.2)	13.9	5.7	4.5
【事業所規模】							
500人以上	100.0	91.0 (100.0)	(97.5)	(2.5)	8.5	0.4	0.1
100～499人	100.0	84.9 (100.0)	(96.4)	(3.6)	13.2	1.0	0.8
30～99人	100.0	78.8 (100.0)	(94.0)	(6.0)	16.1	3.2	1.9
5～29人	100.0	69.9 (100.0)	(94.2)	(5.8)	15.7	10.3	4.2
再掲(30人以上)	100.0	80.0 (100.0)	(94.5)	(5.5)	15.4	2.8	1.7
【介護休業制度の規定の有無】							
有り	100.0	89.0 (100.0)	(98.5)	(1.5)	9.2	1.1	0.6
無し	100.0	59.5 (100.0)	(89.9)	(10.1)	19.9	14.6	6.0

事業所総数=100.0%

第35表 産業、事業所規模、介護休業規定の有無別、復職後の賃金の取扱い別事業所割合

(%)

	総計	休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する	休業前の額を下回ることもある	その他	無回答
【総計】	100.0	64.0	11.3	21.0	12.3
【産業】					
D鉱業	100.0	66.5	7.6	20.5	10.5
E建設業	100.0	64.8	17.6	12.5	15.3
F製造業	100.0	62.3	12.7	22.1	12.9
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	87.8	1.8	8.9	1.5
H運輸・通信業	100.0	69.9	14.0	15.4	6.8
I卸売・小売業・飲食店	100.0	61.9	12.5	21.8	15.2
J金融・保険業	100.0	77.9	4.5	16.1	3.0
K不動産業	100.0	65.3	2.2	28.3	15.3
Lサービス業	100.0	64.4	5.8	25.3	8.4
【事業所規模】					
500人以上	100.0	85.8	5.1	9.1	-
100～499人	100.0	82.8	5.5	10.9	0.8
30～99人	100.0	75.2	8.3	14.5	1.9
5～29人	100.0	61.8	11.9	22.2	4.1
再掲(30人以上)	100.0	76.7	7.8	13.8	1.7
【介護休業制度の規定の有無】					
有り	100.0	78.2	8.7	12.4	0.7
無し	100.0	54.4	13.0	26.8	5.8

事業所総数=100.0%

第36表 産業、事業所規模、介護休業規定の有無別、退職金の算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

	総計	原則として全期間算入する	原則として一定期間又は一定割合を勤続年数に算入する	勤続年数にまったく算入しない	退職金の制度がない	無回答
【総計】	100.0	32.1	8.5	41.8	13.8	3.8
【産業】						
D鉱業	100.0	47.4	15.8	21.4	10.0	5.4
E建設業	100.0	31.5	9.6	33.5	18.7	6.8
F製造業	100.0	30.2	12.1	37.0	17.7	3.0
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	27.8	3.7	67.0	-	1.5
H運輸・通信業	100.0	30.8	12.8	48.3	7.5	0.7
I卸売・小売業・飲食店	100.0	34.5	5.8	41.5	14.8	3.4
J金融・保険業	100.0	22.8	14.6	59.6	1.5	1.5
K不動産業	100.0	24.5	8.8	40.8	21.8	4.2
Lサービス業	100.0	32.0	7.5	46.1	9.9	4.5
【事業所規模】						
500人以上	100.0	31.9	12.5	54.7	0.9	-
100～499人	100.0	33.1	11.3	52.9	1.9	0.8
30～99人	100.0	37.4	8.5	45.7	6.3	2.1
5～29人	100.0	31.3	8.4	40.8	15.3	4.2
再掲(30人以上)	100.0	36.6	9.1	47.1	5.4	1.8
【介護休業制度の規定の有無】						
有り	100.0	36.1	6.0	54.5	2.8	0.6
無し	100.0	29.4	10.1	33.2	21.2	6.0

事業所総数=100.0%

第37表 産業、事業所規模、介護休業規定の有無別、復職後の職場・職種の取扱別事業所割合

	総計	原則として原 職復帰する	本人の希望 を考慮し会社 が決定	会社の人事 管理等の都合により決定	(%) 無回答
【総計】	100.0	71.1	14.8	11.4	2.7
【産業】					
D鉱業	100.0	70.5	13.5	13.2	2.9
E建設業	100.0	65.3	21.2	11.6	1.9
F製造業	100.0	71.8	12.8	12.6	2.9
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	88.3	0.9	8.9	1.9
H運輸・通信業	100.0	78.6	9.0	11.7	0.7
I卸売・小売業・飲食店	100.0	66.9	17.2	12.5	3.4
J金融・保険業	100.0	84.7	6.8	6.9	1.5
K不動産業	100.0	60.0	14.6	21.2	4.2
Lサービス業	100.0	77.1	11.4	8.8	2.7
【事業所規模】					
500人以上	100.0	81.0	7.8	11.2	0.1
100～499人	100.0	82.1	9.9	7.2	0.9
30～99人	100.0	77.5	12.0	8.9	1.6
5～29人	100.0	69.8	15.3	11.9	3.0
再掲(30人以上)	100.0	78.4	11.5	8.7	1.4
【介護休業制度の規定の有無】					
有り	100.0	80.7	11.4	7.2	0.6
無し	100.0	64.6	17.0	14.2	4.2

事業所総数=100.0%

第38表 産業、事業所規模、介護休業規定の有無別、介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置の有無及び措置の内容別事業所割合

	総計	講じている (M. A.) 小計	休業中の情 報提供	職場復帰の ための講習	その他	無回答	講じていない	(%) 無回答
【総計】	100.0	15.1 (100.0)	(69.0)	(38.8)	(7.8)	(1.8)	83.4	1.5
【産業】								
D鉱業	100.0	20.3 (100.0)	(58.1)	(56.7)	(1.9)	-	77.3	2.4
E建設業	100.0	15.5 (100.0)	(75.3)	(36.2)	(1.0)	-	82.6	1.9
F製造業	100.0	11.3 (100.0)	(64.0)	(44.8)	(12.5)	(0.0)	87.6	1.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	47.8 (100.0)	(89.1)	(27.7)	(22.0)	-	52.2	-
H運輸・通信業	100.0	18.2 (100.0)	(55.1)	(47.0)	(11.9)	-	81.2	0.6
I卸売・小売業・飲食店	100.0	13.3 (100.0)	(63.0)	(50.8)	(0.5)	(5.5)	84.8	2.0
J金融・保険業	100.0	50.4 (100.0)	(57.9)	(47.9)	(25.4)	-	49.6	-
K不動産業	100.0	15.5 (100.0)	(95.5)	(14.4)	(1.5)	-	80.3	4.2
Lサービス業	100.0	14.2 (100.0)	(85.0)	(13.6)	(9.4)	-	84.6	1.2
【事業所規模】								
500人以上	100.0	43.6 (100.0)	(89.7)	(16.4)	(11.9)	(0.1)	56.4	-
100～499人	100.0	31.0 (100.0)	(76.1)	(35.1)	(9.4)	-	68.4	0.6
30～99人	100.0	22.8 (100.0)	(70.1)	(37.3)	(9.8)	(0.5)	76.0	1.3
5～29人	100.0	13.5 (100.0)	(68.1)	(39.6)	(7.2)	(2.2)	84.9	1.6
再掲(30人以上)	100.0	24.5 (100.0)	(72.0)	(36.3)	(9.7)	(0.4)	74.3	1.1
【介護休業制度の規定の有無】								
有り	100.0	30.3 (100.0)	(69.4)	(44.2)	(7.3)	(0.1)	69.7	0.0
無し	100.0	4.9 (100.0)	(67.3)	(16.3)	(10.0)	(8.6)	92.6	2.5

事業所総数=100.0%

第39表 産業、事業所規模、最長介護休業期間、介護休業規定の有無別、男女別介護休業を開始した者の労働者に占める割合(H11.4.1～H11.9.30)

(%)

	常用労働者に 占める休業取 得者の割合	女性	男性	女性労働者 に占める介 護休業者の 割合	男性労働者 に占める介 護休業者の 割合
【総計】	0.06 (100.0)	(90.7)	(9.3)	0.15	0.01
【産業】					
D鉱業	- (100.0)	-	-	-	-
E建設業	0.00 (100.0)	(100.0)	-	0.01	-
F製造業	0.06 (100.0)	(70.0)	(30.0)	0.13	0.03
G電気・ガス・熱供給・水道業	0.00 (100.0)	(24.9)	(75.1)	0.01	0.00
H運輸・通信業	0.01 (100.0)	(56.6)	(43.4)	0.03	0.00
I卸売・小売業・飲食店	0.11 (100.0)	(98.6)	(1.4)	0.27	0.00
J金融・保険業	0.06 (100.0)	(98.8)	(1.2)	0.13	0.00
K不動産業	0.00 (100.0)	(100.0)	-	0.01	-
Lサービス業	0.04 (100.0)	(95.6)	(4.4)	0.09	0.00
【事業所の規模】					
500人以上	0.02 (100.0)	(71.2)	(28.8)	0.06	0.01
100～499人	0.03 (100.0)	(76.6)	(23.4)	0.05	0.01
30～99人	0.06 (100.0)	(97.4)	(2.6)	0.15	0.00
5～29人	0.09 (100.0)	(91.4)	(8.6)	0.22	0.01
(再掲)30人以上	0.04 (100.0)	(89.5)	(10.5)	0.10	0.01
【最長介護休業期間】					
期間の最高限度を決めている	0.09 (100.0)	(91.4)	(8.6)	0.24	0.01
3か月まで	0.05 (100.0)	(80.3)	(19.7)	0.12	0.02
3か月を超え6か月未満	0.02 (100.0)	(71.7)	(28.3)	0.05	0.01
6か月～1年未満	0.02 (100.0)	(100.0)	-	0.10	-
1年	0.16 (100.0)	(96.7)	(3.3)	0.49	0.01
1年を超える期間	0.02 (100.0)	(95.6)	(4.4)	0.09	0.00
無回答	- (100.0)	-	-	-	-
期間の限度なく、必要日数取得できる	0.03 (100.0)	(80.3)	(19.7)	0.06	0.01
無回答	- (100.0)	-	-	-	-
【介護休業制度の規定の有無】					
有り	0.09 (100.0)	(91.2)	(8.8)	0.23	0.01
無し	0.02 (100.0)	(87.2)	(12.8)	0.04	0.00

(注) 労働者に占める介護休業取得者の割合とは、常用労働者に占めるH11.4.1～H11.9.30までに介護休業を開始した者の割合である。

第40表 産業、事業所規模、労働組合の有無、最長介護休業期間別男女復職者割合(H11.4.1～H11.9.30)

(%)

	介護休業の利用者数			女性介護休業の利用者数			男性介護休業の利用者数		
	復職者数	退職者数		復職者数	退職者数		復職者数	退職者数	
【総計】	100.0 (100.0)	(90.8)	(9.2)	91.3 (100.0)	(90.4)	(9.6)	8.7 (100.0)	(95.7)	(4.3)
【産業】									
D鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E建設業	100.0 (100.0)	(100.0)	-	100.0 (100.0)	(100.0)	-	-	-	-
F製造業	100.0 (100.0)	(77.6)	(22.4)	69.1 (100.0)	(69.1)	(30.9)	30.9 (100.0)	(96.7)	(3.3)
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 (100.0)	(100.0)	-	16.6 (100.0)	(100.0)	-	83.4 (100.0)	(100.0)	-
H運輸・通信業	100.0 (100.0)	(98.3)	(1.7)	86.7 (100.0)	(98.0)	(2.0)	13.3 (100.0)	(100.0)	-
I卸売・小売業・飲食店	100.0 (100.0)	(98.3)	(1.7)	100.0 (100.0)	(98.0)	(2.0)	100.0 (100.0)	(100.0)	-
J金融・保険業	100.0 (100.0)	(88.3)	(11.7)	88.5 (100.0)	(86.7)	(13.3)	11.5 (100.0)	(100.0)	-
K不動産業	100.0 (100.0)	(100.0)	-	100.0 (100.0)	(100.0)	-	-	-	-
Lサービス業	100.0 (100.0)	(98.6)	(1.4)	96.2 (100.0)	(98.6)	(1.4)	3.8 (100.0)	(100.0)	-
【事業所の規模】									
500人以上	100.0 (100.0)	(86.4)	(13.6)	74.8 (100.0)	(83.0)	(17.0)	25.2 (100.0)	(96.4)	(3.6)
100～499人	100.0 (100.0)	(90.9)	(9.1)	77.2 (100.0)	(93.9)	(6.1)	22.8 (100.0)	(80.7)	(19.3)
30～99人	100.0 (100.0)	(79.2)	(20.8)	97.6 (100.0)	(78.7)	(21.3)	2.4 (100.0)	(100.0)	-
5～29人	100.0 (100.0)	(95.2)	(4.8)	91.6 (100.0)	(94.8)	(5.2)	8.4 (100.0)	(100.0)	-
(再掲)30人以上	100.0 (100.0)	(82.5)	(17.5)	90.8 (100.0)	(81.9)	(18.1)	9.2 (100.0)	(88.3)	(11.7)
【労働組合の有無】									
有り	100.0 (100.0)	(94.2)	(5.8)	97.3 (100.0)	(94.5)	(5.5)	2.7 (100.0)	(82.2)	(17.8)
無し	100.0 (100.0)	(79.5)	(20.5)	70.6 (100.0)	(70.9)	(29.1)	29.4 (100.0)	(100.0)	-
【最長介護休業期間】									
期間の最高限度を決めている	100.0 (100.0)	(93.9)	(6.1)	91.8 (100.0)	(93.8)	(6.2)	8.2 (100.0)	(94.9)	(5.1)
3か月まで	100.0 (100.0)	(97.2)	(2.8)	76.9 (100.0)	(97.2)	(2.8)	23.1 (100.0)	(97.1)	(2.9)
3か月を超え6か月未満	100.0 (100.0)	(100.0)	-	67.2 (100.0)	(100.0)	-	32.8 (100.0)	(100.0)	-
6か月～1年未満	100.0 (100.0)	(100.0)	-	86.2 (100.0)	(100.0)	-	13.8 (100.0)	(100.0)	-
1年	100.0 (100.0)	(93.2)	(6.8)	98.2 (100.0)	(93.4)	(6.6)	1.8 (100.0)	(80.9)	(19.1)
1年を超える期間	100.0 (100.0)	(50.4)	(49.6)	94.4 (100.0)	(47.5)	(52.5)	5.6 (100.0)	(100.0)	-
期間の限度なく、必要日数取得できる	100.0 (100.0)	(100.0)	-	77.8 (100.0)	(100.0)	-	22.2 (100.0)	(100.0)	-

H11.4.1～H11.9.30までに介護休業を終了し、復職予定だった者＝100.0%

第41表 産業、事業所規模、最長介護休業期間別男女、利用期間別介護休業利用者割合(H11.4.1～H11.9.30)

	統計												女性												男性												1年以上
	計	1週間未満	1～2週間未満	2週間～1か月未満	1～3か月未満	3～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上	計	1週間未満	1～2週間未満	2週間～1か月未満	1～3か月未満	3～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上	計	1週間未満	1～2週間未満	2週間～1か月未満	1～3か月未満	3～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上													
【総計】	100.0	3.3	4.8	6.5	55.9	5.1	23.8	0.7	100.0	1.7	4.9	5.6	55.7	5.2	26.1	0.8	100.0	17.4	3.3	13.7	57.5	3.9	4.0	0.2													
【産業】																																					
D鉱業	100.0	-	-	27.8	72.2	-	-	-	100.0	-	-	27.8	72.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
E建設業	100.0	15.1	18.3	8.9	39.4	0.6	0.5	3.4	100.0	10.7	31.0	7.4	24.9	16.2	3.9	5.9	100.0	21.2	0.6	11.1	59.5	3.1	4.5	-													
F製造業	100.0	-	-	-	-	-	36.0	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-													
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	27.3	63.5	1.6	0.8	1.3	100.0	-	-	35.2	53.0	7.9	2.0	2.0	100.0	-	-	11.7	84.4	-	3.9	-													
H運輸・通信業	100.0	-	-	3.6	53.0	0.0	0.0	-	100.0	-	0.4	3.4	53.3	3.7	39.2	-	100.0	-	49.2	25.4	25.4	-	-	-													
I卸売・小売業・飲食店	100.0	-	-	59.2	12.3	1.8	0.4	-	100.0	-	-	68.0	7.1	17.1	7.8	-	100.0	-	-	-	47.5	52.5	-	-													
J金融・保険業	100.0	-	-	50.0	50.0	-	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-													
K不動産業	100.0	-	-	8.2	84.0	0.3	0.1	0.1	100.0	1.3	2.7	6.9	85.6	2.3	1.2	-	100.0	-	3.6	39.6	46.0	-	-	2.1													
Lサービス業	100.0	1.3	2.7	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-													
【事業所の規模】																																					
500人以上	100.0	2.0	5.5	12.4	40.7	20.8	17.7	0.9	100.0	2.3	5.8	7.4	36.5	24.8	22.6	0.6	100.0	1.3	4.7	24.8	51.2	10.7	5.6	1.7													
100～499人	100.0	6.9	12.6	22.2	40.2	11.0	5.6	1.5	100.0	7.0	11.1	20.7	43.4	9.0	6.9	1.9	100.0	6.7	17.6	27.3	29.1	18.1	1.1	-													
30～99人	100.0	0.2	2.5	18.7	57.7	16.1	1.8	2.9	100.0	-	2.6	18.8	58.3	17.0	0.2	3.0	100.0	3.7	-	17.4	48.1	-	30.7	-													
5～29人	100.0	3.9	4.5	0.8	57.8	0.4	32.6	-	100.0	1.7	5.0	-	56.8	0.4	36.1	-	100.0	24.7	-	8.1	67.2	-	-	-													
(再掲)30人以上	100.0	2.0	5.3	18.9	51.7	15.3	4.4	2.3	100.0	1.7	4.8	18.3	53.3	15.9	3.5	2.6	100.0	4.5	9.2	23.7	40.2	10.9	11.1	0.4													
【最長介護休業期間】																																					
期間の最高限度を決めている	100.0	0.5	1.5	4.9	60.0	5.2	25.4	0.8	100.0	0.6	1.3	5.4	58.8	5.2	27.9	0.8	100.0	0.1	4.1	14.3	71.3	4.9	5.0	0.2													
3か月まで	100.0	1.1	2.9	4.4	84.0	4.4	-	-	100.0	1.4	3.8	5.7	84.5	4.7	-	-	100.0	0.1	-	14.0	82.5	3.4	-	-													
3か月を超え6か月未満	100.0	-	27.6	29.0	27.0	12.5	3.0	-	100.0	-	3.4	42.1	31.4	18.6	4.5	-	100.0	-	77.0	5.1	17.9	-	-	-													
6か月～1年未満	100.0	-	-	23.2	26.9	36.1	13.8	-	100.0	-	-	26.9	31.2	25.9	16.0	-	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-													
1年	100.0	0.3	0.5	4.6	51.1	5.0	36.8	0.6	100.0	0.3	0.4	4.6	51.2	5.0	37.8	0.6	100.0	0.4	4.4	16.1	48.0	5.7	24.5	0.9													
1年を超える期間	100.0	-	5.0	10.4	10.3	11.0	1.3	57.4	100.0	-	5.6	9.4	11.6	7.3	1.5	64.5	100.0	-	-	59.5	-	40.5	-	-													
期間の限度なく、必要日数取得できる	100.0	10.1	6.1	51.4	30.0	-	-	-	100.0	-	7.0	58.3	34.7	-	-	-	100.0	74.5	-	25.5	-	-	-	-													

H11.4.1～H11.9.30までに復職した者＝100.0%

第42表 産業、事業所規模、労働組合の有無、介護休業制度の規定の有無、勤務時間の短縮等措置の制度の有無別事業所割合

									(%)
	計	勤務時間の短縮等の措置を実施していない	勤務時間の短縮等の措置を実施している	短時間勤務制度	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	所定外労働の免除	介護に要する経費の援助措置	無回答
総計	100.0 (100.0)	65.6 (94.0)	34.1 (5.9) (100.0) (100.0)	27.7 (5.2) (81.2) (87.4)	8.1 (1.0) (23.8) (17.4)	19.0 (2.2) (55.8) (36.5)	16.2 (0.8) (47.6) (14.1)	1.3 (0.1) (3.7) (2.5)	0.3 (0.1)
【産業】									
D鉱業	100.0	76.1	23.9 (100.0)	(76.5)	(2.5)	(49.3)	(30.2)	(1.1)	-
E建設業	100.0	69.1	29.3 (100.0)	(80.0)	(36.5)	(74.0)	(55.2)	(6.0)	1.6
F製造業	100.0	71.8	28.1 (100.0)	(82.5)	(17.5)	(56.6)	(38.3)	(2.7)	0.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	14.4	85.6 (100.0)	(87.9)	(8.9)	(40.6)	(35.1)	(4.2)	-
H運輸・通信業	100.0	64.3	35.1 (100.0)	(77.1)	(7.4)	(46.0)	(35.8)	(5.4)	0.5
I卸売・小売業・飲食店	100.0	65.2	34.8 (100.0)	(89.6)	(25.7)	(54.9)	(57.3)	(4.0)	-
J金融・保険業	100.0	31.2	68.8 (100.0)	(67.4)	(18.8)	(54.0)	(27.4)	(1.8)	-
K不動産業	100.0	78.9	21.1 (100.0)	(88.6)	(18.7)	(52.0)	(44.4)	(0.4)	0.1
Lサービス業	100.0	65.2	34.6 (100.0)	(72.7)	(24.4)	(51.5)	(43.5)	(3.2)	0.2
【事業所規模】									
500人以上	100.0	17.3	82.7 (100.0)	(76.4)	(23.1)	(41.7)	(42.5)	(4.6)	-
100～499人	100.0	38.4	61.5 (100.0)	(79.3)	(15.7)	(47.2)	(36.9)	(3.5)	0.1
30～99人	100.0	52.0	47.6 (100.0)	(82.1)	(16.8)	(46.7)	(38.5)	(2.0)	0.4
5～29人	100.0	68.5	31.2 (100.0)	(81.2)	(25.9)	(58.4)	(50.3)	(4.1)	0.3
再掲(30人以上)	100.0 (100.0)	49.0 (90.7)	50.6 (9.2) (100.0) (100.0)	(81.3) (81.2)	(16.7) (16.8)	(46.7) (36.3)	(38.3) (5.4)	(2.4) (0.7)	0.4 (0.1)
【労働組合の有無】									
有り	100.0	41.3	58.5 (100.0)	(81.2)	(18.7)	(46.8)	(43.5)	(4.1)	0.2
無し	100.0	71.9	27.7 (100.0)	(81.3)	(26.6)	(60.8)	(49.9)	(3.5)	0.3
【介護休業制度の規定の有無】									
有り	100.0	24.2	75.7 (100.0)	(84.3)	(21.8)	(53.3)	(44.7)	(3.1)	0.1
無し	100.0	93.5	6.0 (100.0)	(55.7)	(41.5)	(77.2)	(72.8)	(9.0)	0.5

事業所総数＝100.0%

第43表 勤務時間短縮等の措置別、最長利用時間、短縮する長さ別事業所割合

	総計	短時間勤務制度なし	短時間勤務制度あり					制度の最長利用期間					平日1日に短縮する時間の長さ				無回答
			3ヶ月未満	3ヶ月	3ヶ月を超え1年	1年	1年を超える期間	無回答	1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上4時間未満	4時間以上	無回答				
総計	100.0	72.0	27.7 (100.0)	(30.6)	(37.3)	(6.1)	(14.0)	(9.6)	(2.4)	(1.2)	(58.4)	(10.0)	(3.3)	0.3			
再掲(30人以上)	100.0	58.5	41.1 (100.0)	(35.2)	(32.2)	(5.5)	(16.5)	(8.5)	(2.1)	(0.4)	(54.4)	(6.8)	(5.6)	0.4			

	総計	フレックス タイム制 度なし	フレックスタイム制度あり							制度の最長利用期間		無回答
			3ヶ月未満	3ヶ月	3ヶ月を超え1年	1年	1年を超える期間	無回答				
総計	100.0	91.5	8.1 (100.0)	(16.1)	(47.5)	(3.1)	(6.6)	(25.0)	(1.6)	0.4		
再掲(30人以上)	100.0	91.0	8.5 (100.0)	(28.5)	(19.6)	(6.5)	(21.0)	(23.0)	(1.5)	0.5		

	総計	始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ・繰り	始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げあり						制度の最長利用期間			無回答
			3ヶ月未満 酒	3ヶ月	3ヶ月を超え1年	1年	1年を超える期間	無回答	無回答			
総計	100.0	80.6	19.0 (100.0)	(24.2)	(46.6)	(5.3)	(10.3)	(11.9)	(1.7)	0.4		
再掲(30人以上)	100.0	75.9	23.6 (100.0)	(32.9)	(31.9)	(6.2)	(17.9)	(9.8)	(1.3)	0.5		

	総計	所定外労働の免除措置なし	所定外労働の免除措置あり					制度の最長利用期間			無回答
			3ヶ月未満	3ヶ月	3ヶ月を超え1年未満	1年	1年を超える期間				
							無回答				
総計	100.0	83.4	16.2 (100.0)	(22.2)	(37.4)	(5.2)	(13.7)	(18.3)	(3.2)	0.4	
再掲(30人以上)	100.0	80.1	19.4 (100.0)	(30.1)	(26.4)	(8.7)	(20.7)	(12.4)	(1.7)	0.5	

	総数	介護に要する経費の補助措置なし	介護に要する経費の補助措置あり					制度の最長利用期間		無回答
			3ヶ月未満	3ヶ月	3ヶ月を超え1年	1年	1年を超える期間			
							無回答			
総計	100.0	98.3	1.3 (100.0)	(13.2)	(27.9)	(1.5)	(55.4)	(0.6)	0.4	
再掲(30人以上)	100.0	98.1	1.2 (100.0)	(40.7)	(11.9)	(10.6)	(9.9)	(23.6)	(3.4)	0.6

第44表 事業所規模別、勤務時間短縮等の措置の利用を開始した者の全労働者に占める割合
(平成11年4月1日～平成11年9月30日)

(%)

	短時間勤務制度					フレックスタイム制度				
	措置を開始した者の男女比			女性常用労働者に占める休業取得者の割合	男性常用労働者に占める休業取得者の割合	措置を開始した者の男女比			女性常用労働者に占める休業取得者の割合	男性常用労働者に占める休業取得者の割合
	計	女性	男性			計	女性	男性		
総計	100.0	99.8	0.2	0.23	0.00	100.0	98.5	1.5	0.09	0.00
【事業所規模】										
500人以上	100.0	92.4	7.6	0.05	0.00	100.0	84.9	15.1	0.02	0.00
100～499人	100.0	100.0	-	0.15	-	100.0	79.5	20.3	0.01	0.00
30～99人	100.0	100.0	-	0.05	-	100.0	100.0	-	0.01	-
5～29人	100.0	100.0	-	0.58	-	100.0	100.0	-	0.26	-
再掲(30人以上)	100.0	99.2	0.8	0.09	0.00	100.0	84.6	14.8	0.01	0.00

	始業・終業時刻の繰上・繰下					所定外労働の免除				
	措置を開始した者の男女比			女性常用労働者に占める休業取得者の割合	男性常用労働者に占める休業取得者の割合	措置を開始した者の男女比			女性常用労働者に占める休業取得者の割合	男性常用労働者に占める休業取得者の割合
	計	女性	男性			計	女性	男性		
総計	100.0	92.0	8.0	0.11	0.00	100.0	27.6	72.4	0.07	0.08
【事業所規模】										
500人以上	100.0	102.6	-	0.00	-	100.0	97.8	2.4	0.06	0.00
100～499人	100.0	62.6	37.3	0.01	0.00	100.0	83.5	16.5	0.02	0.00
30～99人	100.0	100.0	-	0.08	-	100.0	100.0	-	0.05	-
5～29人	100.0	92.0	8.0	0.27	0.01	100.0	19.1	80.9	0.15	0.23
再掲(30人以上)	100.0	91.8	8.2	0.04	0.00	100.0	95.6	4.4	0.04	0.00

	介護に要する経費の援助措置				
	措置を開始した者の男女比			女性常用労働者に占める休業取得者の割合	男性常用労働者に占める休業取得者の割合
	計	女性	男性		
総計	100.0	69.0	31.8	0.01	0.00
【事業所規模】					
500人以上	100.0	14.6	87.5	0.00	0.01
100～499人	100.0	100.0	-	0.03	-
30～99人	100.0	100.0	-	0.00	-
5～29人	100.0	-	-	-	-
再掲(30人以上)	100.0	69.0	31.8	0.01	0.00

(注) 労働者に占める措置利用者の割合とは、勤務時間短縮等の措置がある事業所の労働者に占める、H11.4.1～H11.9.30までの半年間に勤務時間短縮等の措置の利用を開始した者の割合である。

第45表 産業、事業所規模別、子の養育を行う労働者の深夜業の有無別事業所割合

(%)

	総計	深夜労働がある		深夜労働がない	無回答
		所定内労働にある	所定外労働にのみある		
【総計】	100.0	10.8	8.8	80.2	0.2
【産業】					
D鉱業	100.0	5.5	10.0	84.5	-
E建設業	100.0	5.6	5.2	88.9	0.2
F製造業	100.0	5.8	4.2	89.6	0.4
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	32.0	34.0	33.8	0.2
H運輸・通信業	100.0	23.7	5.8	70.5	-
I卸売・小売業・飲食店	100.0	12.5	10.5	77.0	-
J金融・保険業	100.0	3.6	29.0	67.4	-
K不動産業	100.0	8.7	8.5	82.8	-
Lサービス業	100.0	12.9	9.0	77.8	0.3
【事業所の規模】					
500人以上	100.0	35.9	21.0	43.1	-
100～499人	100.0	24.2	12.6	63.1	0.1
30～99人	100.0	16.3	12.4	70.8	0.4
5～29人	100.0	9.5	8.2	82.1	0.1
(再掲)30人以上	100.0	18.0	12.6	69.0	0.4

事業所総数=100%

第46表 産業、事業所規模別深夜業の制限の制度の規定の有無別事業所割合

(%)

	計	子の養育のための制限			家族の介護のための制限		
		規定あり	規定なし	無回答	規定あり	規定なし	無回答
【総計】	100.0	39.2	60.7	0.1	40.2	59.2	0.6
【産業】							
D鉱業	100.0	57.0	43.0	-	58.4	41.6	-
E建設業	100.0	28.5	71.5	-	29.2	70.8	-
F製造業	100.0	39.3	59.7	1.0	40.6	58.4	1.0
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	66.9	33.1	-	66.9	33.1	-
H運輸・通信業	100.0	42.8	57.2	-	44.0	50.8	5.2
I卸売・小売業・飲食店	100.0	29.1	70.9	-	28.0	72.0	-
J金融・保険業	100.0	89.6	9.6	0.8	89.6	9.6	0.8
K不動産業	100.0	59.3	40.7	-	57.8	42.2	-
Lサービス業	100.0	44.8	55.2	-	50.6	49.2	0.1
【事業所の規模】							
500人以上	100.0	76.9	23.1	-	77.7	22.3	-
100～499人	100.0	48.4	51.5	0.1	51.0	48.9	0.1
30～99人	100.0	45.3	54.4	0.3	48.8	50.7	0.5
5～29人	100.0	36.9	63.0	0.1	37.3	62.1	0.6
(再掲)30人以上	100.0	46.9	52.9	0.3	50.1	49.5	0.4

子の養育又は家族の介護を行う労働者について深夜労働がある事業所数=100.0%

第47表 産業、事業所規模別子の養育のための深夜業の制限の制度の期間別事業所割合

(%)

	総計	小学校就学始期	小学校低学年	小学校卒業	中学生以上	無回答
【総計】	100.0	98.8	0.2	0.2	0.2	0.6
【産業】						
D鉱業	100.0	100.0	-	-	-	-
E建設業	100.0	92.2	-	0.4	0.1	7.3
F製造業	100.0	96.6	0.6	1.1	1.6	0.1
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.8	-	2.5	0.7	0.0
H運輸・通信業	100.0	97.1	0.0	0.0	0.0	2.8
I卸売・小売業・飲食店	100.0	100.0	-	-	-	-
J金融・保険業	100.0	100.0	-	-	-	-
K不動産業	100.0	99.8	0.2	-	-	-
Lサービス業	100.0	99.3	0.3	0.1	0.3	0.0
【事業所の規模】						
500人以上	100.0	92.4	2.4	3.6	1.1	0.5
100～499人	100.0	96.8	0.5	1.6	0.3	0.8
30～99人	100.0	95.9	0.5	0.1	0.7	2.8
5～29人	100.0	99.9	-	-	0.1	-
(再掲)30人以上	100.0	95.9	0.6	0.6	0.6	2.2

深夜業の制限の規定がある事業所=100%

第48表 産業、事業所規模別家族の介護を行う労働者の深夜業の有無別事業所割合

(%)

	総計	深夜労働がある		深夜労働がない	無回答
		所定内労働にある	所定外労働にのみある		
【総計】	100.0	11.0	8.9	79.9	0.2
【産業】					
D鉱業	100.0	5.5	10.0	84.5	-
E建設業	100.0	5.6	5.4	88.8	0.2
F製造業	100.0	5.8	4.3	89.4	0.5
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	32.0	34.0	33.8	0.2
H運輸・通信業	100.0	25.3	5.8	68.9	-
I卸売・小売業・飲食店	100.0	13.3	10.5	76.1	0.0
J金融・保険業	100.0	3.6	29.0	67.4	-
K不動産業	100.0	8.8	8.5	82.7	0.0
Lサービス業	100.0	12.1	9.1	78.5	0.3
【事業所の規模】					
500人以上	100.0	36.4	20.9	42.8	-
100～499人	100.0	24.1	12.8	62.9	0.2
30～99人	100.0	16.4	12.7	70.3	0.6
5～29人	100.0	9.8	8.2	81.9	0.1
(再掲)30人以上	100.0	18.1	12.9	68.6	0.5

事業所総数=100%

第49表 事業所規模別、子の養育又は家族の介護を行う労働者に対する激変緩和措置に関する協定の有無別事業所割合

(%)

	全事業所	子の養育を行う労働者対象					家族の介護を行う労働者対象				
		時間外労働協定あり			時間外労働協定なし	無回答	時間外労働協定あり			時間外労働協定なし	無回答
		計	激変緩和措置協定あり	激変緩和措置協定なし			計	激変緩和措置協定あり	激変緩和措置協定なし		
総計	100.0	46.6 (100.0)	(29.7)	(70.3)	53.3	0.0	46.0 (100.0)	(28.7)	(71.3)	53.9	0.1
【事業所規模】											
500人以上	100.0	89.3 (100.0)	(70.6)	(29.4)	10.6	0.1	89.2 (100.0)	(70.9)	(29.1)	10.7	0.1
100～499人	100.0	74.7 (100.0)	(41.7)	(58.3)	25.3	0.0	64.8 (100.0)	(32.2)	(67.8)	25.5	0.1
30～99人	100.0	64.5 (100.0)	(34.6)	(65.4)	35.5	0.0	56.8 (100.0)	(25.6)	(74.4)	35.8	0.1
5～29人	100.0	43.1 (100.0)	(27.8)	(72.2)	56.8	0.0	40.0 (100.0)	(22.1)	(77.9)	57.5	0.0
再掲(30人以上)	100.0	66.7 (100.0)	(36.7)	(63.3)	33.3	0.0	58.7 (100.0)	(28.0)	(72.0)	33.6	0.1

事業所総数=100.0%

第50表 産業、事業所規模別、激変緩和措置の対象労働者別事業所割合

(%)

	子の養育のための激変緩和措置				家族の介護のための激変緩和措置			
	計	女性労働者のみ	男女労働者	無回答	計	女性労働者のみ	男女労働者	無回答
総計	100.0	74.2	25.8	0.0	100.0	74.9	25.1	0.0
【産業】								
D 鉱業	100.0	91.8	8.2	-	100.0	90.1	9.9	-
E 建設業	100.0	74.5	25.5	-	100.0	74.3	25.7	-
F 製造業	100.0	69.1	30.9	-	100.0	68.3	31.7	-
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	87.0	13.0	-	100.0	88.7	11.3	-
H 運輸・通信業	100.0	56.4	43.6	-	100.0	70.9	29.1	-
I 卸売・小売業・飲食店	100.0	79.1	20.9	-	100.0	77.4	22.6	-
J 金融・保険業	100.0	72.9	27.1	0.0	100.0	73.1	26.9	0.0
K 不動産業	100.0	86.0	14.0	-	100.0	85.8	14.2	-
L サービス業	100.0	75.2	24.8	-	100.0	75.8	24.2	-
【事業所規模】								
500人以上	100.0	70.0	29.9	0.1	100.0	68.0	31.9	0.1
100～499人	100.0	69.0	31.0	-	100.0	68.6	31.4	-
30～99人	100.0	67.4	32.6	-	100.0	66.5	33.5	-
5～29人	100.0	76.4	23.6	-	100.0	77.8	22.2	-
再掲(30人以上)	100.0	67.9	32.1	0.0	100.0	67.0	33.0	0.0

激変緩和措置協定がある事業所＝100%

第51表 産業、事業所規模別子の養育のための激変緩和措置に関する時間外労働協定の内容別事業所割合

(%)

	計	小学校就学始 期まで	小学校低学年 まで	小学校卒業ま で	中学生以上	無回答
総計	100.0	94.4	0.7	0.5	3.4	1.0
【産業】						
D鉱業	100.0	95.6	-	-	2.2	2.2
E建設業	100.0	95.5	1.3	0.3	0.3	2.7
F製造業	100.0	93.8	2.6	1.4	1.4	0.9
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.0	-	0.6	0.9	0.5
H運輸・通信業	100.0	97.6	-	0.0	0.0	2.4
I卸売・小売業・飲食店	100.0	92.5	0.2	-	7.0	0.3
J金融・保険業	100.0	96.5	-	-	3.4	0.1
K不動産業	100.0	84.6	0.6	-	14.4	0.4
Lサービス業	100.0	95.6	1.1	1.4	0.3	1.7
【事業所規模】						
500人以上	100.0	90.8	1.8	3.5	2.3	1.6
100～499人	100.0	93.7	1.3	2.3	1.5	1.2
30～99人	100.0	93.7	0.7	0.4	1.5	3.7
5～29人	100.0	94.7	0.6	0.3	4.0	0.3
再掲(30人以上)	100.0	93.6	0.9	0.9	1.6	3.1

激変緩和措置協定がある事業所＝100%

第52表 子の養育のための激変緩和措置に関する時間外労働協定の内容別事業所割合

(%)

時間外労働協 定ありの事業 所	1週間					
	計	2時間未満	2～4時間 未満	4～6時間 未満	6時間	6時間超
100.0	34.7 (100.0)	-	(1.0)	(2.3)	(88.3)	(8.3)

2週間					
計	4時間未満	4～8時間 未満	8～12時間 未満	12時間	12時間超
5.7 (100.0)	-	(0.1)	(2.6)	(88.0)	(9.3)

4週間					
計	12時間未満	12～24時間 未満	24～36時間 未満	36時間	36時間超
36.3 (100.0)	(1.2)	(4.3)	(25.1)	(68.1)	(1.2)

1年						その他	無回答
計	50時間未満	50～100時間 未満	100～150時間 未満	150時間	150時間超		
88.9 (100.0)	(0.1)	(0.1)	(2.6)	(96.9)	(0.3)	15.3	5.2

子の養育のための時間外労働協定がある事業所＝100.0%

第53表 家族の介護のための激変緩和措置に関する時間外労働協定の内容別事業所割合

(%)

時間外労働協定 ありの事業所	1週間						その他	無回答
	計	2時間未満	2～4時間未満	4～6時間未満	6時間	6時間超		
100.0	34.8 (100.0)	(0.0)	(1.0)	(2.4)	(87.9)	(8.7)		
	2週間							
	計	4時間未満	4～8時間未満	8～12時間未満	12時間	12時間超		
	5.8 (100.0)	-	(0.2)	(2.3)	(87.7)	(9.8)		
	4週間							
	計	12時間未満	12～24時間未満	24～36時間未満	36時間	36時間超		
	35.3 (100.0)	(1.3)	(4.5)	(19.7)	(73.1)	(1.3)		
	1年							
	計	50時間未満	50～100時間未満	100～150時間未満	150時間	150時間超		
	88.3 (100.0)	(0.2)	(0.1)	(1.2)	(98.3)	(0.3)	15.5	5.4

家族の介護のための時間外労働協定がある事業所＝100.0%

第54表 産業、事業所規模別、看護休暇制度の有無別事業所割合

(%)

	総計	看護休暇制度あり			看護休暇制 度なし
		小計	就業規則	慣行	小計
【総計】	100.0 (100.0)	8.0 (7.6) (100.0) (100.0)	(75.9) (18.4)	(24.1) (81.0)	92.0 (92.4)
【産業】					
D鉱業	100.0	11.2 (100.0)	(55.4)	(43.6)	88.8
E建設業	100.0	5.6 (100.0)	(38.2)	(61.8)	94.4
F製造業	100.0	6.4 (100.0)	(60.1)	(39.9)	93.6
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	35.3 (100.0)	(97.7)	(2.3)	64.7
H運輸・通信業	100.0	7.3 (100.0)	(82.5)	(17.5)	92.7
I卸売・小売業・飲食店	100.0	9.4 (100.0)	(89.1)	(10.9)	90.6
J金融・保険業	100.0	15.9 (100.0)	(80.9)	(19.1)	84.1
K不動産業	100.0	5.5 (100.0)	(38.1)	(61.9)	94.5
Lサービス業	100.0	7.0 (100.0)	(73.1)	(26.9)	92.8
【事業所規模】					
500人以上	100.0	20.1 (100.0)	(89.3)	(10.7)	79.9
100～499人	100.0	13.1 (100.0)	(81.4)	(18.6)	86.9
30～99人	100.0	10.7 (100.0)	(77.0)	(23.0)	89.3
5～29人	100.0	7.4 (100.0)	(75.3)	(24.7)	92.6
(再掲)30人以上	100.0 (100.0)	11.2 (8.2) (100.0) (100.0)	(78.2) (48.9)	(21.8) (50.7)	88.8 (91.8)

事業所総数＝100.0%

第55表 産業、事業所規模、家族看護休暇制度の根拠別及び導入時期別事業所割合

	総計	就業規則等										慣行等										無回答
		小計	～昭和49年度	50～59	60～平成6	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	無回答	小計	～昭和49年度	50～59	60～平成6	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	無回答	
【総計】	100.0	75.9 (100.0)	(0.0)	(3.0)	(18.3)	(7.4)	(1.0)	(4.5)	(41.0)	(20.9)	(3.9)	24.1 (100.0)	(2.4)	(14.4)	(12.8)	(0.9)	(1.0)	(1.2)	(6.6)	(8.4)	(52.3)	
【産業】																						
D鉱業	100.0	56.4 (100.0)	-	-	(7.5)	(0.6)	(1.1)	-	(10.4)	(41.7)	(38.7)	43.6 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	(100.0)	
E建設業	100.0	38.2 (100.0)	-	(0.4)	(1.5)	(0.6)	-	(0.8)	(85.6)	(11.1)	-	61.8 (100.0)	-	(3.2)	-	-	-	-	-	-	(96.8)	
F製造業	100.0	60.1 (100.0)	(0.1)	(0.5)	(15.8)	(3.1)	(3.8)	(25.2)	(22.0)	(27.8)	(1.6)	39.9 (100.0)	(3.3)	(2.3)	(17.9)	(3.4)	(3.4)	(5.4)	(0.6)	(6.2)	(57.4)	
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	97.7 (100.0)	-	-	(65.1)	-	(4.6)	(4.1)	(19.5)	-	(6.7)	2.3 (100.0)	-	(39.0)	-	-	-	-	-	-	(61.0)	
H運輸・通信業	100.0	82.5 (100.0)	(0.1)	(2.7)	(23.7)	(0.3)	-	(1.1)	-	(71.9)	(0.2)	17.5 (100.0)	-	-	(32.3)	-	-	-	(22.5)	(22.5)	(22.8)	
I卸売・小売業・飲食店	100.0	89.1 (100.0)	-	(5.3)	(9.2)	(12.9)	(0.4)	(0.4)	(57.7)	(13.1)	(1.0)	10.9 (100.0)	(0.5)	(66.6)	(1.0)	-	-	-	(3.5)	-	(28.4)	
J金融・保険業	100.0	80.9 (100.0)	-	-	(14.1)	-	(3.6)	(17.3)	(2.0)	(23.2)	(39.8)	19.1 (100.0)	-	-	(49.6)	-	-	-	-	-	(50.4)	
K不動産業	100.0	38.1 (100.0)	-	-	(91.7)	-	-	-	(1.0)	(3.6)	(3.6)	61.9 (100.0)	-	-	(48.6)	-	-	-	(0.6)	-	(50.7)	
Lサービス業	100.0	73.1 (100.0)	(0.0)	(0.7)	(43.8)	(2.6)	(0.1)	(0.6)	(25.1)	(26.7)	(0.4)	26.9 (100.0)	(6.9)	-	(16.4)	(0.6)	(0.8)	-	(21.8)	(27.2)	(26.3)	
【事業所の規模】																						
500人以上	100.0	89.3 (100.0)	(0.9)	(7.6)	(51.3)	(5.5)	(5.7)	(7.6)	(3.1)	(9.6)	(8.8)	10.7 (100.0)	(2.3)	-	(7.2)	-	-	(3.7)	-	-	(86.8)	
100～499人	100.0	81.4 (100.0)	(0.4)	(4.5)	(43.4)	(10.7)	(1.6)	(5.0)	(7.2)	(22.8)	(4.2)	18.6 (100.0)	(4.2)	(0.9)	(11.2)	(4.3)	(6.7)	(1.8)	(6.6)	(7.8)	(56.6)	
30～99人	100.0	77.0 (100.0)	-	(0.8)	(27.8)	(9.4)	(3.3)	(5.1)	(19.1)	(24.8)	(9.6)	23.0 (100.0)	(3.0)	(6.2)	(13.1)	-	(0.7)	(1.9)	(9.6)	(6.6)	(58.9)	
5～29人	100.0	75.3 (100.0)	-	(3.4)	(14.6)	(6.9)	(0.4)	(4.3)	(47.7)	(20.0)	(2.7)	24.7 (100.0)	(2.2)	(16.5)	(12.9)	(1.0)	(0.8)	(1.1)	(6.0)	(8.8)	(50.7)	
(再掲)30人以上	100.0	78.2 (100.0)	(0.1)	(1.8)	(31.9)	(9.6)	(3.0)	(5.2)	(16.1)	(23.9)	(8.4)	21.8 (100.0)	(3.2)	(5.1)	(12.7)	(0.7)	(1.7)	(1.9)	(9.0)	(6.8)	(58.9)	

家族看護休暇制度ありの事業所＝100.0%

第56表 事業所規模、家族看護休暇制度の導入検討予定別制度なし事業所割合

(%)

	総計	実施検討予定あり					実施検討 予定なし	無回答
		小計	1年以内に 実施予定	1～3年以内 に実施予定	未定	無回答		
【総計】	100.0 [100.0]	18.5 (14.5) (100.0) [100.0]	(11.9) [2.6]	(12.2) [19.9]	(75.8) [77.4]	(0.1) [0.0]	81.5 [85.3]	0.0 [0.2]
【事業所の規模】								
500人以上	100.0	6.3 (100.0)	(5.8)	(4.2)	(90.1)	-	93.5	0.2
100～499人	100.0	15.9 (100.0)	(11.8)	(15.6)	(71.9)	(0.7)	84.1	-
30～99人	100.0	17.2 (100.0)	(7.8)	(17.5)	(74.7)	(0.0)	82.7	0.0
5～29人	100.0	18.8 (100.0)	(12.5)	(11.4)	(76.0)	(0.1)	81.2	0.1
(再掲)30人以上	100.0 [100.0]	16.9 (15.4) (100.0) [100.0]	(8.4) [3.0]	(17.1) [15.1]	(74.3) [81.9]	(0.1) [0.0]	83.1 [84.5]	0.0 [0.1]

家族看護休暇制度なしの事業所数＝100.0%

第57表 事業所規模別、家族看護休暇制度の形態別制度あり事業所割合

(%)

	総計	休暇・休職 ・休業等	失効年次 有給休暇	その他	無回答
【総計】	100.0	78.0	16.2	5.8	0.0
【事業所の規模】					
500人以上	100.0	44.5	53.0	1.5	0.9
100～499人	100.0	65.0	29.3	5.7	-
30～99人	100.0	74.5	21.3	4.0	0.2
5～29人	100.0	79.7	14.1	6.2	-
(再掲)30人以上	100.0 [100.0]	71.7 [71.2]	23.8 [15.2]	4.3 [8.7]	0.2 [4.9]

家族看護休暇制度がある事業所＝100.0%

第58表 事業所規模別、対象となる要介護者の範囲別制度あり事業所割合

	計	制限あり(MA)										制限無し	無回答
		小計	子供	配偶者	本人の父母	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他の親族	無回答		
計	100.0	79.6 (100.0)	(98.3)	(99.6)	(97.2)	(82.4)	(27.1)	(23.3)	(18.0)	-	(0.1)	20.3	0.1
【事業所の規模】													
500人以上	100.0	85.3 (100.0)	(97.0)	(98.2)	(96.0)	(88.6)	(62.0)	(53.1)	(45.1)	-	(0.8)	13.8	0.9
100～499人	100.0	84.0 (100.0)	(88.8)	(97.0)	(94.8)	(83.6)	(41.2)	(36.3)	(31.6)	-	(1.2)	16.0	-
30～99人	100.0	87.2 (100.0)	(93.6)	(98.7)	(98.7)	(82.3)	(46.2)	(44.6)	(41.5)	-	-	12.2	0.5
5～29人	100.0	77.8 (100.0)	(100.0)	(100.0)	(97.1)	(82.3)	(21.7)	(17.5)	(11.6)	-	-	22.2	-
(再掲)30人以上	100.0	86.5 (100.0)	(92.7)	(98.4)	(97.9)	(82.7)	(45.6)	(43.2)	(39.6)	-	(0.3)	13.0	0.4

家族看護休暇制度がある事業所＝100%

第59表 休暇日数別制度あり事業所割合

制限あり														(%)
総計	計	1年間につき					同一要介護者につき							無回答
		小計	1～10日	11日～1か月	1か月超える	その他	無回答	小計	1～10日	11日～1か月	1か月超える	その他		
100.0	80.3 (100.0)	(24.1) [100.0]	[42.8]	[24.3]	[22.8]	[10.1]	-	(27.8) [100.0]	[14.0]	[4.2]	[51.0]	[30.9]	-	
(制限あり)														
	失効年次有給休暇で													
	小計	1～10日	11日～1か月	1か月超える	その他	無回答	小計	1～10日	11日～1か月	1か月超える	その他	無回答		
	(11.9) [100.0]	[4.0]	[69.9]	[8.8]	[16.7]	[0.4]	(1.4) [100.0]	[0.5]	[89.3]	[1.7]	[8.5]	-		

家族看護休暇制度がある事業所＝100.0%

第60表 事業所規模、家族看護休暇制度の形態、賃金の取扱別事業所割合

	総計				有給				一部有給				無給				無回答			
【総計】																				
	100.0				28.5				8.5				62.9				0.1			
【事業所の規模】																				
500人以上	100.0				69.4				5.6				24.1				0.9			
100～499人	100.0				45.8				5.1				49.0				0.1			
30～99人	100.0				41.3				9.5				48.6				0.5			
5～29人	100.0				24.7				8.6				66.8				-			
(再掲)30人以上	100.0				43.0				8.5				48.0				0.5			
【家族看護休暇制度の形態】																				
休暇・休職・休業等	100.0				20.9				4.6				74.5				-			
失効年次有給休暇	100.0				71.8				23.8				4.1				0.3			
その他	100.0				9.6				19.3				71.0				0.1			
無回答	100.0				-				-				-				100.0			

家族看護休暇制度がある事業所＝100.0%

第61表 事業所規模別、休暇利用期間別看護休業取得者割合

	家族看護 休暇制度 ありの事 業所	利用者あり							利用者 なし	無回答	計	事業所 割合	女性利用者あり							利用者 なし	計	事業所 割合	男性利用者あり							利用者 なし							
		事業所 割合	利用期間					利用者 計					事業所 割合	利用期間					利用者 計				事業所 割合	利用期間					利用者 計		事業所 割合	利用期間					利用者 計
			1～ 3日	4～ 6日	7～ 10日	11～ 30日	30日を 超える 期間							1～ 3日	4～ 6日	7～ 10日	11～ 30日	30日を 超える 期間						1～ 3日	4～ 6日	7～ 10日	11～ 30日	30日を 超える 期間									
【総計】	100.0	9.7	(60.6)	(11.2)	(6.7)	(5.6)	(15.8)	90.2	0.1	100.0	74.3	(100.0)	(56.9)	(8.5)	(6.3)	(2.0)	(26.3)	25.7	100.0	33.6	(100.0)	(65.9)	(15.1)	(7.3)	(10.8)	(0.9)	66.4										
【事業所の規模】																																					
500人以上	100.0	43.1	(66.5)	(18.5)	(8.2)	(6.0)	(0.7)	53.9	2.9	100.0	51.3	(100.0)	(68.0)	(20.4)	(8.0)	(3.1)	(0.4)	48.7	100.0	40.8	(100.0)	(65.3)	(16.9)	(8.4)	(8.5)	(1.0)	59.2										
100～499人	100.0	21.8	(68.6)	(12.4)	(7.4)	(9.5)	(2.1)	77.3	0.9	100.0	47.2	(100.0)	(77.1)	(9.6)	(4.0)	(6.0)	(2.7)	52.8	100.0	64.9	(100.0)	(61.4)	(14.9)	(10.3)	(11.9)	(1.5)	35.1										
30～99人	100.0	12.4	(72.1)	(3.0)	(11.1)	(9.6)	(4.2)	87.0	0.5	100.0	35.6	(100.0)	(69.5)	(4.9)	(15.8)	(1.8)	(7.9)	64.4	100.0	77.1	(100.0)	(74.6)	(11.2)	(6.4)	(17.2)	(0.5)	22.9										
5～29人	100.0	8.2	(42.9)	(7.8)	(2.0)	(0.8)	(46.5)	91.8	-	100.0	90.9	(100.0)	(39.9)	(2.4)	(2.4)	(0.1)	(55.1)	9.1	100.0	15.6	(100.0)	(38.9)	(36.8)	(0.0)	(4.3)	-	84.4										
(再掲)30人以上	100.0 [100.0]	15.2 [24.1]	(68.6) [77.1]	(12.8) [11.1]	(8.8) [5.1]	(7.8) [3.6]	(2.0) [3.1]	84.1 [75.9]	0.7	100.0	40.3	(100.0)	(70.5)	(13.4)	(9.4)	(3.5)	(3.2)	59.7	100.0	70.6	(100.0)	(66.8)	(12.2)	(8.3)	(11.6)	(1.0)	29.4										

(注)H10.4.1～H11.3.31までの1年間に家族看護休暇を取得した者についての割合である。

平成 1 1 年度女性雇用管理基本調査票

総務庁承認番号 No. 21703
承認期限 平成12年3月31日まで

※都道府県番号	※事業所番号	※産業分類	※規模番号
		大 中	1 2 3 4

※印欄は記入しないでください。

平成11年度女性雇用管理基本調査
育児・介護休業制度等実施状況調査票



労働省女性局

この調査は、統計以外の目的に使用されることはありませんので、事実をありのまま記入してください。

記入上の注意

- この調査は、特に断りのない限り、該当する番号1つを○で囲んでください。
なお、網掛けとなっている番号欄については、該当する選択肢の番号をすべて○で囲んでください。
- この調査は、特に断りのない限り、平成11年10月1日現在の状況について記入してください。
- この調査は、平成11年12月15日までに同封の返信用封筒によりご返送ください。
- この調査についてご質問等がありましたら、右記女性少年室までお問い合わせください。

問い合わせ先

記入者

所属部署
氏名

In

I 事業所の属性に関する事項

(同一企業であっても、本社、支社、工場等は、それぞれ別個の事業所となります。)

事業所の名称 所在地					
主な事業内容 又は主要製品					
(注1) 事業所の常用労働者数 (平成11年10月1日現在)	常用労働者総数	うち女性常用労働者数	労働組合の有無	有	1
	人	人		無	2
(注2) 企業の全常用労働者数 (平成11年10月1日現在)	常用労働者総数	うち女性常用労働者数			
	人	人			

(注1) 常用労働者とは、以下の者をいいます。

ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者。

イ 臨時、日雇、パートタイム労働者等で、調査日前2か月(平成11年8月、9月)の各月にそれぞれ18日以上雇われた者。

ウ 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者。

エ 上記ア、イ及びウの条件に該当する、他企業からの出向者(なお、他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除いてください。)

(注2) 企業の全常用労働者数とは、本社事業所、支店、出張所、工場等を含めた企業全体における常用労働者数をいいます。

II 育児・介護休業制度等に関する事項

1 育児・介護休業制度

(育児・介護休業制度は、「育児・介護休業法」に規定する子を育てるため及び家族等の介護のために一定期間休業する制度をいい、労働基準法に規定する産前産後休業、育児時間、配偶者の出産に伴う休暇及び家族の介護のために年次有給休暇を取得することは除きます。)

問1 育児・介護休業制度の規定の有無

	育児休業制度	介護休業制度
制度の規定あり	1	1
制度の規定なし	2	2

→育児休業制度及び介護休業制度いずれも2に○を付けた場合は問3へお進みください。

(注)「1 制度の規定あり」とは、就業規則等により制度が明文化されているものをいいます。

問2 育児・介護休業制度の内容

(1) 育児休業制度の内容（問1で育児休業について「1 制度の規定あり」の場合、回答して下さい。）

ア 育児休業期間（子が何歳になるまで育児休業をすることができますか。）

1歳未満	1歳～ 1歳6か月未満	1歳6か月～ 2歳未満	2歳～ 3歳未満	3歳～
1	2	3	4	5

イ 育児休業の取得回数
同じ子について何回育児休業をすることができますか。

回数 回

(2) 介護休業制度の内容（問1で介護休業について「1 制度の規定あり」の場合、回答して下さい。）

ア 介護休業期間

期間の最高限度を決めている	1
期間の限度はなく、必要日数取得できる	2

限度を決めている場合、その期間について該当する番号を○で囲んでください。

3か月まで	3か月を超え 6か月未満	6か月～ 1年未満	1年	1年を超える期間
1	2	3	4	5

イ 介護休業の取得回数

制限あり	1
制限なし	2

制限がある場合、その内容について該当する番号と回数を回答してください。

同一要介護者につき	1
同一要介護者の同一疾病につき	2
その他	3

回数 回

ウ 介護休業の対象となる家族の範囲（該当する番号すべてを○で囲んでください。）

制限あり	1
制限なし	2

育児・介護休業法の 対象家族（注）	労働者が同居していない			労働者が扶養していない			その他
	祖父母	兄弟姉妹	孫	祖父母	兄弟姉妹	孫	
1	2	3	4	5	6	7	8

（注）育児・介護休業法の対象家族とは、配偶者、父母、子、これらに準ずる者（労働者が同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫）及び配偶者の父母をいいます。

（注）「祖父母」「兄弟姉妹」には、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象としている場合も含まれます。

(3) 育児・介護休業の対象労働者（問1で育児休業、介護休業について「1 制度の規定あり」の場合、該当する制度について回答してください。）以下の労働者は、いずれも法律では育児・介護休業制度の適用除外となっているか、労使協定により適用除外とすることができる者です。

	育児休業制度			介護休業制度		
	対象	対象外	一部対象	対象	対象外	一部対象
期間を定めて雇用される者	1	2	3	1	2	3
所定労働日数が週2日以下の者	1	2		1	2	
勤続1年未満の者	1	2		1	2	
配偶者（内縁関係の妻又は夫を含む）が常態として子を養育することができる者	1	2				
1年以内に退職することが明らかな者（注）	1	2				
3か月以内に退職することが明らかな者（注）				1	2	

3に○をつけた場合はお答えください。→
育児休業制度、介護休業制度それぞれについて、期間を定めて雇用される者のうち、どのような者を対象としていますか。該当する番号すべてを○で囲んでください。

	育児休業制度	介護休業制度
1回当たりの雇用契約期間が一定期間以上の者（例：雇用契約期間6か月以上）	1	1
雇用契約を一定回数以上契約更新した者（例：契約更新回数2回以上）	2	2
その他	3	3

→差し支えなければ、どのような者を対象としていますかお答えください。

（注）「1年以内に退職することが明らかな者」及び「3か月以内に退職することが明らかな者」とは、定年に達することにより必ず退職することとなっている労働者、あらかじめ事業主に対し退職の申出をしている労働者等の意味であり、期間を定めて雇用される者は含みません。

問3 育児・介護休業中及び休業後の労働条件等の取扱い

(1) 育児・介護休業中及び休業後の労働条件

ア 育児・介護休業中及び休業後の労働条件の決定方法

	育児休業	介護休業
事業所側で決定する	1	1
原則事業所側で決定するが、事項によっては休業取得者と話し合いの上決定する	2	2
休業取得者と話し合いの上決定する	3	3

育児休業、介護休業いずれも3に○を付けた場合は問3(1)ウへお進みください。

イ 育児・介護休業中及び休業後の労働条件に関する規定の有無（アで1又は2に○を付けた場合はお答えください。）

規定内容（該当する番号すべてを○で囲んでください。）

	育児休業	介護休業		育児休業	介護休業
規定あり	1	1	「1 規定あり」の場合 →	休業期間中の金銭支給	1
規定なし	2	2		休業期間中の定期昇給の取扱い	2
(注)「規定あり」とは、就業規則等により制度が明文化されている場合をいいます。				賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱い	3
				復職後の賃金の取扱い	4
				退職金の算定の際の休業期間の取扱い	5
				休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置	6
				復職後の職場、職種	7

ウ 育児・介護休業取得者に対する、休業中及び休業後の労働条件の明示の有無及び方法

		育児休業	介護休業
明示する	書面を交付	1	1
	口頭で伝達	2	2
明示しない		3	3

(2) 会社や共済会等から育児・介護休業中に支給される金銭の有無

ア 会社からの金銭支給（該当する番号すべてを○で囲んでください。）

雇用保険により支給される育児・介護休業給付は含みません。

介護休業については、事業主が労働者負担分の社会保険料を負担する場合があります。

		育児休業期間中		介護休業期間中
		子が1歳未満の休業期間中	子が1歳以上の休業期間中	
毎月金銭の支給あり	所定内給与額の60%以上を支給	1	1	1
	所定内給与額の20～60%未満を支給	2	2	2
	所定内給与額の20%未満を支給	3	3	3
	定額を支給	4	4	4
	労働者負担分の社会保険料相当額を支給	—	—	5
	その他	5	5	6
一時金の支給あり		6	6	7
金銭の支給なし		7	7	8

イ 共済会等からの金銭支給

(7) 育児休業期間中

金銭支給あり	子が1歳未満の休業期間中のみ	1
	子が1歳以上の休業期間中のみ	2
	子の年齢に関わらず休業期間中支給	3
金銭支給なし		4

(4) 介護休業期間中

金銭支給あり	1
金銭支給なし	2

(3) 介護休業期間中の労働者負担分の社会保険料の支払方法

毎月会社、共済会等が労働者負担分の保険料を負担する又は支給する金銭から差し引く	1
労働者が毎月支払う（会社に保険料を持参する又は会社の指定した口座に保険料を振り込む）	2
会社、共済会等が介護休業終了時まで立て替える	3
その他	4

→ 復職後の返済免除制度の有無

復職後一定期間勤務すれば全額免除される	1
復職後一定期間勤務すれば一部免除される	2
返済は免除されない	3

(4) 育児・介護休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い

	育児休業	介護休業
定期昇給時期に昇給する	1	1
復職後に昇給する	2	2
休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇給に持ち越す	3	3
定期昇給の制度がない	4	4

(5) 賞与の算定期間内に休業期間があった場合の賞与の取扱い

	育児休業	介護休業
出勤日又は休業期間に応じて支給する	1	1
出勤日又は休業期間に関わらず、一定額又は一定率支給する	2	2
支給しない	3	3
賞与の制度がない	4	4

(6) 復職後の賃金の取扱い

	育児休業	介護休業
休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する	1	1
休業前の額を下回ることもある	2	2
その他	3	3

(7) 退職金の算定の際の休業期間の取扱い

	育児休業	介護休業
原則として全期間を勤続年数に算入する	1	1
原則として一定期間又は一定割合を勤続年数に算入する	2	2
勤続年数に全く算入しない	3	3
退職金制度がない	4	4

(8) 育児・介護休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置

	育児休業	介護休業
講じている	1	1
講じていない	2	2

→ 「1 講じている」場合、措置の内容（該当する番号すべてを○で囲んでください。）

	育児休業	介護休業
休業中の情報提供（社内報、職場・仕事に関する情報）	1	1
職場復帰のための講習	2	2
その他	3	3

(9) 復職後の職場・職種

	育児休業	介護休業
原則として原職復帰する	1	1
本人の希望を考慮し会社が決定	2	2
会社の人事管理等の都合により決定	3	3

問4 育児休業制度の利用者の状況

(1) 出産者数（又は配偶者が出産した者の数）、育児休業者数

平成10年4月1日から平成11年3月31日までの出産者数 （男性の場合は、配偶者が出産した者の数）	女性	人	男性	人
うち平成11年10月1日までの間に育児休業を開始した者の数 （育児休業開始予定の申出をしている者を含む）	うち	人	うち	人

(2) 育児休業中の代替要員の採用状況（該当する番号すべてを○で囲んでください。）

（平成10年4月1日から平成11年10月1日までの間についてお答えください。代替要員を採用した育児休業者と代替要員を採用しなかった育児休業者がともにいる場合は、ア、イ両方とも回答してください。）

ア 代替要員を採用した育児休業者がいる場合、採用の方法

臨時的にパート・アルバイト（有期雇用）を採用	1
派遣労働者の利用	2
元従業員を再雇用	3
その他	4

イ 代替要員を採用しなかった育児休業者がいる場合、その理由

人件費のコストが高いため	1
人員確保が困難なため	2
休業者が復職した場合の代替要員の処遇が難しいため	3
採用する必要がなかった	4
その他	5

- (3) 育児休業終了後の復職状況（平成10年4月1日から平成11年3月31日までに復職予定だった者について、復職した者及び退職した者の数を記入してください。）

復職した者	女性	人	男性	人
復職予定であったが退職した者	女性	人	男性	人

- (4) 育児休業の利用期間（平成10年4月1日から平成11年3月31日までに育児休業を終了し、復職した者について記入してください。）

性別	3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～8か月未満	8か月～10か月未満	10か月～12か月未満	12か月～18か月未満	18か月～24か月未満	24か月～36か月未満	36か月以上
女性	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男性	人	人	人	人	人	人	人	人	人

（注）利用期間とは、子の月齢ではなく、実際に育児休業を利用した期間をいい、労働基準法に規定する産前産後休業期間は含みません。

問5 介護休業制度の利用者の状況

- (1) 介護休業者数 以下の期間について、介護休業を開始した者の人数をお答えください。

	平成8年4月1日～平成11年3月31日	平成11年4月1日～平成11年9月30日
女性	人	人
男性	人	人

- （注）同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。
ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は1回として計上してください

- (2) 介護休業中の代替要員の採用状況（該当する番号すべてを○で囲んでください）
（平成8年4月1日から平成11年3月31日までに介護休業を開始した労働者についてお答えください。）

ア 代替要員を採用した介護休業者がある場合、採用の方法

臨時的にパート・アルバイト（有期雇用）を採用	1
派遣労働者の利用	2
元従業員を再雇用	3
その他	4

イ 代替要員を採用しなかった介護休業者がある場合、その理由

人件費のコストが高いため	1
人員確保が困難なため	2
休業者が復職した場合の代替要員の処遇が難しいため	3
採用する必要がなかった	4
その他	5

- (3) 介護休業終了後の復職状況（以下の期間について復職予定だった者で、復職した者及び退職した者の数を記入してください。）

	平成8年4月1日～平成11年3月31日		平成11年4月1日～平成11年9月30日	
復職した者	女性	人	男性	人
復職予定であったが退職した者	女性	人	男性	人

- (4) 介護休業の利用期間（以下の期間について介護休業を終了し、復職した者の数を記入してください。）

		1週間未満	1週間～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上
平成8年4月1日～平成11年3月31日	女性	人	人	人	人	人	人	人
	男性	人	人	人	人	人	人	人
平成11年4月1日～平成11年9月30日	女性	人	人	人	人	人	人	人
	男性	人	人	人	人	人	人	人

2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

問6 勤務時間短縮等の措置

(1) 制度の有無（それぞれの制度についてお答えください。）及び制度の内容（「制度あり」のものについてお答えください。）

利用期間等 制度等	制度		制度を利用することができる子の年齢の上限（制度の最長利用期間）						
	なし	あり	1歳未満	1歳～ 1歳6か月 未満	1歳6か月 ～2歳 未満	2歳～ 3歳 未満	3歳～ 小学校 就学始期	小学校 入学～卒業	小学校 卒業以降 も利用可
短時間勤務制度（注1）	1	2	3	4	5	6	7	8	9
育児の場合に利用できる フレックスタイム制度	1	2	3	4	5	6	7	8	9
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5	6	7	8	9
所定外労働の免除	1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業所内託児施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9
育児に要する経費の援助 措置（注2）	1	2	3	4	5	6	7	8	9

短時間勤務制度について「1 制度あり」と回答した場合は、平日1日に短縮する時間をお答えください。 時間 分

（注1）短時間勤務制度とは、通常の所定労働時間より短い所定労働時間を設定することをいい、労働基準法に規定する育児時間は含みません。

（注2）育児に要する経費の援助措置とは、労働者がベビーシッター等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主がベビーシッター会社等育児に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。

（注3）週単位あるいは月単位で短縮する時間を定めている場合は、1日平均の短縮時間としてお答えください。
また、職種等により短縮する時間が異なる場合は、短縮する時間が最も長いものについてお答えください。

(2) 制度の利用者数

（平成10年4月1日から平成11年3月31日までの出産者（又は配偶者が出産した者）について、平成11年10月1日までの間に育児のために制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数を記入してください。）

制度等	性別	
	女 性	男 性
短時間勤務制度	人	人
フレックスタイム制度	人	人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	人	人
所定外労働の免除	人	人
事業所内託児施設	人	人
育児に要する経費の援助措置	人	人

（注）同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は1回として計上してください。

同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合には、それぞれに1人として計上してください。

3 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

問7 勤務時間短縮等の措置

(1) 制度の有無（それぞれの制度についてお答えください。）及び制度の内容（「制度あり」のものについてお答えください。）

利用期間等 制度等	制度		制度の最長利用時間				
	なし	あり	3か月 未満	3か月 ～ 6か月 未満	6か月 ～1年 未満	1年 ～2年 未満	2年 を超える 期間
短時間勤務制度	1	2	3	4	5	6	7
介護の場合に利用できるフレックスタイム制度	1	2	3	4	5	6	7
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	1	2	3	4	5	6	7
所定外労働の免除	1	2	3	4	5	6	7
介護に要する経費の援助措置（注）	1	2	3	4	5	6	7

短時間勤務制度について「1 制度あり」と回答した場合は、平日1日に短縮する時間をお答えください。 時間 分

（注）介護に要する経費の援助措置とは、労働者がホームヘルパー等外部の業者によるサービス等を利用した場合にその経費の一部を事業主が負担したり、あるいは事業主が介護に係るサービス会社と契約し、労働者の利用に供する制度等をいいます。

(2) 制度の利用者数

(以下の期間について、制度の利用を開始した人数を記入してください。)

制度等	性別		平成 8 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日		平成 11 年 4 月 1 日～平成 11 年 9 月 30 日	
	女	性	男	性	女	性
短時間勤務制度		人		人		人
フレックスタイム制度		人		人		人
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ		人		人		人
所定外労働の免除		人		人		人
介護に要する経費の援助措置		人		人		人

(注) 同一労働者が期間内に 2 回利用した場合は、2 人として計上してください。ただし、同一労働者が期間を延長した場合は 1 回として計上してください。

同一労働者が 2 つ以上の制度を利用した場合は、それぞれに 1 人として計上してください。

Ⅲ 深夜業・時間外労働に関する事項

問 8 深夜業の制限の制度に関する事項

(注) 深夜業の制限の制度とは、「育児・介護休業法」に規定する子の養育や家族の介護を行う労働者の請求により当該労働者に深夜業をさせない制度をいいます。ここでいう「深夜」とは午後 10 時から午前 5 時までをいいます。

(1) 子の養育や家族の介護を行う労働者の深夜労働の有無

		子の養育を行う労働者	家族の介護を行う労働者
深夜労働がある	所定内労働に深夜労働がある	1	1
	所定外労働にのみ深夜労働がある	2	2
深夜労働がない		3	3

→ いずれも「3 深夜労働がない」場合は、問 9 へお進みください。

(2) 子の養育や家族の介護のための深夜業の制限の制度の規定の有無 (問 8 (1) で「深夜労働がある」と回答した場合のみ 該当する制度についてお答えください。)

	子の養育のための深夜業の制限	家族の介護のための深夜業の制限
規定あり	1	1
規定なし	2	2

→ いずれも「2 規定なし」の場合は問 8 (4) へお進みください。

※ 「規定あり」とは、就業規則等により制度が明文化されていることをいいます。

(3) 子の養育や家族の介護のための深夜業の制限の制度の内容 (問 8 (2) で「1 規定あり」と回答した場合のみ、該当する制度についてお答えください。)

ア 深夜業の制限期間

子の養育のための深夜業の制限の制度について、子が何歳になるまで深夜業の制限の請求をすることが可能ですか。

小学校就学の始期に達するまで	小学校低学年 (3 年生又は 10 歳) まで	小学校卒業 (12 歳) まで	中学生 (13 歳) 以上
1	2	3	4

イ 深夜業の制限の制度の対象労働者

	子の養育のための深夜業の制限		家族の介護のための深夜業の制限	
	対 象	対 象 外	対 象	対 象 外
日々雇用される者	1	2	1	2
勤続 1 年未満の者	1	2	1	2
所定労働日数が週 2 日以下の者	1	2	1	2
保育・介護ができる同居の家族がいる者	1	2	1	2

(4) 子の養育又は家族の介護のための深夜業の制限の制度の利用状況

平成 11 年 4 月 1 日から平成 11 年 9 月 30 日までに子の養育又は家族の介護のための深夜業の制限を開始した者の数

子の養育		家族の介護	
女 性	男 性	女 性	男 性
人	人	人	人

問9 女性保護規定の解消に伴う、子の養育又は家族の介護を行う労働者に対する激変緩和措置に関する事項

(注) 激変緩和措置とは、子の養育又は家族の介護を行う一定範囲の女性労働者に対し、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度についての基準を、それ以外の者に対する協定で定める労働時間の延長の限度についての基準とは別に、これより短い基準を定める措置をいいます。

(1) 時間外労働協定の有無及び激変緩和措置に関する協定の有無

		子の養育を行う労働者	家族の介護を行う労働者
時間外労働協定あり	うち激変緩和措置に関する協定あり	1	1
	うち激変緩和措置に関する協定なし	2	2
時間外労働協定なし		3	3

→ いずれも2又は3に○を付けた場合は問10へお進みください。

(問9(1)で「1 激変緩和措置に関する協定あり」の場合、該当する制度について以下の(2)～(5)についてお答えください。)

(2) 激変緩和措置に関する時間外労働協定の対象労働者

激変緩和措置に関する時間外労働協定の対象労働者についてお答えください。

時間外労働を短いものとするについて使用者に申し出た者のうち	子の養育のための激変緩和措置	家族の介護のための激変緩和措置
女性労働者のみ対象	1	1
男女労働者とも対象	2	2

(3) 激変緩和措置に関する時間外労働協定の内容(時間外労働の上限時間)

事業所で定めている協定について、該当する期間の番号をすべて選択した上で、各期間における時間外労働時間の上限時間をお答えください。なお、「5 その他」を選択した場合は、その期間についても記入してください。(協定で定めていない期間については、お答えになる必要はありません。)

ア 子の養育のための激変緩和措置に関する協定

(期間)	(上限時間)	(単位)時間
1 1週間	→	
2 2週間	→	
3 4週間	→	
4 1年間	→	
5 (その他)	→	

イ 家族の介護のための激変緩和措置に関する協定

(期間)	(上限時間)	(単位)時間
1 1週間	→	
2 2週間	→	
3 4週間	→	
4 1年間	→	
5 (その他)	→	

(4) 子の養育のための激変緩和措置に関する時間外労働協定の内容(対象労働者)

子の養育を行う労働者について、子が何歳になるまで協定が適用されますか。

小学校就学の始期に達するまで	小学校低学年(3年生又は10歳)まで	小学校卒業(12歳)まで	中学生(13歳)以上
1	2	3	4

(5) 激変緩和措置の利用状況

平成11年4月1日から平成11年9月30日までに、子の養育又は家族の介護を行う労働者のうち激変緩和措置に関する時間外労働協定に基づき、時間外労働を短いものとするについて使用者に申し出た者の数をお答えください。

子の養育		家族の介護	
女性	男性	女性	男性
人	人	人	人

IV 家族看護休暇制度に関する事項

IIで聞いた介護休業制度とは別の制度として制度化している場合の制度の内容についてお答えください。

(家族看護休暇制度は、例えば子が風邪により発病した場合など家族等の短期間の傷病に関してその看護のために1日単位(又は半日・時間単位)の休暇を認める制度をいい、IIで聞いた介護休業制度(傷病により2週間以上の長期にわたり常時介護を必要とする状態にある家族を介護するためにする休業)や、家族の看護のために労働基準法に規定する年次有給休暇を取得することは除きます。)

なお、慣行等で看護のために休暇することを認めている場合も「制度あり」としてお答えください。)

問10 家族看護休暇制度の有無、根拠

制度あり	1	→ 就業規則等で明文化している	1	→ 制度の導入時期	昭和・平成	年度(注)
制度なし	2		慣行で休暇を認めている		2	(注) 例えば平成10年度とは、平成10年4月1日から平成11年3月31日までをいいます。
		→ 家族看護休暇制度の実施検討予定				
		あり	1	1年以内に実施予定 1 1～3年以内に実施予定 2 未定 3		
		なし	2			

(問11以下は、問10において「制度あり」と回答した事業所のみお答えください。)

問11 家族看護休暇制度の形態(注1)(主な形態の番号を1つ○で囲んでください。)

休暇・休職・休業等	失効年次有給休暇(注2)	その他
1	2	3

(注1) 看護のための休暇を認める形態として、複数の形態がある場合は、主な形態についてお答えください。また、以下の問についても、問11で○で囲んだ形態の制度についてお答えください。さらに、正社員と臨時社員等とで制度等の内容が異なる場合は、正社員に適用される制度についてお答えください。

(注2) 「失効年次有給休暇」とは、有効期限内に行使されず、時効となった年次有給休暇をいい、これを看護のために取得することを認めるものです。

問12 家族看護休暇制度の内容等

(1) 対象となる要看護者の範囲(該当する番号すべてを○で囲んでください。)

制限あり	1	→	子	配偶者	本人の父母	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他の親族
制限なし	2		1	2	3	4	5	6	7	8

(注) 「祖父母」「兄弟姉妹」は、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象としている場合を含みます。

(2) 休暇日数(休暇日数について制限を設けている場合、該当する番号を○で囲み、その日数をお答えください。)

制限あり	1	→	1年間に付き	1	→ 日数	1～10日	11日～1か月	1か月を超える期間	その他
制限なし	2		同一要看護者に付き	2		1	2	3	4
			失効年次有給休暇で	3					
			在職中に付き	4					
			勤続年数により	5					
			その他	6					

(差し支えなければ内容についてご記入ください)

(3) 家族看護休暇を取得した場合の賃金の取扱い

有給	一部有給	無給
1	2	3

(注) 月給制の場合「有給」とは、家族看護休暇を取得した場合であっても賃金を差し引かない場合をいい、「無給」とは、家族看護休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算して賃金から差し引くことをいいます。

また、月給制の場合「一部有給」とは、家族看護休暇を取得した場合に取得日数分の日給を計算し、その一部を賃金から差し引くことをいいます。

問13 家族看護休暇制度の利用状況

(平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間に家族看護休暇制度を取得した者について、利用者の有無、利用期間をお答えください。)

利用者あり

1

→

利用期間

性別

1日～3日

4日～6日

7日～10日

11日～30日

30日を超える期間

女性

人

男性

人

利用者なし

2

(注) 同一労働者の場合、期間内に利用した合計日数で記入してください。

お忙しいところ、調査に御協力いただきましてありがとうございました。